

**令和 6 年度厚生労働省委託
「E B P M推進に関する業務一式」事業
第 1 回 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会**

議事次第

日 時 令和 6 年 12 月 9 日（月）15:00～17:00

場 所 WEB 会議形式にて開催

- 議 事
- 1 開会
 - ・はじめに
 - ・委員紹介
 - ・座長等の選定
 - 2 E B P M実践の取組状況の検証
 - 3 その他

配付資料

- 資料 1 厚生労働省における E B P Mの実践の取組方針及び取組状況について
 資料 2 重点フォローアップ事業への支援・助言について
 資料 3 効果検証対象事業の取組状況・結果について

参考資料

- 参考 1 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会開催要綱
 参考 2 令和 5 年度の E B P Mの実践について（取組方針）
 参考 3 令和 5 年度の E B P M実践事業の種類
 参考 4 若年者の技能検定受検料減免措置の効果検証
 参考 5 特定健康診査・保健指導の実施率向上に関する取組の効果検証
 参考 6 基礎・応用研修について
 参考 7 厚生労働省の E B P M推進に係る有識者検証会検証結果取りまとめ
 （令和 5 年度）における今後の課題への対応

厚生労働省におけるEBPMの実践の取組方針 及び取組状況について

令和6年度 第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会
(令和6年12月9日)

厚生労働省政策統括官付政策立案・評価担当参事官室

令和6年度のEBPMの実践について(取組方針)

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針(令和6年1月30日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 予算事業で行っている**行政事業レビュー**において、「**基礎的なEBPM**」を実践する。
- **行政事業レビューシート**を「過去の事実の説明」のみならず、**政策立案や予算要求という将来に向けての「意思決定」の一環として積極的に活用する。**
- 画一的なやり方をあてはめるのではなく、**事業の性格を踏まえたメリハリをつける等、合理的・効率的なやり方で行政事業レビューシートの作成を行う。**
- 政策効果の分析等については、現場で対応できないような**高度に学術的なものをもとめるものではない。**
- 各府省は、自律的に行政事業レビューシートの品質管理を進め、事業の改善に向けた職員の意識改革・行動変容を促すため、**府省内で優良事業改善事例の選定・表彰を行う。**
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・改善、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。

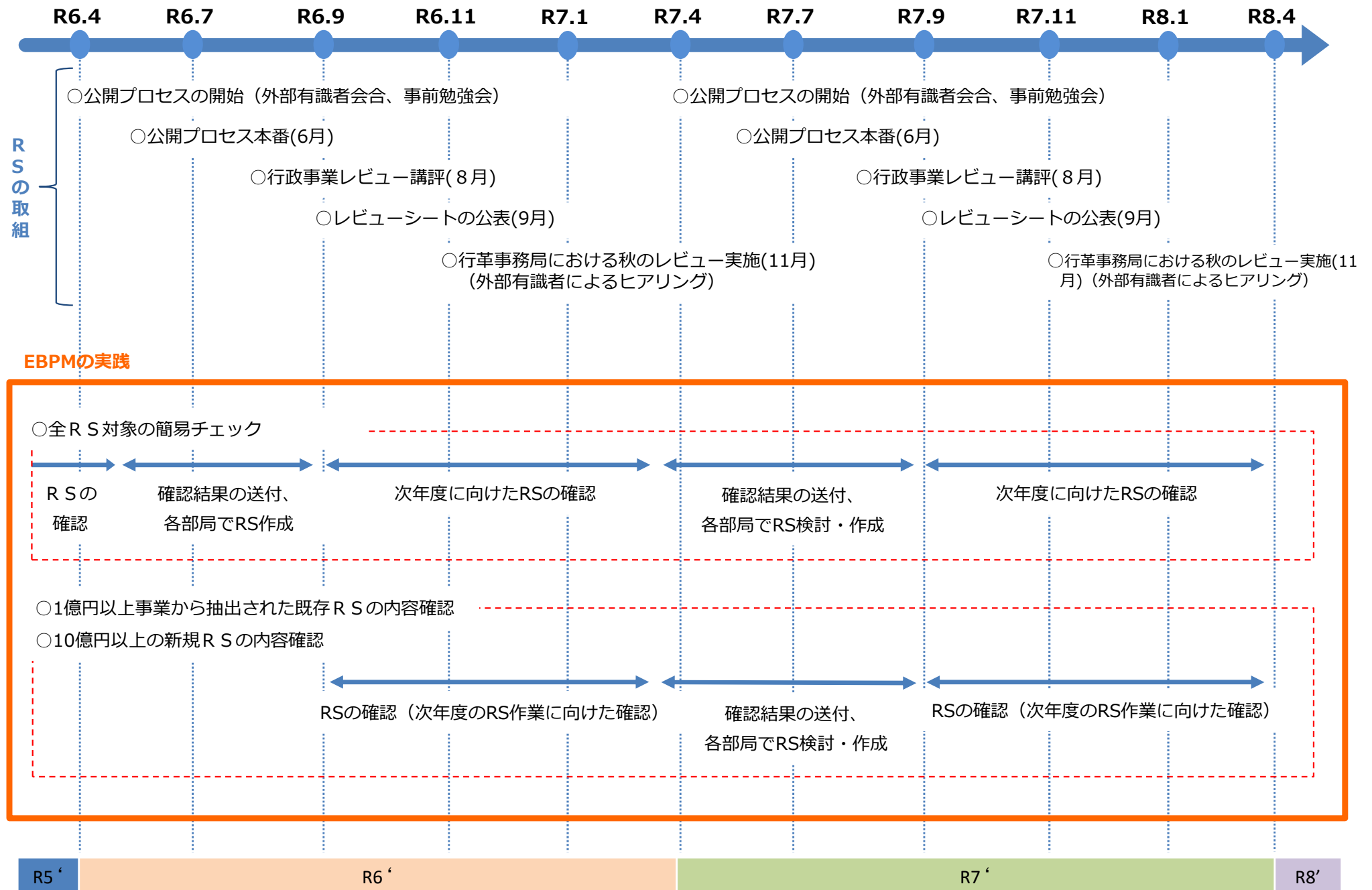
厚生労働省における令和6年度の取組方針

- 各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）において「**基礎的なEBPM**」を実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、予算事業については**行政事業レビューシートを活用し「基礎的なEBPM」の実践を進める※1**
 - ① 全ての行政事業レビューシートについて、品質管理を進める。特に、令和6年度に作成する予算要求に向けたレビューシートに関して
 - ・ 「現状・課題」欄の記述が「あるべき姿」や「ありたい姿」と現状とのギャップを明確にしており、「具体的な課題」もデータ等を踏まえて記述されているか。
 - ・ 「長期アウトカム」が、上記課題を踏まえ「どのような状態がその事業の目的を達成した状態だと考えているのか」が明確となるような設定がされているか。といった観点を主なポイントとして品質向上に努める。
 - ② さらに、来年度に向け、確認結果を踏まえた行政事業レビューシートの見直しを進める。
 - ③ 既存事業に関しては概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象に、翌年度に向けた専門家による詳細な内容確認を行い、事業所管部局は当該内容確認の指摘事項を踏まえたレビューシートの見直しを行う。
- 優良事業改善事例の選定・表彰など、その他の取組について、行革事務局の方針に沿って対応していく。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する※2。

※1 行政事業レビューシートを活用し基礎的なEBPMを実践する担当者を対象に、5月から6月に「EBPM実践担当者研修」を必須研修として開催

※2 令和5年度に実践事業に選定された事業については、令和7年度までフォローアップを実施

参考 E B P Mの実践のスケジュール



令和6年度のEBPMの実践にかかる各取組の概要について

EBPMよろず相談所

- 隔週1回、1回あたり2時間、EBPMよろず相談所を開設。専門家を配置し、各部局の職員から寄せられるEBPMに関連する相談に専門的知見を活用しつつ対応を行う。11月末までに18件の相談に対応。
- 実施期間は令和6年4月23日（火）から令和7年2月末までの予定。

行政事業レビューシートの確認

- 全ての行政事業レビューシートについて、「現状と課題」欄が具体的なデータを用いて論じられているか、長期アウトカムが適切に設定されているかなどについて、生成AIも活用し、職員による簡易チェックを行う。作業期間は令和6年12月から令和7年2月末。
- 概算要求額が1億円以上の事業の中から100事業程度、新規事業に関しては10億円以上の事業を対象として、行政事業レビューシートの記載内容について、委託業者による詳細なチェックを行う。作業期間は令和6年9月から令和7年2月末。

過年度の重点フォローアップ事業への支援・助言

- 令和4・5年度のEBPM実践事業から選定された10事業について、専門的立場からロジックの整合性、適切な指標取得、効果検証を見据えた改善点等について整理しコメントした。
- 実践年度から2年後まで、各年6月と12月に実施予定(計4回)。

効果検証

- 令和6年度は「若年者の技能検定受検料減免措置(人材開発統括官)」及び「特定健康診査・保健指導に必要な経費(保険局)」の2事業について効果検証を行った。
- 残りの令和4, 5年度選定の効果検証対象事業(計3事業)については、令和7年度以降の検証作業を予定しており、データの取得や事業の実施状況等について取組状況を引き続き確認していく。

EBPM研修

- 行政事業レビューシートの担当職員を対象として、行政事業レビューシートを用いて実施する「基礎的なEBPM」の習得等を目的とするEBPM実践担当者研修をe-ラーニング形式で実施した。実施時期は5月7日（火）から。
- EBPMに関する実務経験が少ない職員を対象として、アウトカム志向による問題解決を始め、EBPMに関する基礎的な素養を習得してもらうための基礎研修（60分程度）をe-ラーニング形式で実施した。実施時期は10月1日（火）～10月31日（木）。
- EBPMの実践に取り組む職員、関心の高い職員等を対象として、政策・施策効果の考え方を始め、EBPMに関する実践的な知識を習得してもらうための応用研修（3時間程度）を対面で実施した。研修日程は11月6日（水）、11月13日（水）。

令和4年度EBPM実践事業（令和6年12月9日現在）

部局名	事業名	区分	重点FU
健康局	慢性腎臓病（CKD）重症化予防のための診療体制構築・多職種連携モデル事業（仮称）	モデル事業	
健康局	アピアランス支援モデル事業	モデル事業	
健康局	免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	モデル事業	○
職業安定局	外国人労働者雇用労務責任者講習モデル事業	モデル事業	
雇用環境・均等局	フリーランスに対する相談支援及び周知広報事業	その他	
子ども家庭局	困難な問題を抱える女性支援推進事業	その他	○
社会・援護局（社会）	就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	モデル事業	○
社会・援護局（援護）	中国残留邦人等に対する定着自立支援事業	その他	
老健局	介護報酬改定等に伴うシステム改修経費	その他	
保険局	特定健康診査・保健指導に必要な経費	その他	○
人材開発統括官	新卒者等に対する支援	その他	○

令和5年度EBPM実践事業 (令和6年12月9日現在)

EBPM実践事業数

総事業数	新規事業	モデル事業	大幅見直し事業	その他
10事業	2事業	2事業	2事業	4事業

EBPM実践事業一覧

※ ○ は重点フォローアップ事業。

事業名	
1	重症患者診療体制整備事業
2	AMRに関する臨床情報センター事業
3	医薬品等承認審査費
4	働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組
5	副業・兼業に関する情報提供モデル事業
6	労働者協同組合法の円滑な施行
7	戦傷病者福祉事業
8	地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業
9	フリーター等支援事業
10	医療系ベンチャー育成支援事業

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

重点フォローアップ事業への 支援・助言について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日



令和4・5年度の有識者検証会でそれぞれ5事業(計10事業)を選定しており、今年度は年2回、各事業に対して適切に効果検証等を実施する上で必要な助言を行う

選定年度	事業名	部局名
令和4年度	1. 免疫アレルギー疾患患者に係る治療と仕事の両立支援モデル事業	健康・生活衛生局
	2. 特定健康診査・保健指導に必要な経費	保険局
	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	社会・援護局
	4. 就労体験・訓練先の開拓・マッチング事業	社会・援護局
	5. 新卒者等に対する支援	人材開発統括官
令和5年度	6. 重症患者診療体制整備事業	医政局
	7. 働き方改革の実現に向けた労働時間の上限規制の定着による長時間労働の抑制等のための取組	労働基準局
	8. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	職業安定局
	9. 労働者協同組合法の円滑な施行	雇用環境・均等局
	10. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	老健局

主に、ロジック/アウトカム、効果検証という観点から、事業の論理構造やアウトカム・指標の妥当性、効果検証に向けたデータ取得・分析手法について助言を行った

	項目	主な助言内容
ロジック／ アウトカム	ターゲット設定	事業が念頭に置いているターゲットの設定根拠を記載してはどうか
	適切なアウトカム設定	- 設定しているアウトカムは、アクティビティの直接的な結果であるため、アウトプットとして設定してはどうか - 意識及び行動の変化を一括りにして1つのアウトカムとして設定しているが、事業効果の適切な把握に向けて両者を切り分けて測定してはどうか
	適切な指標設定	設定している指標を正確に把握することは困難であると考えられることから、代替的な指標を検討してはどうか
	段階的なアウトカム設定	短期アウトカムから長期アウトカムへのつながりが弱いため、中期的なアウトカムを設定してはどうか
効果検証	データ取得	- 客観的な測定手法によりアウトカムを把握できないか検討してはどうか - アウトカムに影響を与えるような対象者の属性情報も取得してはどうか - 各自治体において事業の対象となった時期(年度)も記録することが望ましい - モデル地域外のデータ取得も検討してはどうか
	分析手法	定量的な分析に必要なサンプルサイズが得られない場合を想定し、事業の対象自治体へのヒアリング等を用いた定性的な分析も検討してはどうか

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

効果検証対象事業の取組状況・ 結果について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日

2025年1月17日修正



効果検証を予定している事業は5事業あり、データの取得時期を踏まえ、今年度は2事業について効果検証を実施した

選定年度	事業名	検証年度	リサーチデザイン	事業(効果検証)の実施状況
令和元年度	1. 若年者の技能検定受検料減免措置	令和6年度	後述	実施済
令和4年度	2. 特定健康診査・保健指導に必要な経費	令和6年度	後述	実施済
	3. 困難な問題を抱える女性支援推進等事業	令和7年度	PSM+DID及び重回帰分析	- アウトプットの一部が想定よりも低調 - アウトカムの一部について、事業実施前のデータが取得不可
令和5年度	4. 副業・兼業に関する情報提供モデル事業	令和8年度	PSM+DID又は前後比較(平均の差の検定)*1	- アウトプットの一部が想定よりも低調 - 令和7年度終了後にアウトカムに係るデータを取得予定
	5. 地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業	令和8年度	PSM+DID又は前後比較(平均の差の検定)*1	- アウトプットが想定よりも低調 - データの取得方法を検討中

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 1.若年者の技能検定受検料減免措置

本事業は若年者に対し、技能検定の受検料を減免し受検しやすい環境を整備。 減免により受検率が上がったかを検証

■ 事業概要

- 若年者に対し、**技能検定*1の実技試験の受検料を減免する措置を実施***2、若者が受検しやすい環境を整備
- 当該減免措置を2017年(平成29年)10月より実施していたが、2022年度(令和4年度)より**減免措置の対象を縮小***3。縮小分を補てんするため、**一部府県では独自減免を実施**

■ 検証事項と仮説

- 減免措置に受検者数を引き上げる効果があるか**を検証
- 仮説①:減免が除外されたグループは、減免が継続されたグループに比べて、受検者数の伸びが小さい
- 仮説②:県減免がある場合は、その影響は緩和されている

■ 検証方法

- データ:**
 - 技能検定受検者データ(受検者レベル)
 - 級×都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分×年度レベルの、受検者数のパネルデータを構築
- 方法:**都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分×年を観察単位とし、受検者数を国及び県の減免ダミーと、グループ(都道府県×年齢×雇用保険被保険者区分)固定効果、年度固定効果で回帰(**固定効果モデル**を推定)

リサーチデザイン(PICODA)

Population 誰に対して	若年層の技能検定の受検者
Intervention どんな事業を行い	検定料の減免
Comparison 誰と比較して	減免対象外の受検者
Outcome 何に対する効果を	受検
Data Collection こういったデータを用いて	受検者データ
Analytical Method こういった手法で分析するか	重回帰分析(固定効果分析)

*1「技能検定制度」は、労働者の有する技能の程度を検定し、これを公証する国家検定制度

*2 2級と3級の実技試験を受検する35歳未満の者に対し、実技試験の受検料を9,000円減額

*3 対象は「35歳未満」から「雇用保険被保険者である25歳未満」へ縮小

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 1.若年者の技能検定受検料減免措置

減免措置により、3級では受検を促進できた可能性あり

■ 主な結果

- 3級では、国または県減免の実施により、受検者数が18%増加
- 国減免・県減免別では、国減免は6%、県減免は30%の引き上げ効果。国減免より県減免の方が効果大きい
- ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

■ 示唆

- 減免により受検を促進できている可能性はある。ただし、本分析では正確な推定ができていない
- 正確な効果検証のため、雇用保険被保険者か否か等、分析に必要なデータを体系的に収集することが望ましい
- 今後の制度設計に向けた、減免の対象とすべき年齢層や属性の検討にあたって、年齢別や学校種別など深掘り分析を行うことを推奨

推定結果 > 推定値(推定モデル(5)~(6)、2・3級)

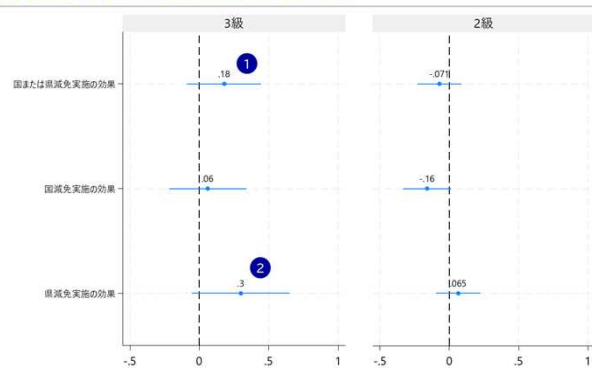
統合的にみると、3級では国または県減免の実施により受検者数を18%引き上げ。ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加

② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり

・ 2級では、減免の実施によりむしろ受検者数が7%減少

受検者数に対する国減免と県減免の効果(2・3級)



注) 観察単位は、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級。結果変数は受検者数(対数)。説明変数には都道府県×年齢×学生・就業者固定効果と年度固定効果を含む。括弧内は都道府県でクラスターした頑健標準誤差。点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す

18



詳細は参考資料4参照

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 2.特定健康診査・保健指導に必要な経費

保険者が実施している特定健診の勧奨に向けた取組が、受診率向上に寄与したのかを検証

■ 事業概要

- 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施
- 国は保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援

■ 検証事項

- 保険者(市町村国保)は実施率向上に向け、周知啓発や受診をしやすくするための様々な取組を実施
- これらの取組が受診率向上に寄与したかを統計的に検証

■ 検証方法

- データ:
 - 保険者別の取組の実施状況に関するアンケート
 - 保険者別の特定健診の実施状況(受診率)のデータ
- 方法:保険者×年を観察単位とし、受診率を取組ダミーと、保険者固定効果、年度固定効果で回帰(固定効果モデルを推定)

リサーチデザイン(PICODA)

Population 誰に対して	受診勧奨策を実施している保険者
Intervention どんな事業を行い	受診勧奨策
Comparison 誰と比較して	受診勧奨策を実施していない保険者
Outcome 何に対する効果を	特定健康診査実施率
Data Collection こういったデータを用いて	保険者データヘルス全数調査、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)
Analytical Method こういった手法で分析するか	重回帰分析(固定効果モデル)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 2.特定健康診査・保健指導に必要な経費

取組によって受診率と正/負の相関があるものの、推定精度は低い。 RCT等の前向き効果検証で有効な取組を特定、強化することを推奨

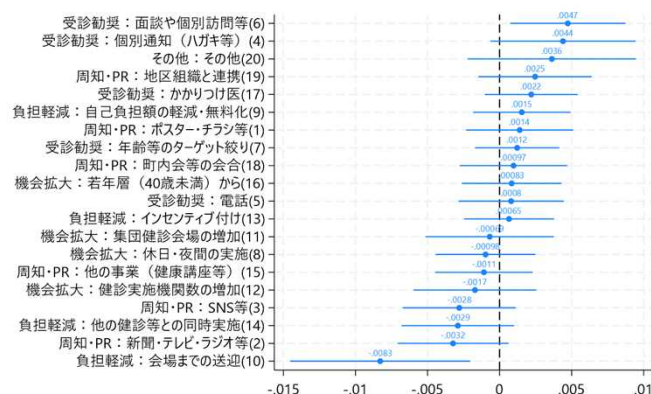
■ 主な結果

- 同一保険者内で、各取組の実施状況と受診率の関係を統計的に検証し、**受診率と正/負の関係にある取組を特定**
- ただし、**いずれの取組も効果量は小さく、推定精度は低い**。
受診率への影響があることは確認できず
- 取組の実施率が低下するなかで受診率は横ばいを維持しており、取組を実施しなくても受診率は維持できる状況

受診率に対する各種取組の効果

面談や個別訪問、個別通知など、対象者個別に向けた受診勧奨を行うことで、受診率が向上する傾向

受診率に対する各種取組の効果(全年)



■ 示唆

- 現在受診している層は特段の取組がなくても受診すると思われることから、**現在受診していない層の属性を把握し、受診の阻害要因を特定したうえで、取組を強化・改善**すべきではないか
- 推定精度が低いため、**追加データを収集し説明変数を追加**することで、**推定精度を向上**させることが重要
- 観察データから後ろ向きに各種取組の効果検証を行うには限界があるため、**RCT(ランダム化比較試験)による前向き検証を実施**し、効果の高い取組を特定したうえで、それらの取組にリソースを集中させることを推奨

詳細は参考資料5参照

注)点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。推定モデルの目的変数は受診率、説明変数は、各種取組ダミー、保険者固定効果、年度固定効果。
推定法は、最小二乗法(固定効果モデル)。推定結果はAppendixを参照。

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 事業概要

本事業は、困難な問題を抱える女性への適切な支援体制の構築を目的として、自治体に対して、各種取組に要する費用の補助を実施するものである

出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」

令和4年度選定の効果検証対象事業の取組状況について (1)

I 困難な問題を抱える女性支援推進等事業

① 事業概要

■ 個々の状況に応じた適切な支援が提供される体制が構築されるよう、DV・女性保護対策等支援事業により、以下に要する費用の補助を実施する。

- ① 研修受講の有無や経験年数に応じた婦人相談員手当の支給
- ② 都道府県等の基本計画策定
- ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
- ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
- ⑤ 関係機関における地域協議会の設置・運営

* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「DV・女性保護対策等支援事業」は「困難な問題を抱える女性支援等推進事業」と、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と、「地域協議会」は「支援調整会議」と読み替える。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助割合】 ①～④：5／10 ⑤：10／10

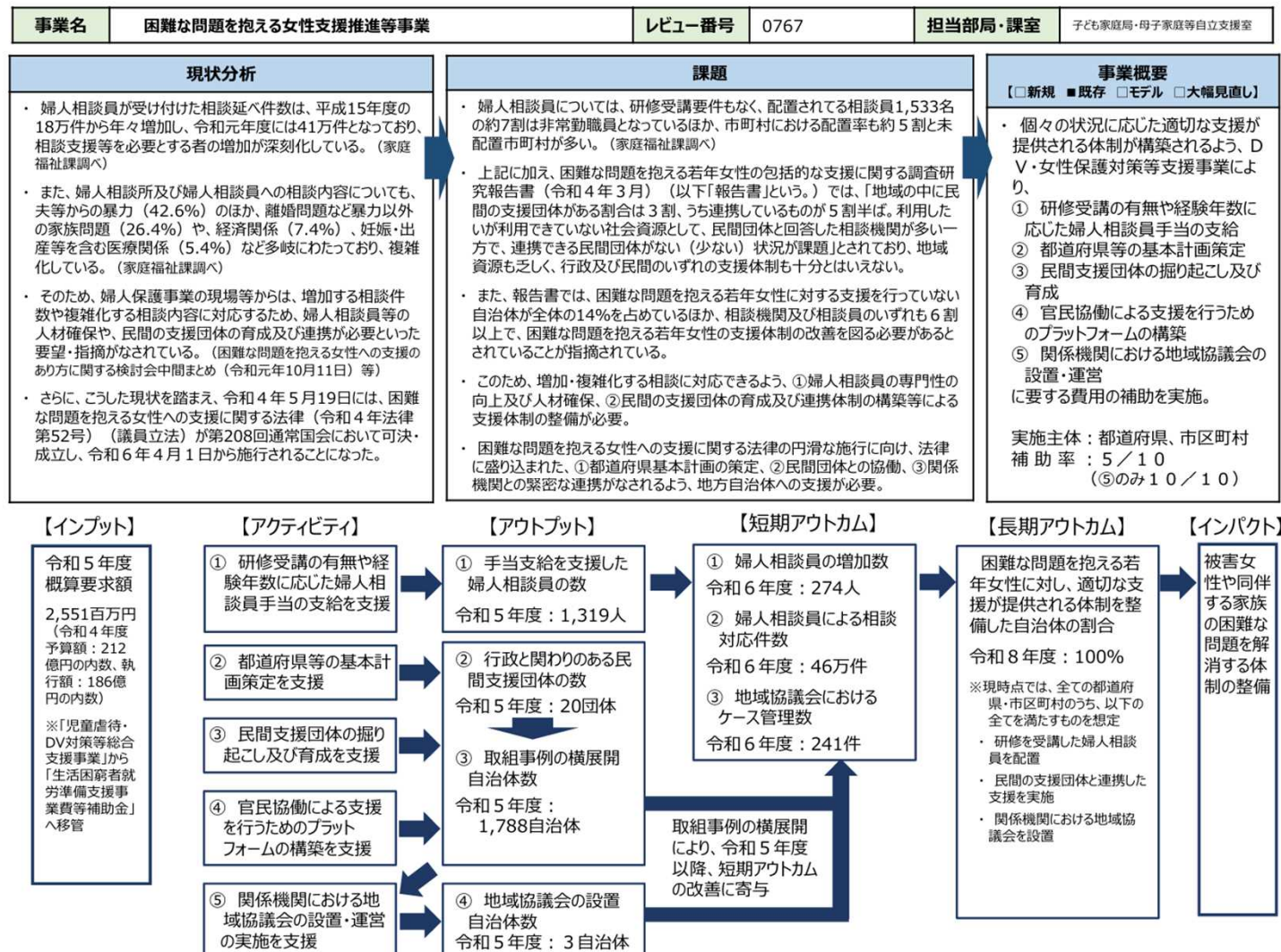
② 事業の現状と今後の方向性

- 事業の実施は6自治体程度。都道府県等に対し、事業を活用いただけるよう働きかけを行っている。
- 地域協議会の設置はまだ実績がなく分析は難しい状況にあり、関連する民間支援団体の掘り起こし及び育成については、令和5年度中に自前で手引きを作成し、横展開することを検討しており、これらの取り組みも踏まえつつ定性的な分析を検討する。
- 令和6年度中に令和5年度実績をとりまとめ、令和7年度に効果検証を予定している。効果検証方法としては、補助金を活用している自治体と活用していない自治体間の分析（人口規模別）を検討しており、様々な角度から分析できるよう相談対応件数や層別（年齢別、通報窓口別）等を細かく調査している（調査に対して苦情はあるが協力いただけている）。

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > ロジックモデル

(参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > リサーチデザイン

令和4年度に設計されたリサーチデザインに基づき、事業担当課において、効果検証に必要なデータ取得等を進めている

出典:令和4年度事業資料をもとにMWC作成

		リサーチデザイン①	リサーチデザイン②
Population 	誰に対して	都道府県又は市区町村	同左
Intervention 	どんな事業を行い	本事業による各取組に要する費用の補助	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	事業を実施していない都道府県又は市区町村	(Pの対象間での比較)
Outcome 	何に対する効果を	支援体制(女性相談支援員数、相談対応件数、支援調整会議のケース管理数)の整備の差	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	女性支援事業実施状況報告、公的統計(国勢統計等)	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	重回帰分析

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 効果検証方法

効果検証方法については、①傾向スコアマッチング＋差の差分析及び②重回帰分析を想定している

出典：厚生労働省「令和5年度厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会(第2回)」

③ 効果検証方法（案）

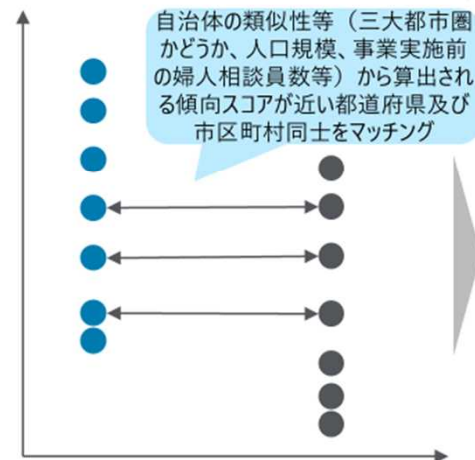
- 効果検証として、以下の2つを想定。
- 効果検証①：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備が促進されるかを、傾向スコアマッチングおよび差の差分析(PSM-DID)により比較する。
- 効果検証②：支援体制(婦人相談員数、相談件数、自治体のケース管理数)の整備促進の要因を重回帰分析によって検証する。
 - ・ 目的変数：相談対応件数、婦人相談員数 等
 - ・ 説明変数：婦人相談員の年齢階級、配置状況(指導員等の人数)、勤務状況(常勤/非常勤等のダミー変数) 等

* 令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたことに伴い、「婦人相談員」は「女性相談支援員」と読み替える。

効果検証①：支援体制の整備促進に関する効果の検証

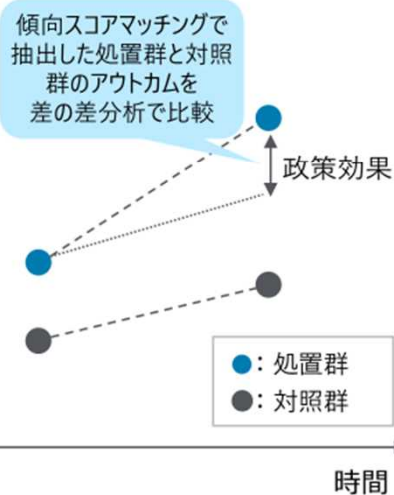
傾向スコアマッチング

傾向スコア



差の差分析

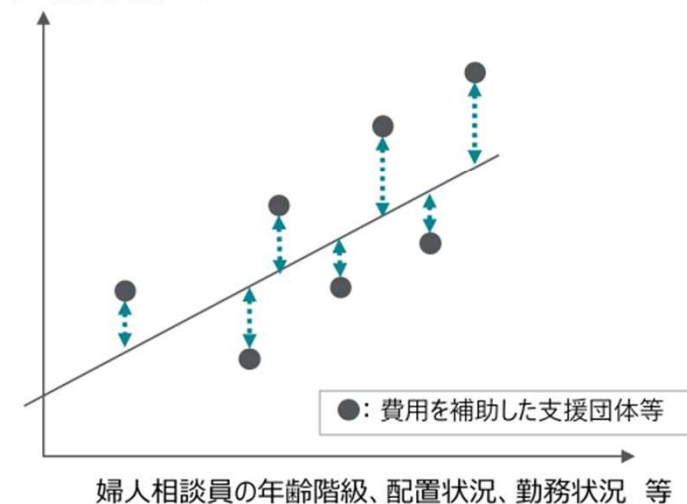
相談対応件数、
婦人相談員数 等



効果検証②：支援体制の整備促進に関する要因の違いの検証

重回帰分析

相談対応件数、
婦人相談員数 等



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 事業の実施状況

アクティビティの中には当初想定よりもアウトプットが下回っているものがある。
また、アウトカムのうち事業実施前のデータが取得できないものがある

事業の実施状況



■ 令和5年度から事業開始しているが、③及び⑤については当初想定よりもアウトプットが下回っている

- ① 研修受講の有無や経験年数に応じた女性相談支援員手当の支給
- ② 都道府県等の基本計画策定
- ③ 民間支援団体の掘り起こし及び育成
- ④ 官民協働による支援を行うためのプラットフォームの構築
- ⑤ 関係機関における支援調整会議の設置・運営

■ 令和6年度から①及び⑤の支給・設置対象を拡大

- ・ ①:都道府県市→都道府県市町村
- ・ ⑤:市→都道府県市町村

■ 令和7年度に効果検証を実施予定であり、データ取得状況等については以下のとおり

- ・ 「支援調整会議のケース管理数」について、事業実施前(令和4年度)のデータ取得が困難

データの取得状況



アウトカム	処置群・対照群	実施前 (令和4年度)	実施後 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)
女性相談支援員数、 相談対応件数	処置群	○ (取得済)	○ (令和6年度取得予定)	○ (令和7年度取得予定)
	対照群	○ (取得済)	○ (令和6年度取得予定)	○ (令和7年度取得予定)
支援調整会議の ケース管理数	処置群	× (取得不可)	× (取得不可)	○ (令和7年度取得予定)
	対照群	× (取得不可)	× (取得不可)	○ (令和7年度取得予定)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 3.困難な問題を抱える女性支援推進等事業 > 効果検証に向けた課題と対応

アウトプットの実績やデータの取得状況を踏まえ、当初想定していた検証の範囲を一部縮小して効果検証を実施する予定である

課題

現状では、当初想定していた効果検証を令和7年度に実施することは困難

- 自治体の財源確保上の課題から、アクティビティによっては当初想定よりもアウトプットが下回っている
- アウトカムの一部について、効果検証に必要な事前データが取得できていない

対応

令和7年度の効果検証においては、当初想定していた検証の範囲を一部縮小して効果検証を実施する

- 当初の想定よりも下回っているアウトプットについては、短期アウトカムに与える影響も踏まえながら、検証の範囲を絞る
- 必要なデータが取得できているアウトカムについて、検証を実施する

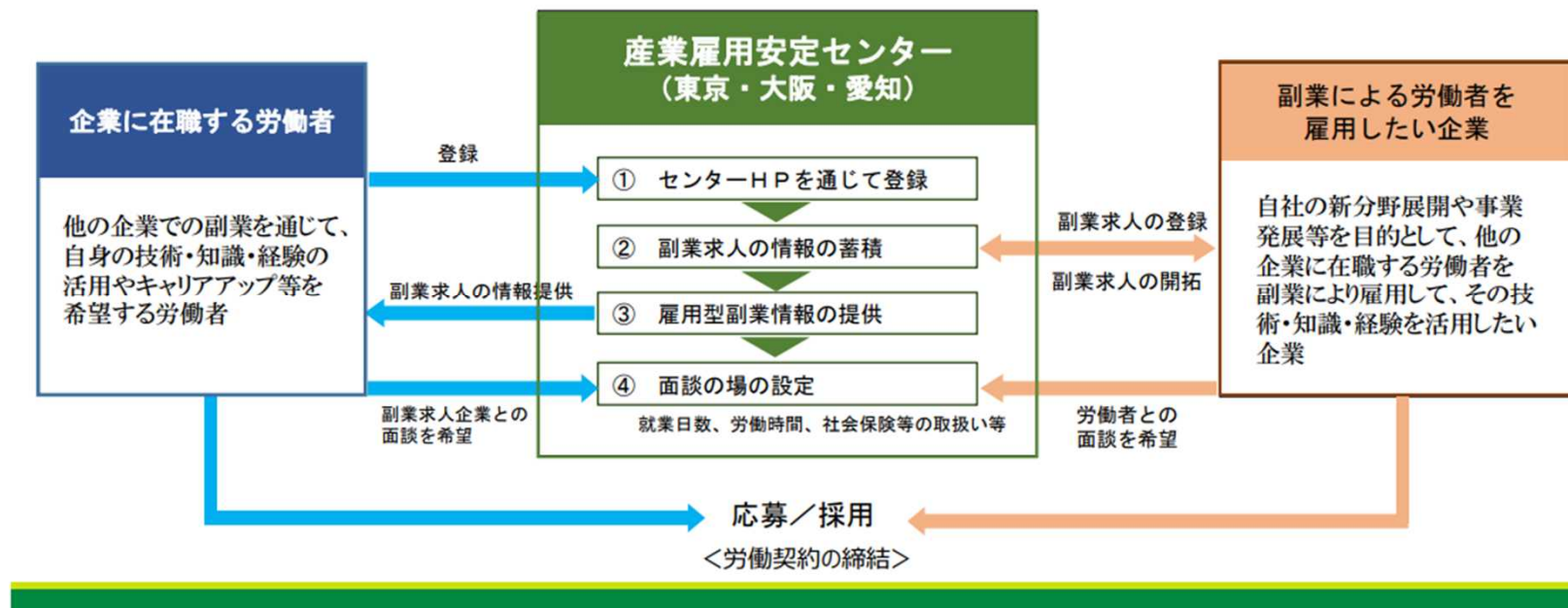
効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 事業概要

本事業は、副業・兼業の促進を目的として、モデル事務所を設置して、労働者への求人情報の提供及び企業とのマッチングを実施する

事業概要

副業・兼業の促進を図るため、以下の取組を実施

- ① 産業雇用安定センターHPにおけるサイト開設
 - ・ 副業・兼業で働きたい労働者(中高年齢者)がエントリーシートを作成・提出
 - ・ 副業・兼業による労働者を雇用したい企業が副業求人情報を登録
- ② モデル事務所(東京、大阪、愛知)の設置
- ③ モデル事務所において、労働者(中高年齢者)への求人情報の提供及び企業とのマッチングの実施

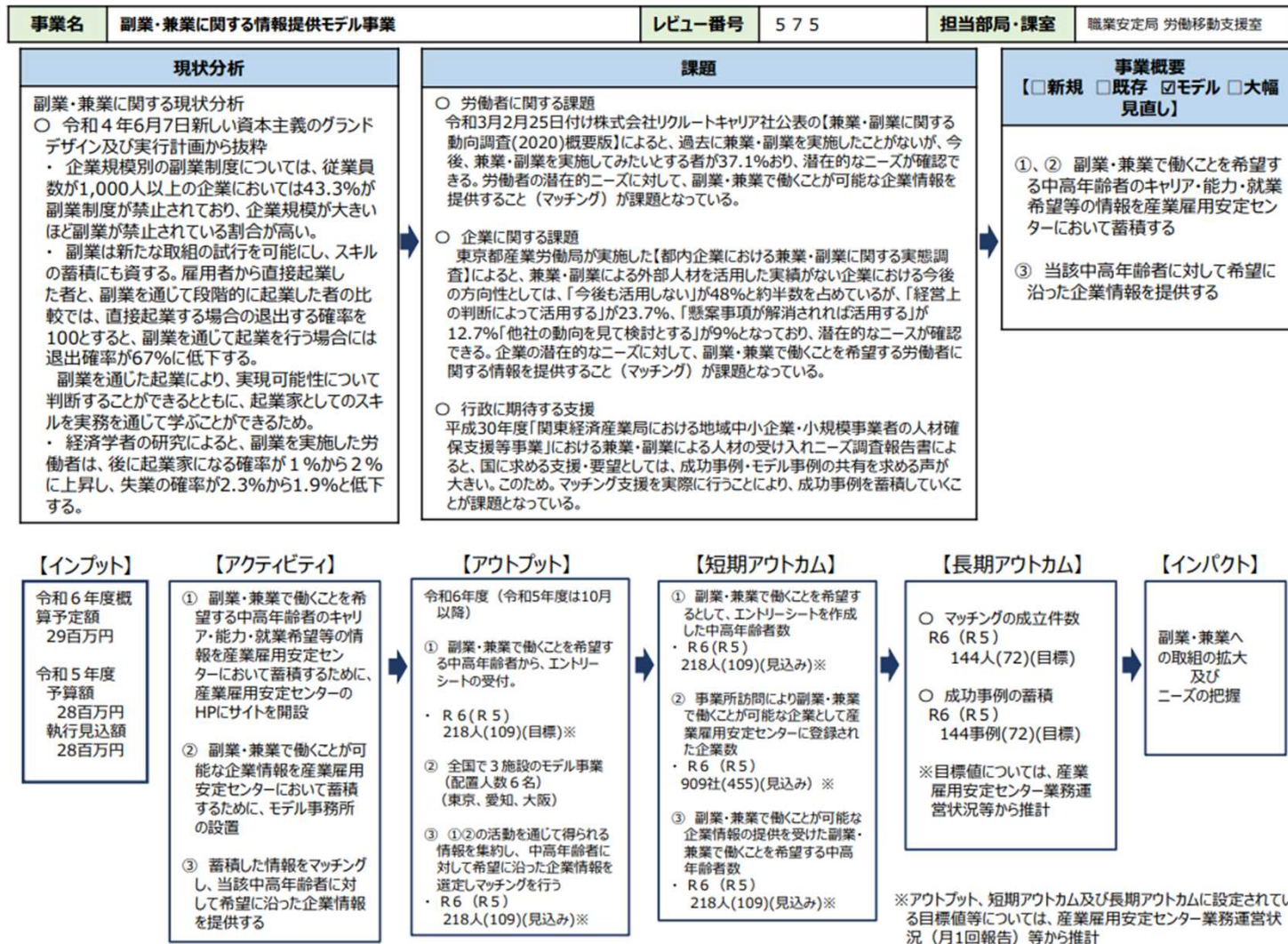


出典:厚生労働省「副業・兼業に関する情報提供モデル事業の概要について」から抜粋 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35191.html

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > ロジックモデル

(参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > リサーチデザイン案

事業担当課において、令和5年度に設計されたリサーチデザイン案の中から、データの取得状況等を踏まえて、実施可能なデザインを検討している

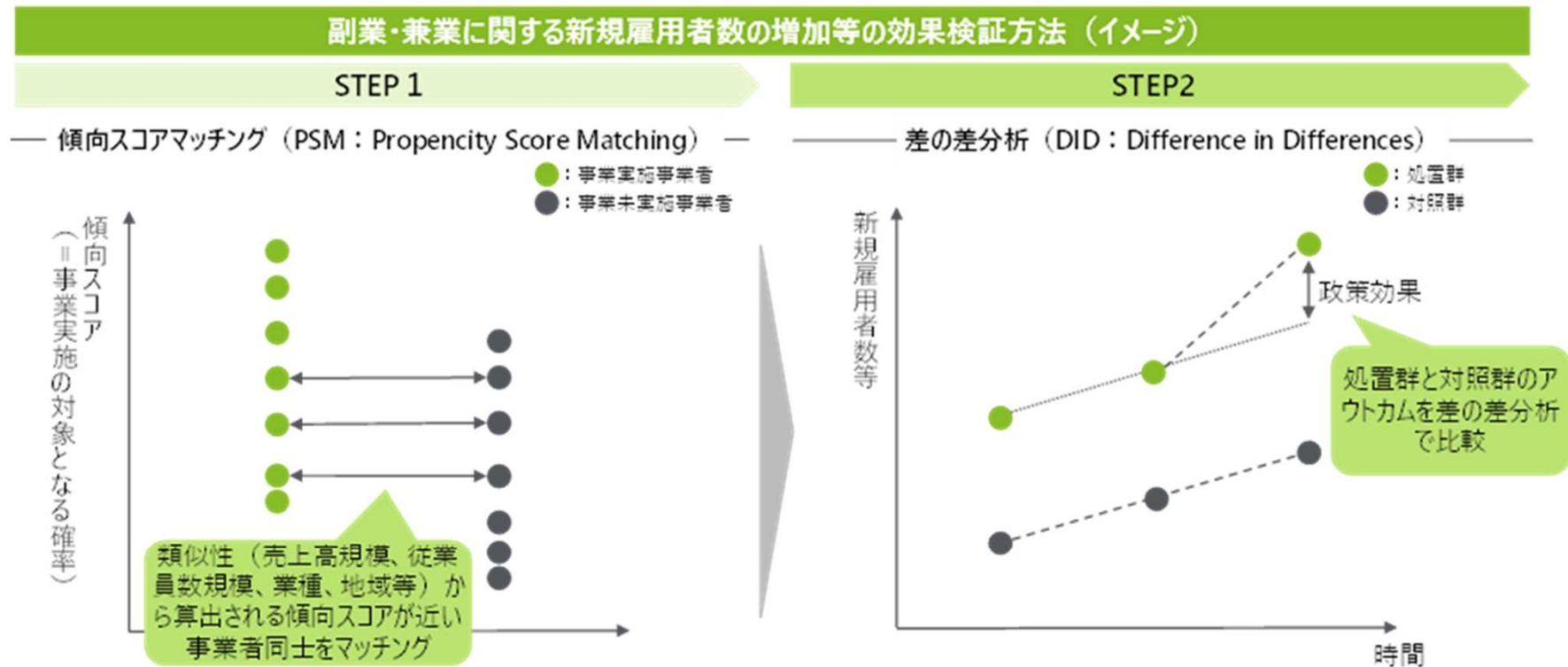
出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
Population 	誰に対して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画する事業者	同左
Intervention 	どんな事業を行い	副業・兼業で働くことを希望する中高年齢者の情報の蓄積や、当該中高年齢者に対して希望に沿った企業情報の提供	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	副業・兼業を認める事業者のうち、本事業へ参画しなかった事業者	本事業へ参画する前における事業者
Outcome 	何に対する効果を	副業・兼業の新規雇用者数、副業・兼業の新規雇用のしやすさに関する実感	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	産業雇用安定センターの会員事業者向けアンケート情報	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分析＋傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

効果検証方法については、傾向スコアマッチング＋差の差分析等を検討している

出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

傾向スコアマッチングと差の差分析の組み合わせによる分析イメージ



■ PSM-DIDによる検証

- STEP 1：事業者の類似性等（売上高規模、従業員数規模、業種、地域等）の共変量を説明変数、処置変数（処置を受けるか否かのダミー変数）を目的変数としたロジスティック回帰を行い、傾向スコア（＝事業実施の対象となる確率）を算出する。さらに、傾向スコアが近い事業者同士をマッチングして、対照群を特定する。
- STEP 2：STEP1で特定した対照群を用いて、差の差分析を行い、政策効果を検証する。

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 4.副業・兼業に関する情報提供モデル事業 > 事業の実施状況

アクティビティについて当初想定よりもアウトプットが下回っているものがある。
アウトカムに関するデータは、振り返り(回顧)の形で令和7年度終了後に取得予定である

事業の実施状況



■ 令和5年度から事業開始しているが、①及び③については、当初想定よりもアウトプットが下回っている

① 産業雇用安定センターHPにおけるサイト開設

- 副業・兼業で働きたい労働者(中高年齢者)がエントリーシートを作成・提出
- 副業・兼業による労働者を雇用したい企業が副業求人情報を登録

② モデル事務所(東京、大阪、愛知)の設置

③ モデル事務所において、労働者(中高年齢者)への求人情報の提供及び企業とのマッチングの実施

■ 令和8年度に効果検証を実施予定であり、データ取得状況等については以下のとおり

- 令和7年度終了後に、**会員事業者(事業に参画しなかった事業者含む)**を対象としたアンケートを実施予定
- アンケートの実施にあたっては、**振り返り(回顧)の形で事業実施前のデータも取得**予定

データの取得状況



アウトカム	処置群・ 対照群	実施前 (令和4年度)	実施後 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)	実施後 (令和7年度)
副業・兼業の新規 雇用者数、 副業・兼業の新規 雇用のしやすさに 関する実感	処置群	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)
	対照群	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)

事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

課題

現状では、事業のアウトプットが想定よりも低調

- 周知のチャネルを拡充しているものの事業者が本事業を認知しておらず、当初想定よりもアウトプットが下回っている

対応

事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

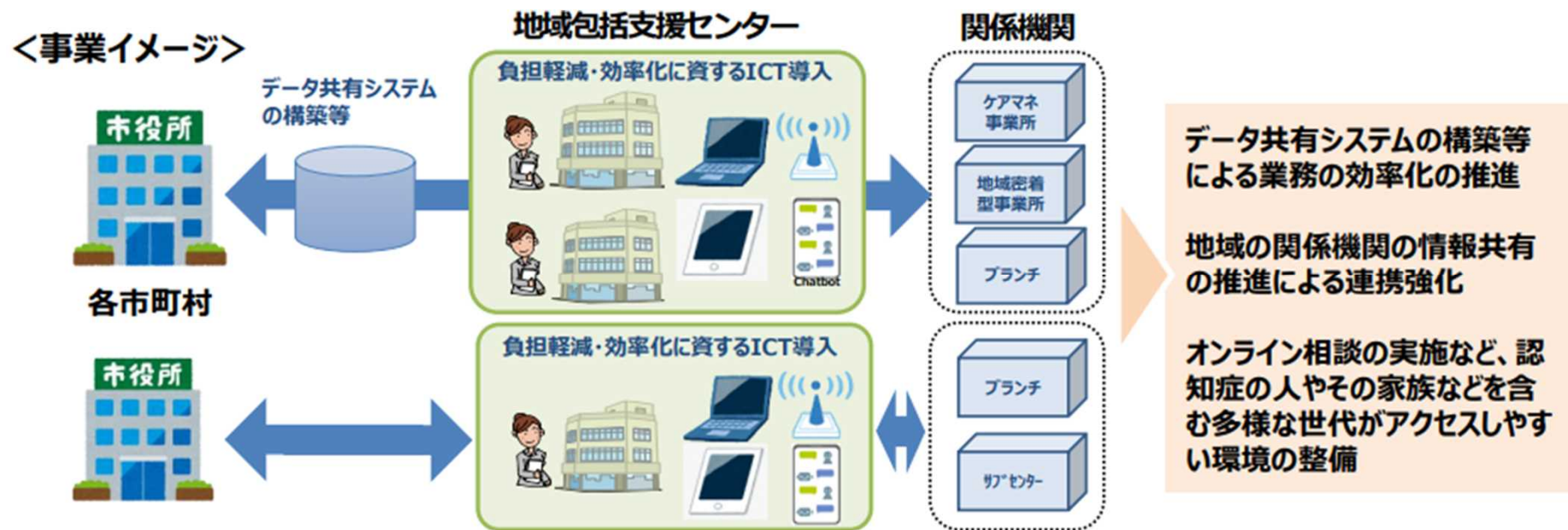
- 令和8年度の効果検証に向けて必要な準備を進めつつ、令和7年度の事業のアウトプットの状況を踏まえながら、効果検証の実施可否や時期を判断する

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 事業概要

本事業は、地域包括支援センター等における業務負担軽減・効率化を目的として、システム構築やICT導入に係る経費を助成する

事業の実施状況

- 地域包括支援センター等における総合相談支援業務のデータ共有や介護予防サービス計画書のデータ連携のためのシステム構築に係る経費の助成
- その他センターの業務負担軽減や効率化に資するICT導入に係る経費の助成

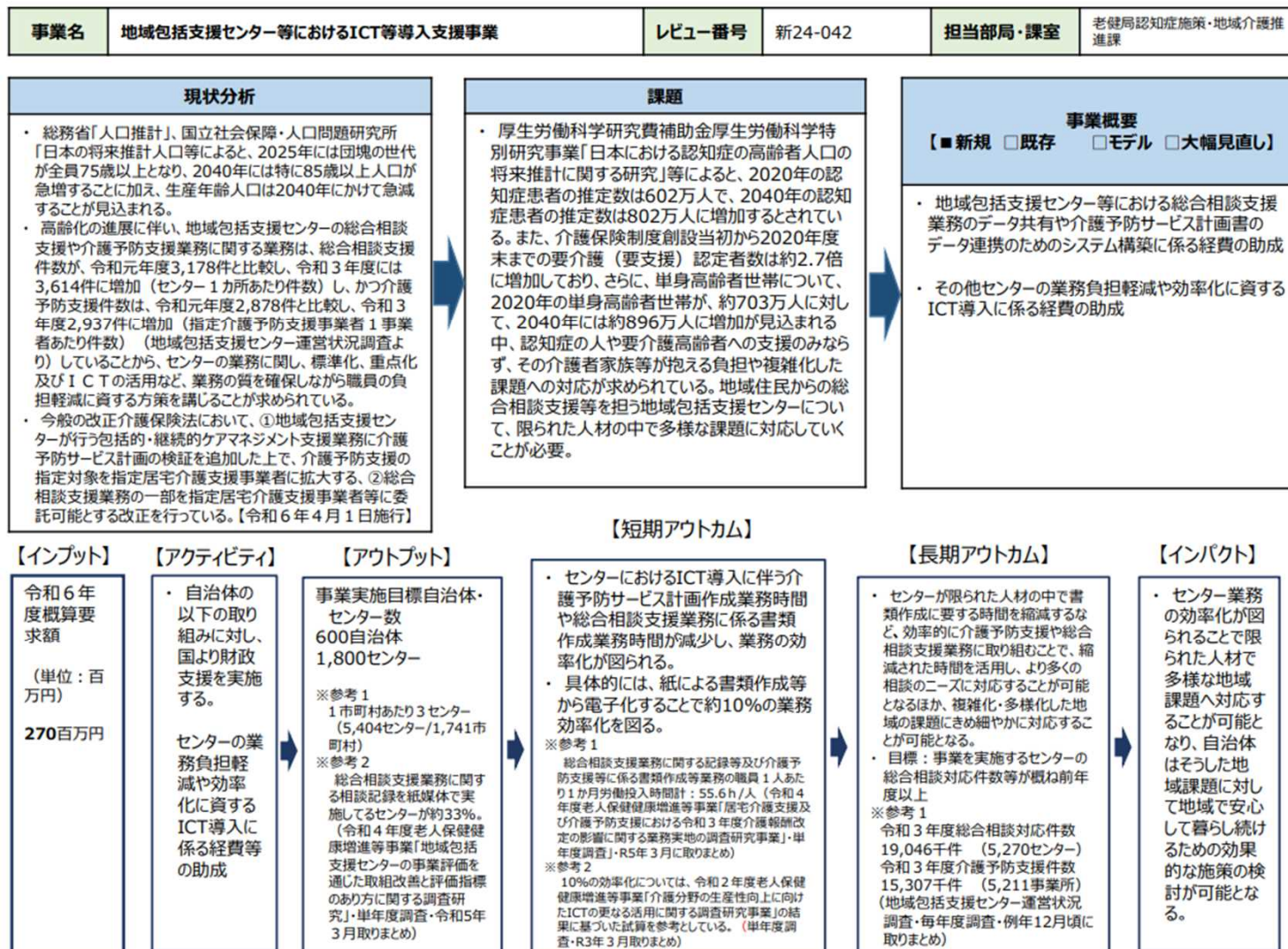


出典)厚生労働省「令和6年度概算要求の概要(老健局)の参考資料」から抜粋(p.50) <https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/24syokan/dl/gaiyo-12-2.pdf>

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > ロジックモデル

(参考)本事業の概要及びロジックモデルは以下のとおり

出典:厚生労働省「EBPMの実践における重点フォローアップ事業のロジックモデル」



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > リサーチデザイン案
事業担当課において、令和5年度に設計されたリサーチデザイン案の中から、データの
取得状況等を踏まえて、実施可能なデザインを検討している

出典:令和5年度事業資料をもとに当社で作成

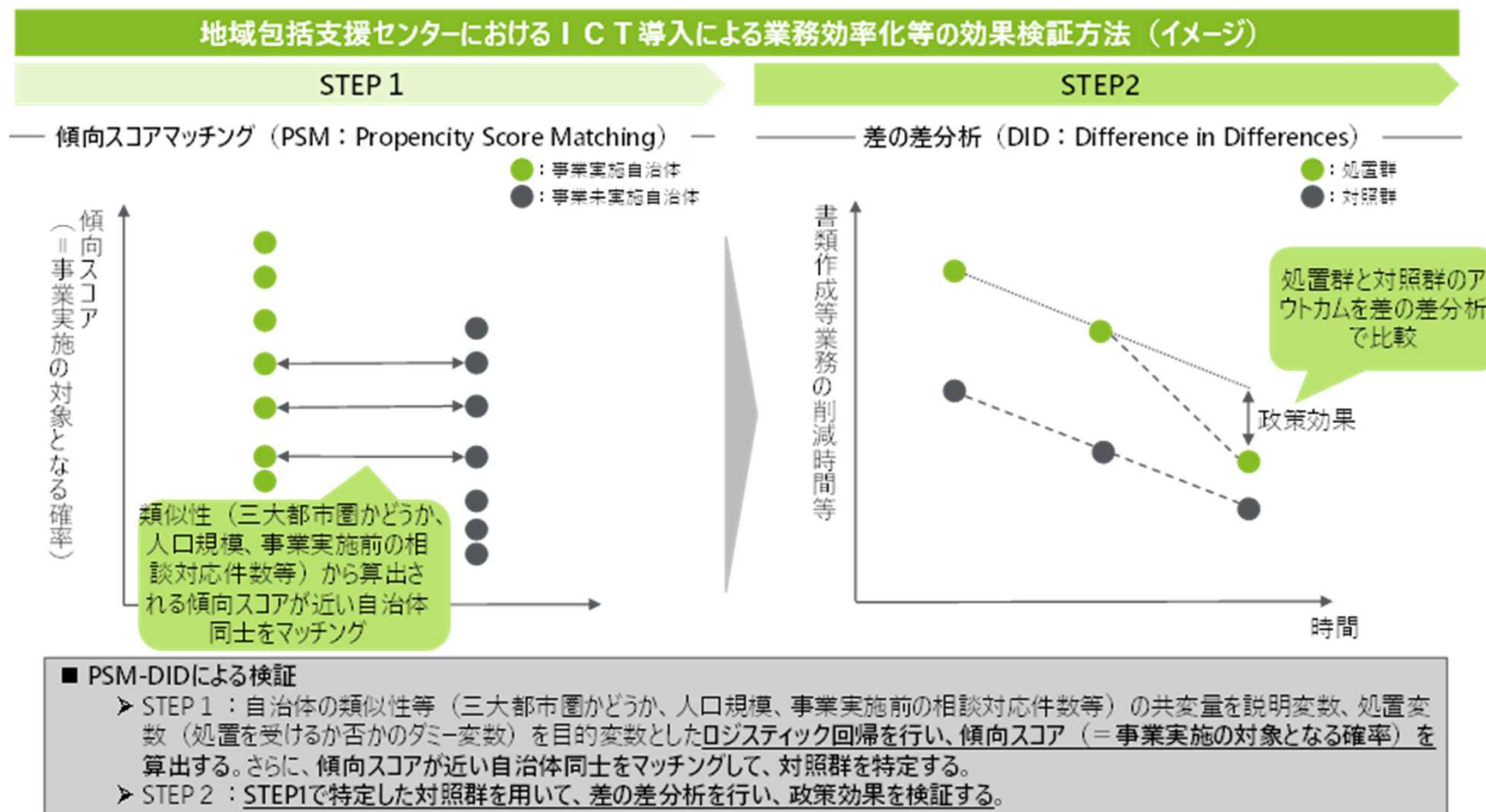
		リサーチデザイン案①	リサーチデザイン案②
Population 	誰に対して	本事業へ参画した自治体(地域包括支援センター)	同左
Intervention 	どんな事業を行い	各取組に係る経費の助成	同左
Comparison 	どんな状況・誰と比較して	本事業へ参画しなかった自治体(地域包括支援センター)	本事業へ参画する前における自治体(地域包括支援センター)
Outcome 	何に対する効果を	総合相談対応件数、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感	同左
Data Collection 	こういったデータを用いて	本事業における助成記録情報や地域包括支援センターに提出を求める業務実績報告書等	同左
Analytical Method 	こういった手法で分析するか	差の差分析+傾向スコアマッチング	前後比較(平均の差の検定)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 効果検証方法案

効果検証方法については、傾向スコアマッチング＋差の差分析等を検討している

出典：令和5年度事業資料をもとに当社で作成

傾向スコアマッチングと差の差分析の組み合わせによる分析イメージ



効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 事業の実施状況
 アクティビティについて当初想定よりもアウトプットが下回っている。
 事業に参画しない自治体からのデータ取得については、検討中である。

事業の実施状況



- 令和5年度から事業開始している*1が、当初想定よりもアウトプットが下回っている
- 令和8年度に効果検証を実施予定*2であり、データ取得状況等については以下のとおり
 - ・ 各年度の実施計画書・実績報告書を通じて、事業へ参画した自治体からのデータ取得は可能
 - ・ 事業に参画しない自治体からのデータ取得については検討中

*1 令和5年度に補正予算として措置されたが、令和6年度に繰り越している

*2 令和6年度に各自治体へのICT導入は完了するが、事業の効果が発現するのは令和7年度と想定

データの取得状況



アウトカム	処置群・対照群	実施前 (令和5年度)	実施後 (令和6年度)	実施後 (令和7年度)
総合相談対応件数、ICT導入に係る経費等の助成による業務効率化の実感 等	処置群	○ (取得済)	○ (令和7年度取得予定)	○ (令和8年度取得予定)
	対照群	△ (検討中)	△ (検討中)	△ (検討中)

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 効果検証に向けた課題と対応
事業に参画しない自治体からのデータ取得については、全国の市区町村を対象とした
既存の悉皆調査の活用を検討している

課題

当初想定していた効果検証の実施にあたっては、**事業に参画しない自治体に係るデータが必要**となる

- 実施計画書・実績報告書を通じたデータ取得ができないため、ハードルが高い

対応

全国の市区町村を対象とした**既存の悉皆調査を活用し、事業に参画しない自治体に係るデータ取得**を検討する

- 「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究(令和5年3月)」では、センターの相談記録票の管理方法(紙・電子)や業務負担に関する設問がある(後述、p.24参照)
- この調査研究を事業実施前データ(ベースラインデータ)として扱い、事業実施後に同様の設問を含んだ悉皆調査を実施することにより、事業に参画しない自治体からも事業実施前後のデータ取得が可能となる

効果検証対象事業の取組状況・結果 > 5.地域包括支援センター等におけるICT等導入支援事業 > 調査における関連設問
 (参考)「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究」の中で、本事業に関連する設問は以下のとおり

設問

- ・ Q. 相談記録の作成方法についてうかがいます
 - ・ ⇒ 市区町村による**相談記録票(電子媒体)**に入力している。
- ・ Q. 総合相談支援業務を行うにあたり、どのようなところに負担を感じていますか
 - ・ ⇒ 個々の相談記録の作成

2. 相談記録の作成や管理方法についてうかがいます	
Q26. 相談の記録の作成方法についてうかがいます。 (いくつでも選択) ※相談時は紙媒体に記載し、その後、電子媒体に入力する場合は、両者を選択してください。	1. 市区町村による相談記録票（紙媒体）にて作成している 2. 市区町村による 相談記録票（電子媒体） に入力している。 3. 貴地域包括支援センターによる相談記録票（紙媒体）にて作成している 4. 貴地域包括支援センターによる相談記録票（電子媒体）に入力している 5. その他（ ） 6. 特に定型の相談記録票は設けていない
(Q26で1～5に回答した方のみ) Q26-1. 対応した相談のうち、記録作成の対象とならない場合がありますか。(1つ選択)	1. 全ての相談が記録対象となっている 2. 制度に関する質問や確認など、一般的な情報提供については、記録対象としていない 3. その他（ ）
Q27. 相談の記録・管理用に、相談分類を定めて分類していますか。 (いくつでも選択)	1. 市区町村で定めている相談分類で分類している 2. 貴地域包括支援センターで定めている相談分類で分類している 3. その他（ ） 4. 特に相談分類は定めていない

4. ブランチの担当業務等、および市区町村、基幹型センター、機能強化型センター、サブセンター、ブランチとの情報共有の状況についてうかがいます		
Q33. 総合相談支援業務を行うにあたり、どのようなところに負担を感じていますか。 (3つまで選択)	1. 相談者の主訴の把握 2. 緊急性の判断 3. 利用者との関係構築 4. 利用者の家族等との関係構築 5. 利用者の生活課題の把握 6. 利用者の意思決定支援 7. 利用者や家族等からの連絡や要望への対応 8. 利用者地域住民との調整 9. 関係機関へのつなぎ 10. 地域包括支援センター内のチームアプローチ	11. 関係機関や専門職との連携 12. 市区町村との連携 13. 地域住民との連携 14. 地域ケア会議の開催 15. 社会資源の開発 16. 個々のケースの終結の判断 17. 個々の相談記録の作成 18. 高齢者の実態把握 19. 事務作業 20. その他（ ） 21. 特になし

出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括支援センターの事業評価を通じた取組改善と評価指標のあり方に関する調査研究(令和5(2023)年3月)」
https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230420_03.pdf

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会開催要綱

1 目的

株式会社メトリクスワークコンサルタンツでは、厚生労働省から委託を受け、令和6年度にE B P M推進に関する業務一式事業を実施している。

本事業の一環として、「厚生労働省統計改革ビジョン 2019 工程表」（令和元年10月8日）及び「厚生労働省統計改革工程表」（令和4年12月23日）に基づき、外部有識者によるE B P Mの実践状況の検証等を行い、E B P Mの更なる推進を図ることを目的として開催する。

2 検証事項

- （1）行政事業レビューシートの点検・助言に係る検証
- （2）効果検証等に係る検証
- （3）その他E B P Mの取組に係る検証

3 構成員

別紙のとおり

4 運営等

- （1）検証会は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツが別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）検証会は、構成員のうち1人を座長として選出する。
- （3）検証会は、座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が構成員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- （4）座長は、検証会において必要があると認めるときは、構成員以外の関係者に検証会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- （5）検証会の議事概要及び資料は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。
- （6）検証会の庶務は、株式会社メトリクスワークコンサルタンツにおいて行う。
- （7）前各項のほか、検証会の運営その他の検証会に関し必要な事項は、座長が定める。

別紙

厚生労働省のE B P M推進に係る有識者検証会構成員

(五十音順、敬称略)

安藤 道人	立教大学 経済学部 教授
小野 達也	追手門学院大学 地域創造学部 教授
高久 玲音	一橋大学 経済学部 教授
田中 隆一	東京大学 社会科学研究所 教授

内閣官房行政改革推進本部事務局の取組方針 (令和5年4月10日内閣官房行政改革推進本部事務局)

- 行政事業レビューにおけるEBPMの実践
 - ・ 政策の立案・改善や予算編成プロセスといった**意思決定プロセス**で予算事業で実施されている**行政事業レビューを活用**する。
 - ・ 各府省において、**レビューシート全体の品質管理を進めていく**。
 - ・ 各府省は、重点フォローアップ対象事業の改善結果と、府省内で選定・表彰した優良事業改善事例を、EBPM推進委員会に報告する。
 - ・ **より発展的な効果検証を設計・実施**し、その結果を事業の改善に効果的に活用するなど、**事業の効果を追求する取組を行うことを推奨**する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制の立案・評価・見直し、税制改正プロセスにおける税制当局への説明や各種計画・施策パッケージ等の立案・見直し）においても、EBPMの手法を活用する。
- **ロジックモデル**は、政策課題とその現状に対し、政策手段から目的までの「経路」を端的に図示化するものであり、政策形成・ブラッシュアップ、対外的なコミュニケーション、モニタリング・効果検証に有用であることから、**政策の立案・実施・見直しの各段階において活用することを推奨**する。

厚生労働省における令和5年度の取組方針

各種政策プロセス（政策の立案・評価・見直し）においてEBPMを実践し、より効果的な政策の立案・改善に努める。特に、**予算事業については行政事業レビューシート及びロジックモデルを活用**する。

- 行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践を行う。
 - ・ **試行版レビューシート、重点フォローアップ対象事業等について、レビューシート全体の品質管理**を行い、令和4年秋のレビュー等から得られた示唆、問題意識に基づく「改善に向けた視点」等を参考としつつ、改善を図る（※参考）。
 - ・ 行政事業レビューの中から、優良事業改善事例を選定・表彰する。
 - ・ 上記の取組について、EBPM推進委員会に報告する。
- 行政事業レビュー以外の政策プロセス（規制、税制改正プロセス等）についても、行革事務局の取組方針に沿って対応する。
- **令和6年度概算要求プロセスにおいて**、レビューシートを活用するとともに、より発展的なEBPMの実践を行うため、**①新規事業、②モデル事業、③大幅見直し事業**のうち、一定の選定基準（※1）に該当する事業（ただし、除外基準（※2）に該当する事業を除く。）、**④部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合は、新規事業（新規事業がない場合は既存事業）のうち最も要求額が大きい事業**について、**ロジックモデルを作成し、活用**する。このうち一部を公表。
- 過年度のEBPM実践事業については、ロジックモデル等の内容を更新するなどして取組を継続する。

※1 一定の選定基準(今後、EBPMの実践等を通じて、毎年度見直しを行う予定)

	事業	概要
①	新規事業	新規に予算要求する事業であり、要求額が 1億円以上 の事業
②	モデル事業	本格的な事業展開に先立って、規模や対象を限って一定の手法を実践することなどを通じ、有効性を検証する事業 ただし、過年度にEBPMの実践対象となった事業を除く。
③	大幅見直し事業	対前年度予算額 50%以上 増加する事業であって、かつ、増加分の差額が 1億円以上 の事業
④	①に該当しない新規事業 又は ③に該当しない既存事業	※ 部局単位で①～③に該当する事業が1つもない場合 ①以外の新規事業(新規事業がない場合は③以外の既存事業)のうち、最も要求額が大きい事業(部局単位) なお、本欄は財務省主計局への概算要求提出時まで適用する。

注 年度途中で補正予算対応となった事業についても、令和6年度に事業を継続する場合は、引き続き本年度の実践事業とする。

厚生労働省における令和5年度の実践方針

※2 除外基準(ロジックモデルの作成・提出を不要とする。)

	事業
i	事業の内容が、現状分析・課題分析を目的とした事業
ii	司法判断により国が実施義務を負うことが明らかな事業
iii	現在の事業において採用されている手法に代わりうる有効な手法を検討することが困難な事業 (外交的判断で意思決定されており、原局レベルで代替案を検討することができない事業等を想定。個別協議の上、判断)
iv	効果検証実施年度(令和7年度)までに終了する事業(モデル事業を除く。)
v	政策目的から遡った政策手段の検討余地がない事業(義務的経費の支出、システム改修、施設整備などの事業で、既定方針の実施過程にあるもの)

注 上記 i ~ v 以外に、特殊事情により E B P M の実践が困難な場合には、個別協議の上、判断する。

※参考 令和4年秋の年次公開検証から得られた示唆に基づく改善に向けた視点(令和4年12月21日行政改革推進会議(第51回)資料3「行政事業レビューにおけるEBPMの実践について」より

<総論>

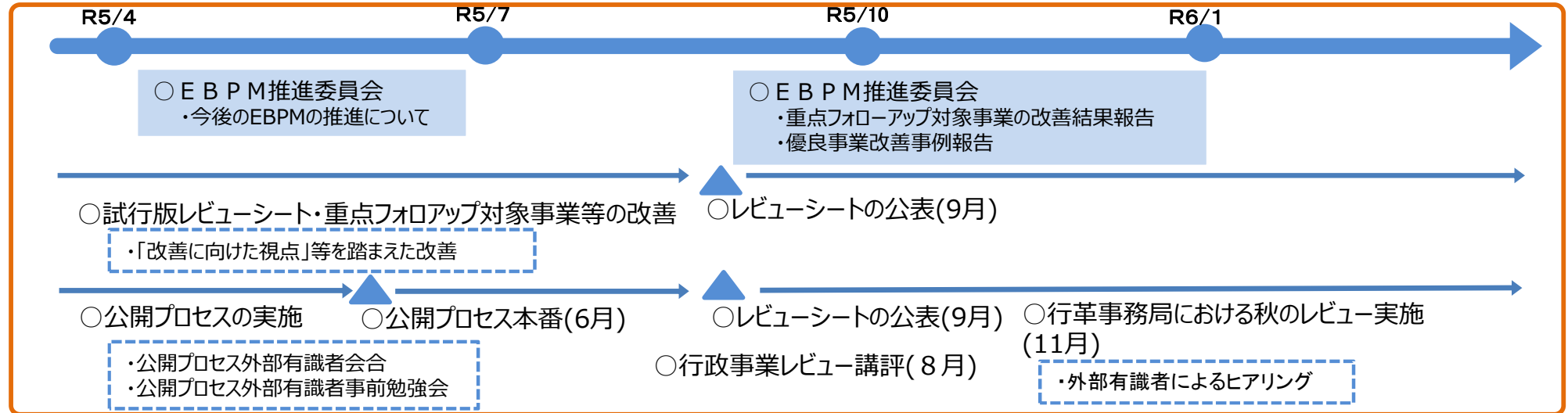
- ① 主要な**アクティビティ**を漏れなく記載するとともに、各**アクティビティ**の効果の発現経路を踏まえ、それぞれの内容に応じた効果検証ができるような活動/成果目標・指標を設定することができないか。
- ② 事業の**目的**が複数ある場合について、各目的に応じた効果検証を行うための指標を設定することができないか。
- ③ **初期アウトカム**や**最終アウトカム**が設定されていない箇所について、これらを設定することができないか。
- ④ **初期アウトカム**には、事業が順調に狙った効果に向かって進んでいるか、異変が生じていないかを初期の段階で発見する「炭鉱のカナリア」としての役割が期待されることから、比較的初期の段階における事業の効果を把握・検証し、その後の改善に繋げるために有効な指標を設定することができないか(初期アウトカムの効果発現までに時間がかかりすぎると、「炭鉱のカナリア」として機能せず、事業の改善に活用できない)。
- ⑤ **最終アウトカム**について、抽象的・一般的に過ぎる成果指標ではなく、当該事業からもたらされる効果に対応した成果指標を設定することができないか。
- ⑥ **初期アウトカム**や**最終アウトカム**について、事業の進捗に伴い当然に達成される成果指標ではなく、④・⑤の観点を踏まえた成果指標を設定することができないか。
- ⑦ **初期アウトカム**と**最終アウトカム**について、より因果関係を確保したものに改善することができないか。
- ⑧ **定量的な成果指標**が設定されていない箇所について、目的・手法が類似する事業等も参考にして、定量的な指標を設定することができないか。設定が困難な場合は、その理由を客観的な観点から分かりやすく丁寧に説明することができないか。

<事業の多様性等に応じた問題意識>

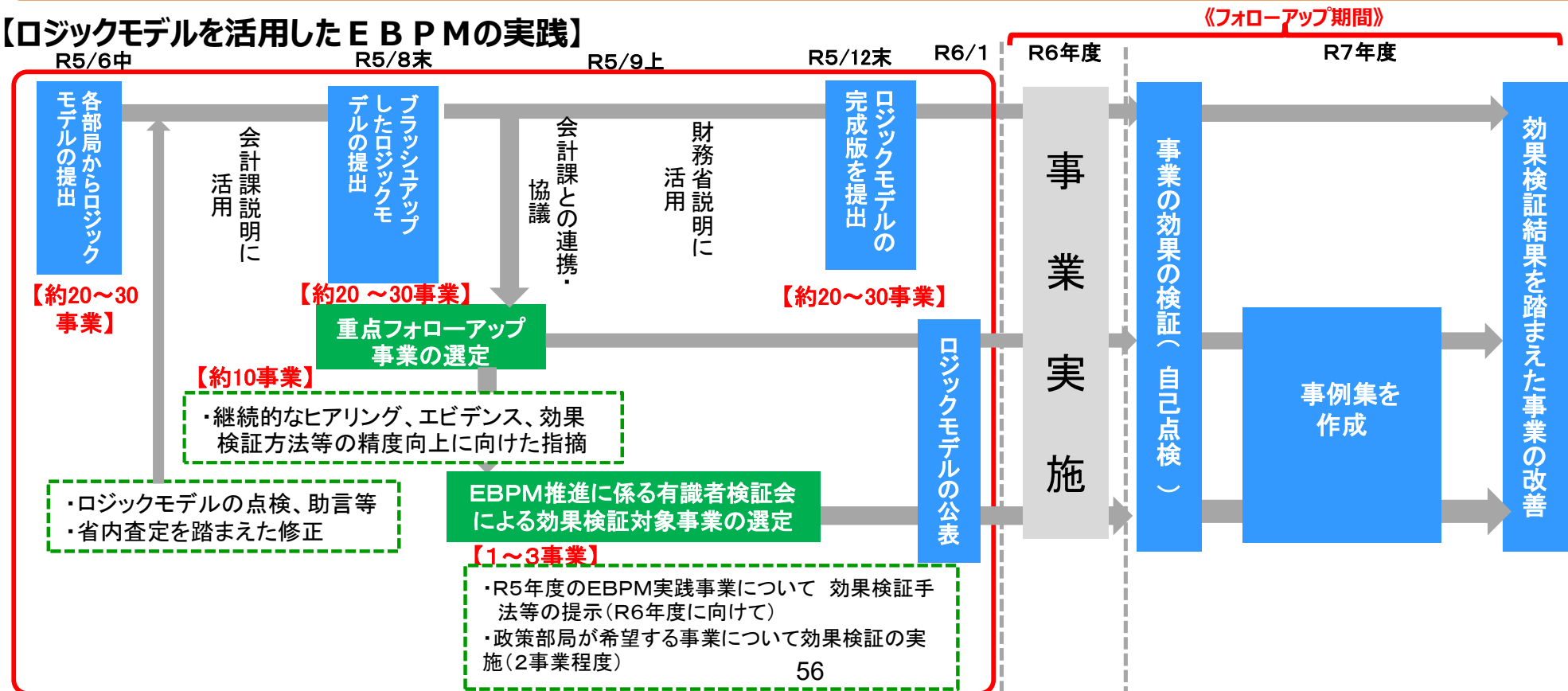
- ⑨ **閣議決定等の政府における各種文書で決められた目標**を成果指標・目標として設定している場合について、事業の**アクティビティ**による効果を把握・検証することができる成果指標を設定することができないか。
- ⑩ **補助金や交付金等**について、要綱等に効果検証を行うために必要な情報の収集等の枠組みが盛り込まれていない場合は、これを盛り込むことができないか。
- ⑪ **同一の内容で長期間実施されている事業(既定経費)**について、事業の最終的な目的に向かっていかかや、目的を達成し続けているかを検証するための**最終アウトカム**を設定できないか。

令和5年度EBPMの実践のスケジュール

【行政事業レビューシートを活用したEBPMの実践】

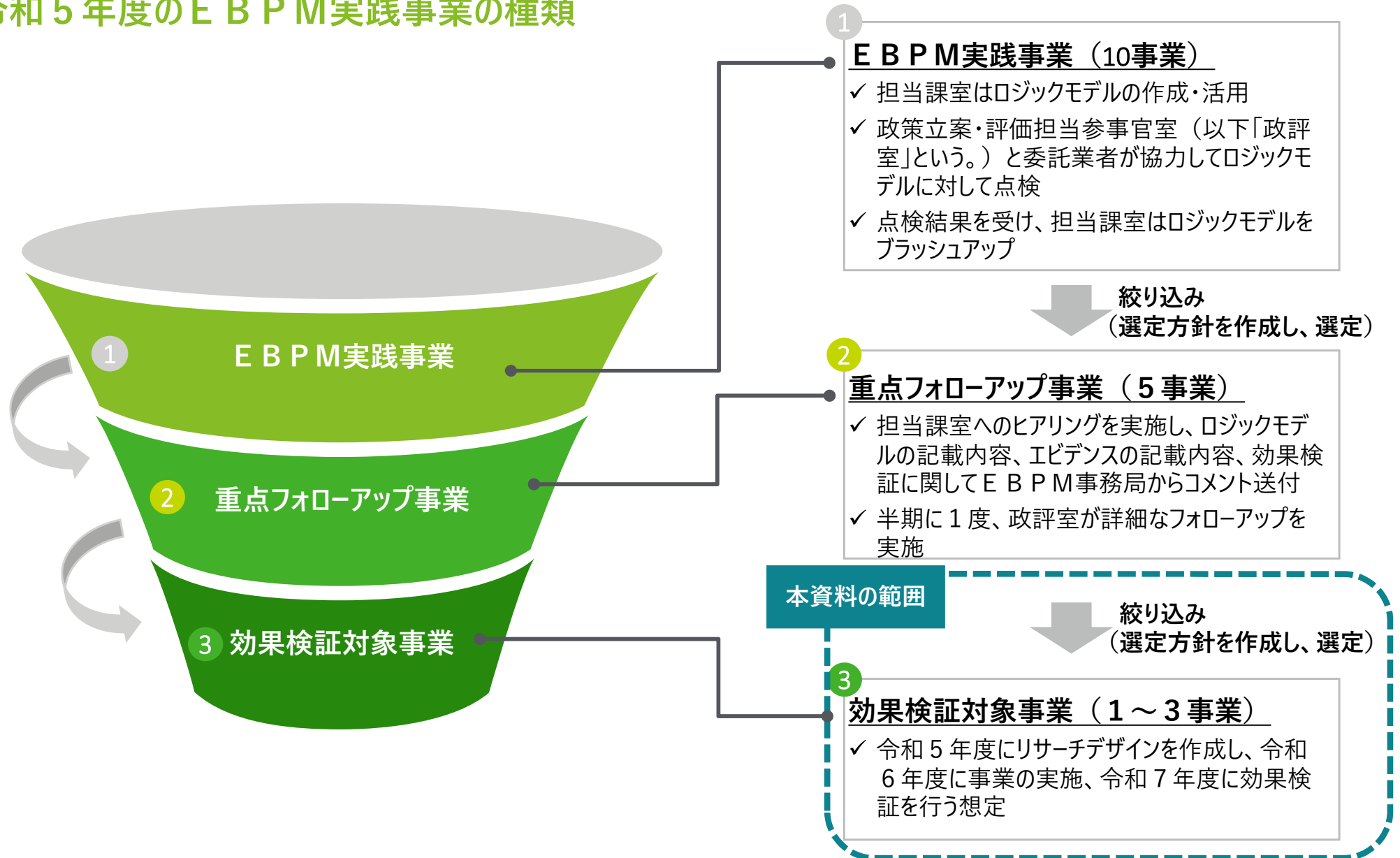


【ロジックモデルを活用したEBPMの実践】



注 EBPM推進に係る有識者検証会を開催し、EBPMの実践状況の検証を行う。

令和5年度のEBPM実践事業の種類



第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

若年者の技能検定受検料 減免措置の効果検証

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

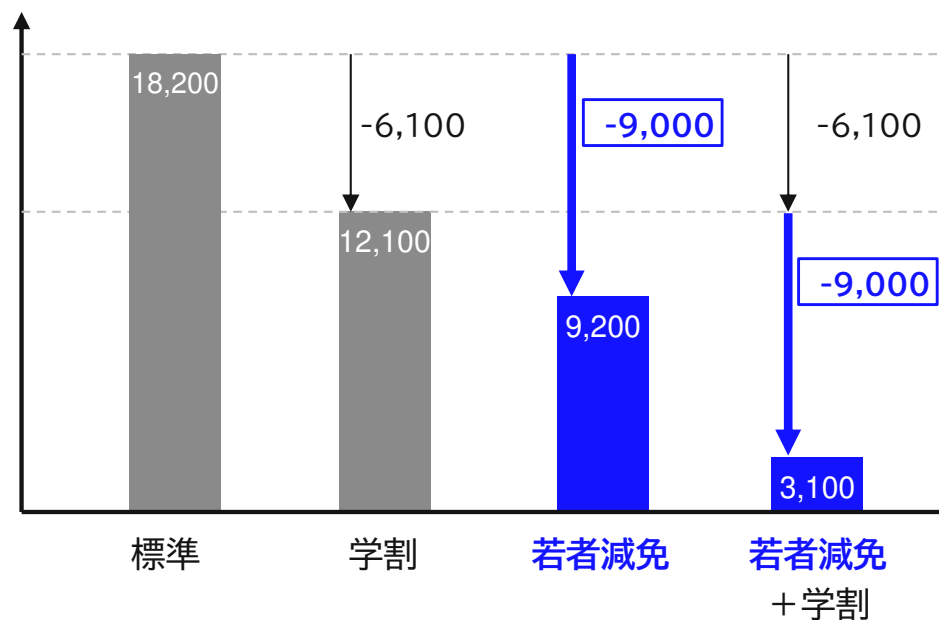
2024年12月9日



若年者の技能検定受検料減免措置は、若者の受検を促進するため、 実技試験の受検料を9,000円減額

- 若者が技能検定*1を受検しやすい環境を整備するため、2017年(平成29年)10月より、2級と3級の実技試験を受検する35歳未満の者に対し、実技試験の受検料を9,000円減額する措置を実施
- 学割と合わせると計15,100円の減額となり、3,100円で受検可能

標準的な受検料(円)

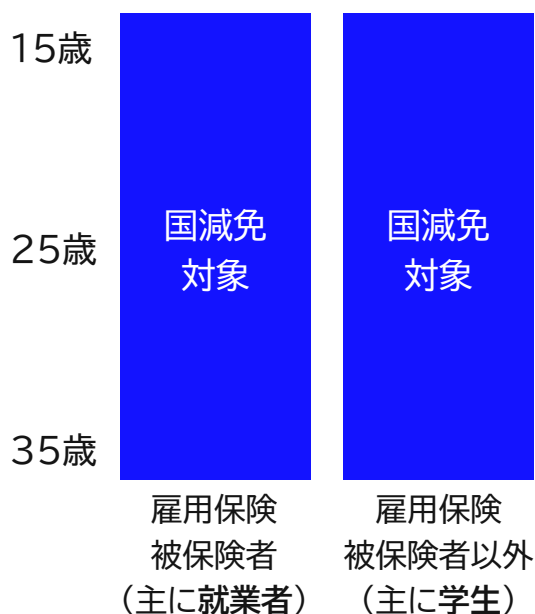


2022年度より減免の対象を縮小。

一部の都道府県はこれを補填するため、独自減免を実施

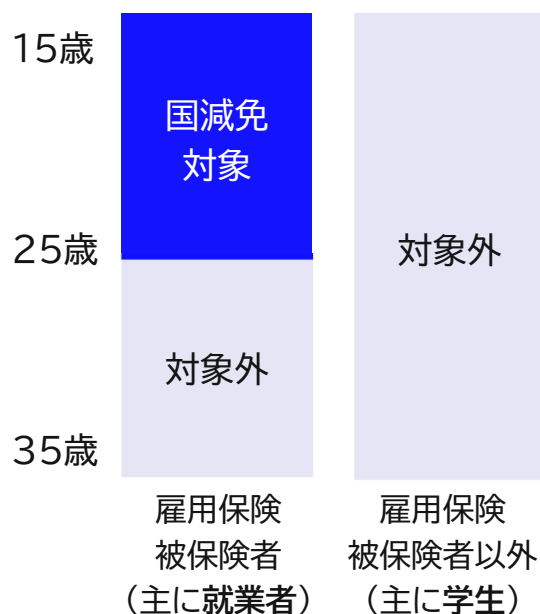
- しかし、**2022年度(令和4年度)より減免措置の対象を縮小**。対象は「35歳未満」から「雇用保険被保険者である25歳未満」へ。
つまり、①雇用保険の非被保険者(主に学生)、および②雇用保険被保険者の25～35歳、が対象外に
- 減免対象から外れた層(以下「減免除外層」、多くは学生と想定される)を支援するため、**一部の都道府県は県独自減免を実施**

2021 (R3)年度まで

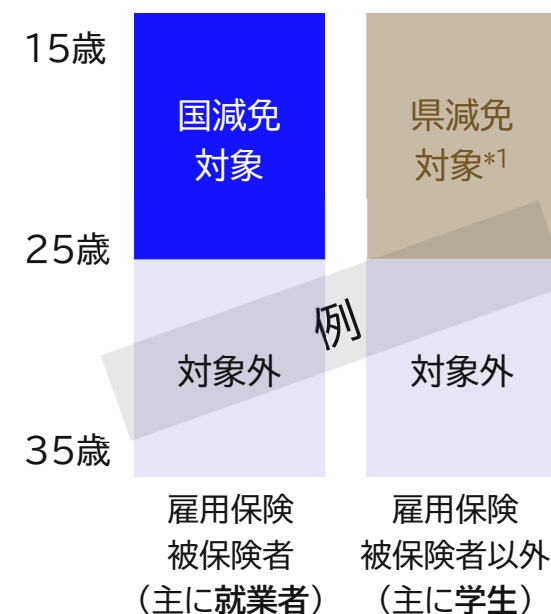


2022 (R4)年度以降

国減免の対象範囲が縮小



一部の都道府県では県独自減免を実施



減免措置の縮小に伴い受検者数が減少したかを推定することで、減免措置の受検促進効果を検証

検証事項

- 2・3級の若年者の技能検定受検料減免措置は、受検者数を引き上げる効果があるか
 - ⇨ 2022(R4)年度改正における減免措置対象の変更(対象者縮小)は、受検者数を減らしたか
 - ⇒ 2022年度改正で減免措置対象から外れた層は、令和3年度以前から引き続き減免措置対象となっている層と比較して、受検者数は減ったか

仮説

1. 減免除外による受検者数の減少

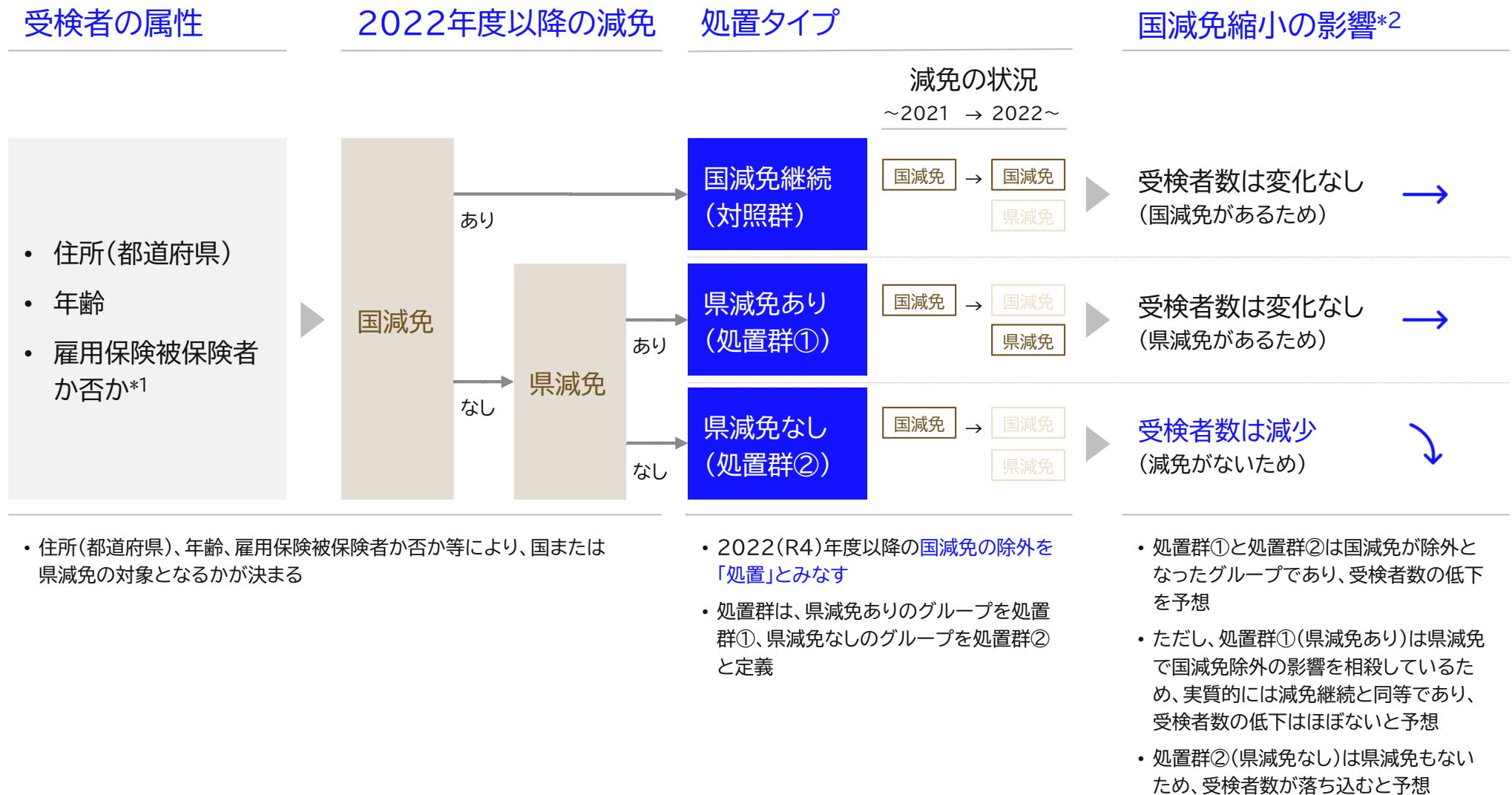
- 2022年度改正で減免が除外されたグループ(以下、「処置群」)は、減免が継続されたグループ(以下、「対照群」)と比べて、受検者数が減少している
 - **処置群** 減免が除外されたグループ:①雇用保険の非被保険者、②雇用保険被保険者の25～35歳
 - **対照群** 減免が継続されたグループ:雇用保険被保険者である25歳未満
- **平行トレンド** 処置(国減免除外)前の2018～2021(H30～R3)年度において、対照群と処置群の受検者数の推移は平行である

2. 県減免による緩和 1で検証する減免除外による受検者数の減少は、県独自の減免によって緩和されている

3. 年齢別による効果差 1の効果は、年齢が若いほど大きい(若いほど所得が低く、受検料の影響が大きいため)

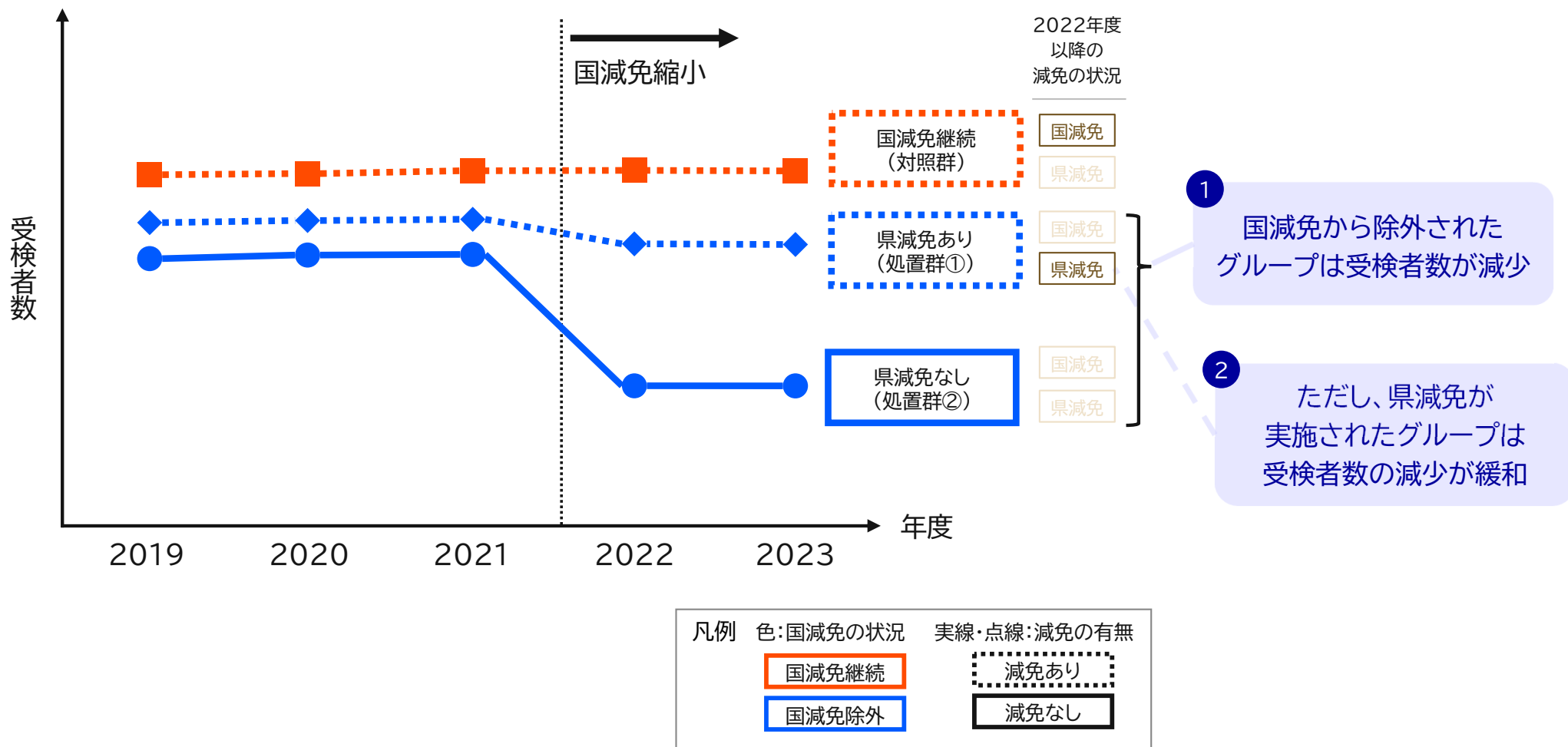
4. 級による効果差 1の結果は、より減免の効果が高い若年層が受検する3級の方が、2級よりも顕著にみられる

2022年度の国減免縮小の影響は、受検者の属性に基づく処置グループによって異なると考えられる



国減免から除外されたグループは、国減免が継続されたグループに比べて、受検者数が減少するが、県減免が実施されたグループはその影響が緩和されていると予想

処置タイプごとの受検者数の推移(仮説)



2018～2023年度(H30～R5年度)の全受検者データ(約77万人)から、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

データセットの構築手順(概要)*1

受検者レベルデータ

- 2018～2023年度(H30～R5年度)の技能検定受検者データ
- データ項目:年齢、性別、事業所、実務年数、都道府県、技能検定の得点・合否、減免の有無、職種、受検資格分類等
- N=769,251(人)

集計・加工

分析用パネルデータ

- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級レベル
- データ項目:受検者数、国・県減免ダミー
- N=11,280
(=47都道府県
×20年齢区分(15～35歳)
×2区分(学生・就業者)
×6年度)

集計・加工の手順

1. 受検者ごとに、分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者かで代理))を特定。学生か就業者かは、受検者の事業所名から推定(後述)
2. 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級ごとに受検者数を集計し、パネルデータを作成
3. 各グループ(都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級)ごとに国及び県減免の実施ダミーを付与

留意点

■ 大都市圏は欠損

- 年齢、級、雇用保険被保険者区分の少なくともひとつの変数が欠損している都道府県×年は、分析から除外
- 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損し、学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外(2・3級の全受検者数の約25%)

■ 雇用保険者被保険者は「就業者」で代理

- 国減免の対象は指定年齢の雇用保険被保険者だが、データからは判別が不可能
- 事業所名から学校かそれ以外かを判断し、「学生」か「就業者」に分け、「就業者」を雇用保険被保険者とみなす
- 例えば、労働時間の短いパート・アルバイトやいわゆる「一人親方」は雇用保険被保険者ではないため実際は減免の対象外となるが、分析では「就業者」≡雇用保険被保険者とみなされている

都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級を観察単位としたパネルデータ分析に基づき、減免の有無が受検者数に与える影響を推定*1

■ 分析方法

- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級を観察単位とした[固定効果モデルの推定](#)により、仮説を検証
- ※推定モデルは後述

■ 結果変数(被説明変数)

- [受検者数の自然対数](#)。対数をとることで、基準年(=2021年度)からの変化率を推定

■ 処置変数(説明変数)

- [国減免適用除外ダミー\(または国減免実施ダミー\)](#)及び[県減免実施ダミー](#)
- 都道府県×年齢×学生・就業者×年度×級ごとに、国および県独自の減免ダミーを付与
- 県独自減免の実施状況については、担当部局より提供された整理(R4年度)を使用

5つの県減免パターンごとの、年齢及び学生・就業者別の減免の実施状況は下図の通り

- 県減免の実施状況を、対象年齢及び属性(学生・就業者別)に基づき、5つの県減免パターン(A、B1a、B1b、B2、B3)に整理
- 国減免及び県減免の状況から、都道府県×年齢×学生・就業者グループを対照群、処置群①②を色分け

【凡例】国:国減免あり、県:県減免あり、-:減免なし

年齢	県減免なし				県減免あり															
	A(県減免なし:32道府県)				B1a(35歳未満:4都県)				B1b(35歳未満、学生のみ:1県)				B2(25歳未満:9県)				B3(年齢制限なし:1県)			
	就業者		学生		就業者		学生		就業者		学生		就業者		学生		就業者		学生	
	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~	~2021	2022~
15	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
16	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
17	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
18	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
19	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
20	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
21	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
22	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
23	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
24	国	国	国	-	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県	国	国	国	県
25	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
26	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
27	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
28	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
29	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
30	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
31	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
32	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
33	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
34	国	-	国	-	国	県	国	県	国	-	国	県	国	-	国	-	国	県	国	県
35	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県
36	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県
⋮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	県	-	県

国減免継続
(対照群)
国 国

県減免あり
(処置群①)
国 県

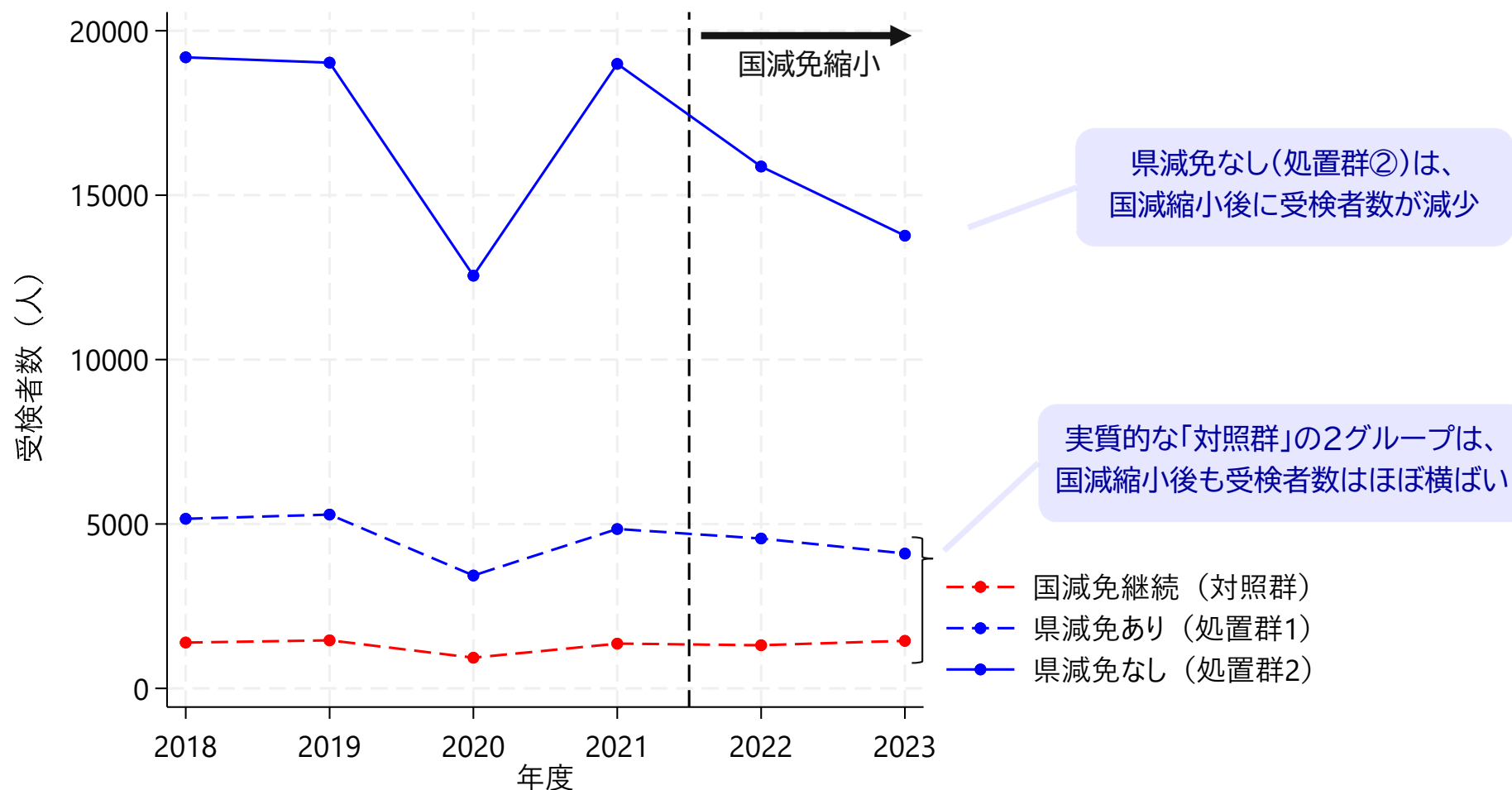
県減免なし
(処置群②)
国 -

実質的な対照群

実質的な処置群

処置グループ別でみると、国減免縮小の影響がない対照群および処置群①の総受検者数はほぼ横ばいだが、国減免縮小の影響を受けた処置群②の総受検者数は減少傾向

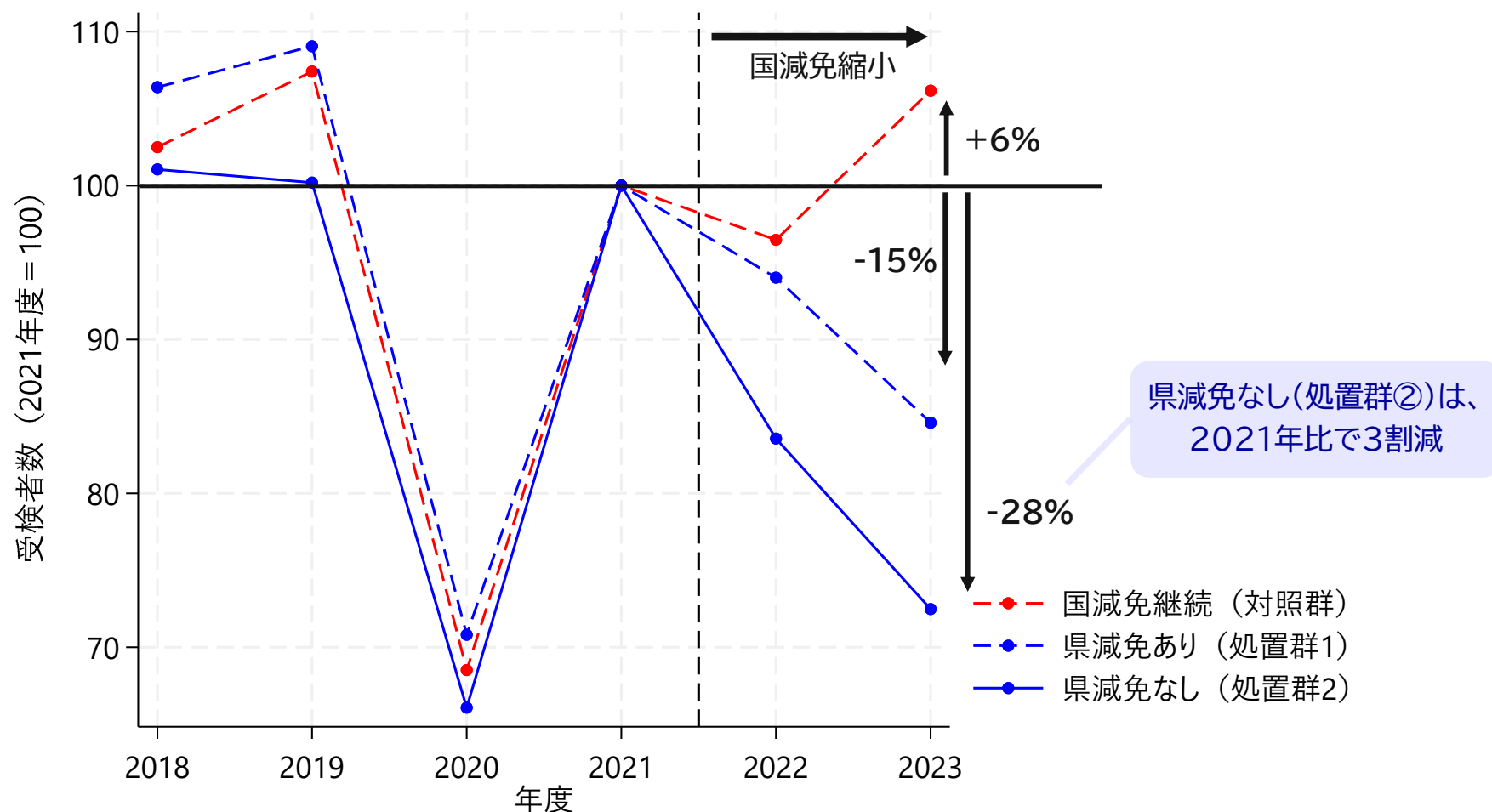
受検者数の推移(処置グループ別、3級)



注) 学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す

2021年度を100とした指数でみると、国減免継続の対照群は増加(+6%)。
処置群は減少。ただし、県減免が実施された処置群①の減少幅は限定的(-15%)

受検者数(2021年度を100とした指数)の推移(処置グループ別、3級)



注) 学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く。学生・就業者の判断ができない受検者を除く。
縦の破線は、国減免縮小のタイミング(2021→2022年度)を示す

比較対象とするグループを変えることで、国減免除外の効果と、県減免の効果을それぞれ推定。さらに、全グループのデータを使い、国・県減免の効果を統合的に推定

推定モデル	比較グループ	2022年度以降の処置		推定式
		対照群	処置群	
(1)	国減免継続 (対照群) vs. 国減免除外 (処置群①②)	国減免	vs. 国減免	受検者数(対数) $_{ijt} = \beta_1 \text{国減免除外}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
(2)	国減免継続 (対照群) vs. 県減免あり (処置群①)	国減免 県減免	vs. 国減免 県減免	受検者数(対数) $_{ijt} = \beta_2 \text{国減免除外}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
(3)	国減免継続 (対照群) vs. 県減免なし (処置群②)	国減免 県減免	vs. 国減免 県減免	受検者数(対数) $_{ijt} = \beta_3 \text{国減免除外}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
(4)	県減免なし (処置群②) vs. 県減免あり (処置群①)	国減免 県減免	vs. 国減免 県減免	受検者数(対数) $_{ijt} = \beta_4 \text{県減免あり}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
(5)				受検者数(対数) $_{ijt} = \gamma_1 \text{国または県減免あり}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
(6)				受検者数(対数) $_{ijt} = \gamma_2 \text{国減免あり}_{ijt} + \gamma_3 \text{県減免あり}_{ijt} + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$

注) i :都道府県×学生・就業者、 j :年齢、 t :年度、 δ_{ij} :グループ固定効果、 δ_t :年度固定効果、 ε_{ijt} :年度固定効果

- 推定モデル(1)～(4)は、比較対象とするグループを変えることで、国減免除外の効果と、県減免の効果を推定
- 推定モデル(5)～(6)は、全データを使い、国減免と県減免の効果を統合的に推定
- 赤字の係数は、同一グループ(都道府県×学生・就業者×年齢)の時系列変動をみたときに、国減免の除外や県減免の実施などによって、何%受検者数が変化するかを表す
- 少子化や景気変動、災害等、全グループに共通するショックの影響は年度固定効果により統計的に除去

推定結果 > 推定結果表(推定モデル(1)～(4)、2・3級)

国減免の縮小により受検者数は減少。県独自減免によって、その影響が緩和された傾向を確認。ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続 vs. 国減免除外&県減免なし)
- ② 3級では、国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループは、県減免なしに比べて受検者数は27%増加

	(1) 国減免継続 vs. 国減免除外		(2) 国減免継続 vs. 県減免あり		(3) 国減免継続 vs. 県減免なし		(4) 県減免なし vs. 県減免あり	
	国減免	vs. 国減免	国減免	vs. 県減免	国減免	vs. 県減免	県減免	vs. 県減免
	3級	2級	3級	2級	3級	2級	3級	2級
国減免除外	-0.0884 (0.135)	0.154 (0.084)	0.138 (0.253)	0.212 (0.133)	① -0.134 (0.136)	0.142 (0.088)	国減免除外グループ内 での県減免の効果	
国減免あり								
県減免あり							② 0.272 (0.239)	0.071 (0.123)
観察数	10080	10080	3780	3780	8820	8820	7560	7560
決定係数(全体)	0.603	0.806	0.645	0.866	0.592	0.815	0.594	0.762
決定係数(グループ内)	0.0000542	0.000290	0.000175	0.000917	0.000134	0.000282	0.000363	0.0000378

処置群に県減免の
効果が混入

処置群は県減免なし
もっともクリアな比較

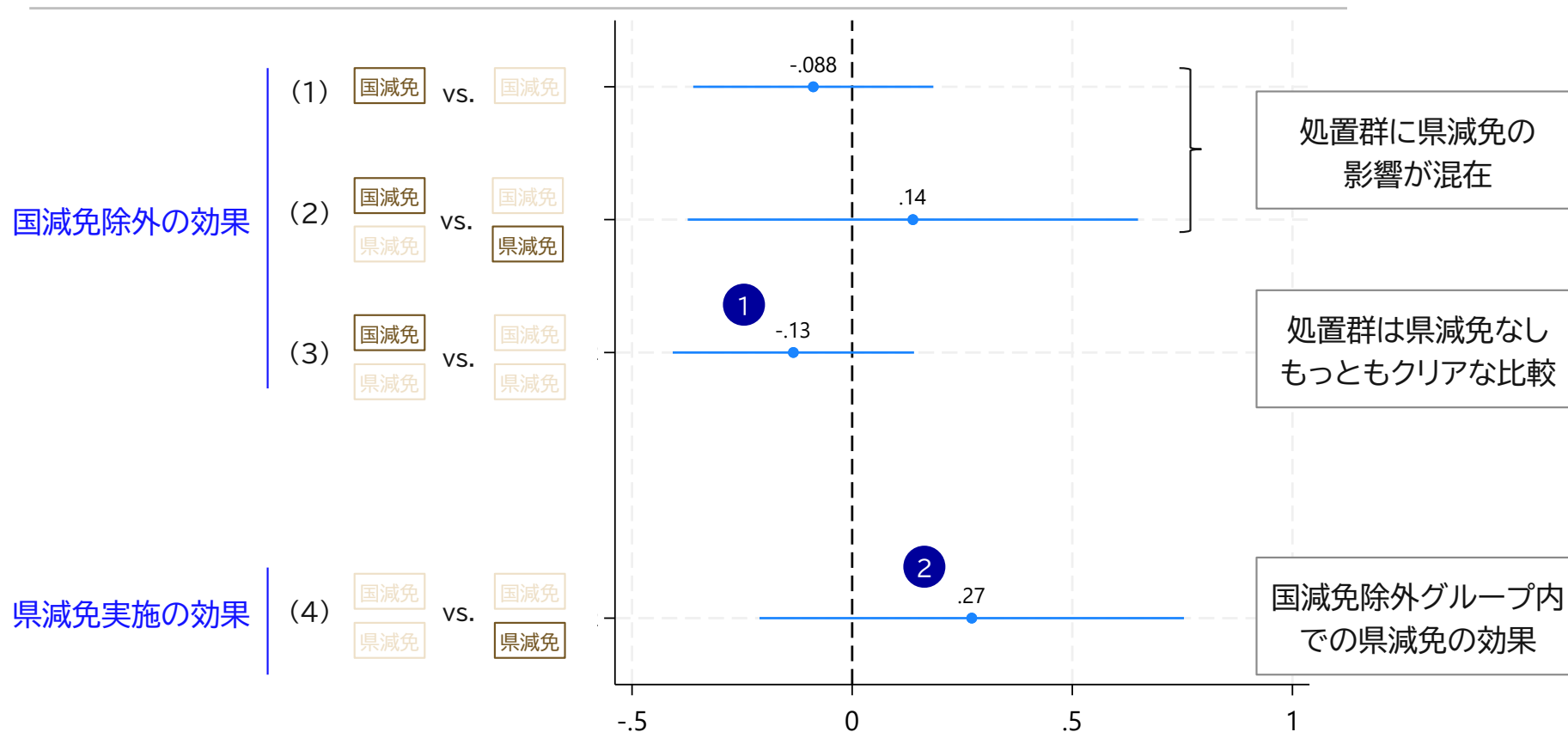
②

推定結果 > 推定値(推定モデル(1)~(4)、3級)

3級では、国減免の縮小により受検者数は減少。県独自減免がその影響を緩和した傾向。
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- 1 国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続 vs. 国減免除外&県減免なし)
- 2 国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループはなしのグループに比べて受検者数が27%増加

受検者数に対する国減免除外と県減免実施の効果(3級)

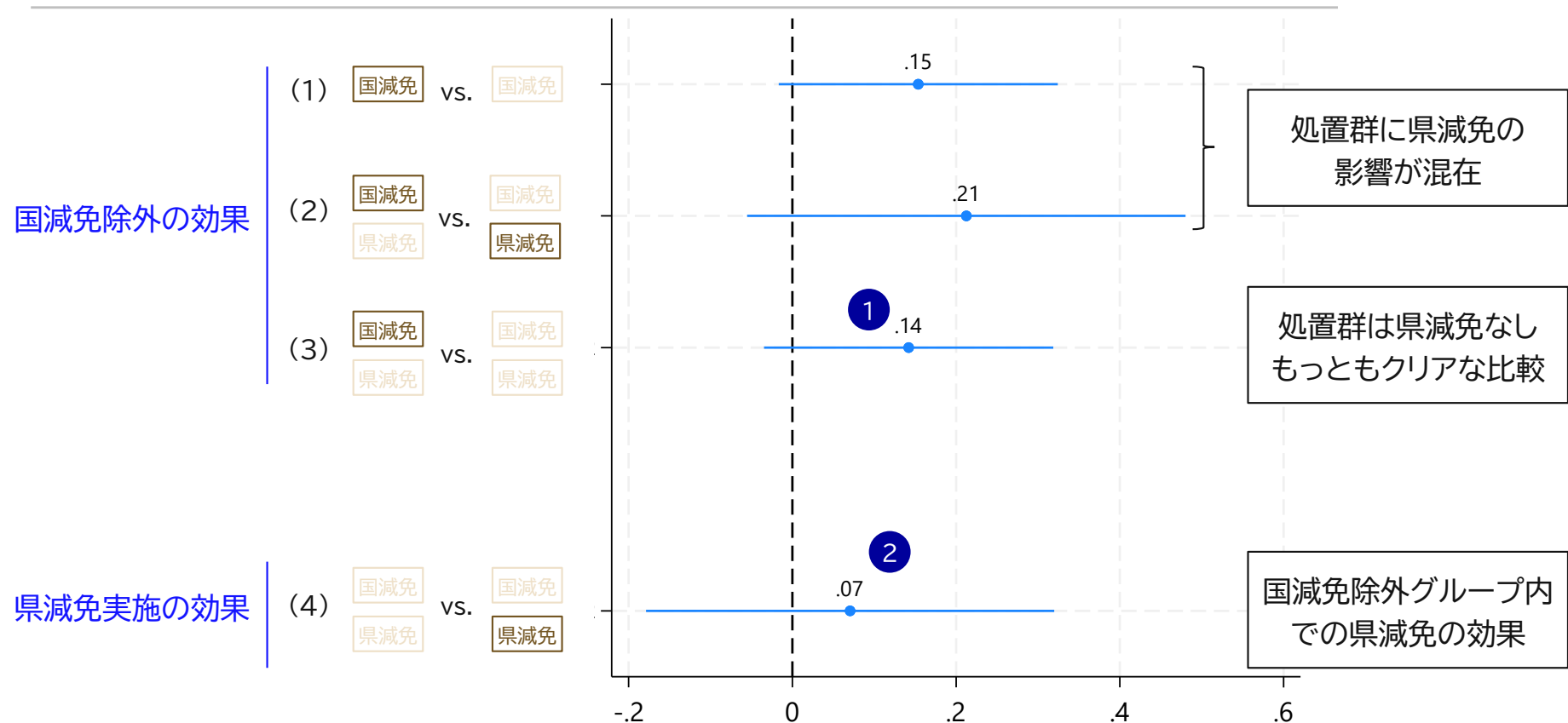


推定結果 > 推定値(推定モデル(1)~(4)、2級)

2級では、国減免の縮小により受検者数がむしろ増加。県減免は受検者数を増やす傾向。
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- 1 国減免の除外により、受検者数が14%増加(国減免継続 vs. 国減免除外&県減免なし)
- 2 国減免が除外されたグループ内では、県減免ありのグループはなしと比べて受検者数が7%増加

受検者数に対する国減免除外と県減免実施の効果(2級)



3級では、減免の実施により受検者数が増加。ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加
- ② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり
- ③ 2級では、国または県減免の実施により受検者数が7%減少

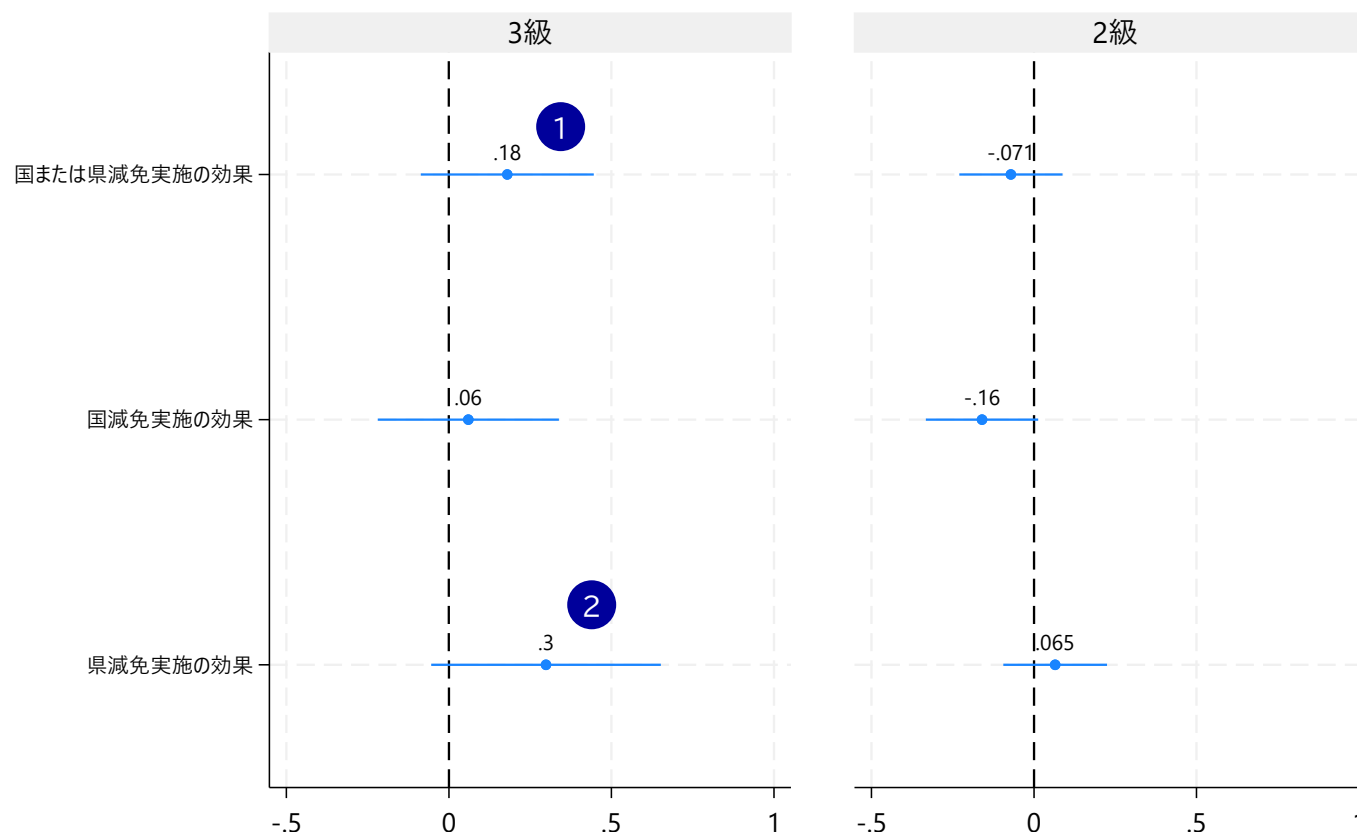
	(5)		(6)	
	3級	2級	3級	2級
国または県減免あり	① 0.180 (0.132)	③ -0.0712 (0.0786)		
国減免あり			② 0.0599 (0.138)	-0.160 (0.0856)
県減免あり			0.299 (0.175)	0.0651 (0.0790)
観察数	10080	10080	10080	10080
決定係数(全体)	0.603	0.806	0.603	0.806
決定係数(グループ内)	0.000280	0.0000777	0.000557	0.000332

推定結果 > 推定値(推定モデル(5)～(6)、2・3級)

統合的にみると、3級では国または県減免の実施により受検者数を18%引き上げ。
ただし、ノイズが大きく推定精度は高くない

- ① 3級では、国または県減免の実施により受検者数が18%増加
- ② 3級では、国減免と県減免の実施は、それぞれ受検者数を6%、30%引き上げる効果あり
 - ・ 2級では、減免の実施によりむしろ受検者数が7%減少

受検者数に対する国減免と県減免の効果(2・3級)



2級では、国減免の縮小によって受検者数が増えるという結果だが、その理由は不明

- 2級では国減免の廃止によって、受検者数がむしろ増えるという分析結果
- 2級は就業者の受検者が多く、就業先などから受検料の助成、一時金や資格手当が出ることも多いと考えられるため、受検料が受検の意思決定の阻害要因となりづらく、3級と比べ減免に対する感応度は低い可能性がある
- ただし、減免に対する感応度が低い場合も、減免廃止の効果がゼロに近づくものの、正にはならない

▶ 現時点で、国減免の廃止の効果が正になっている理由は不明

推定モデル(6)の国減免及び県減免ダミーに年齢ダミーとの交差項を加えることで、年齢別の効果を推定

推定モデル

- 推定モデル(6)を拡張し、国減免除外や県減免ダミーと年齢ダミーの交差項を説明変数とすることで、年齢別の効果を検証

$$\text{受検者数(対数)}_{ijt} = \beta_{10}\text{国減免}_{ijt} + \beta_{11}\text{国減免}_{ijt} \times \text{年齢}_j + \gamma_{10}\text{県減免}_{ijt} + \gamma_{11}\text{県減免}_{ijt} \times \text{年齢}_j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$$

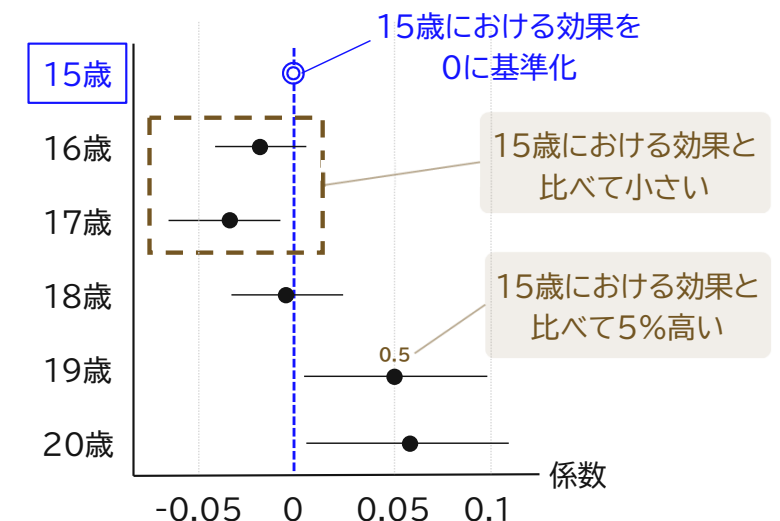
- i : 都道府県×学生・就業者、 j : 年齢、 t : 年度
- 国減免 $_{ijt}$: 国減免実施ダミー、県減免 $_{ijt}$: 県減免実施ダミー、年齢 $_j$: 年齢ダミー
- δ_{ij} : グループ固定効果、 δ_t : 年度固定効果、 ε_{ijt} : 誤差項

係数の解釈(右図)

- 交差項の係数 β_{11} 及び γ_{11} は、参照カテゴリとして設定する「年齢15歳」における、減免実施が受検者数に与える効果(β_{10} 及び γ_{10})との差分を表す。例えば、国減免×年齢19歳ダミーの係数が0.05であれば、年齢15歳に対する効果に比べて、19歳では国減免の効果が5%高いことを表す

分析の限定

- 前段の分析では2級は効果が確認できなかったことから、本分析では分析対象を3級のみに絞る



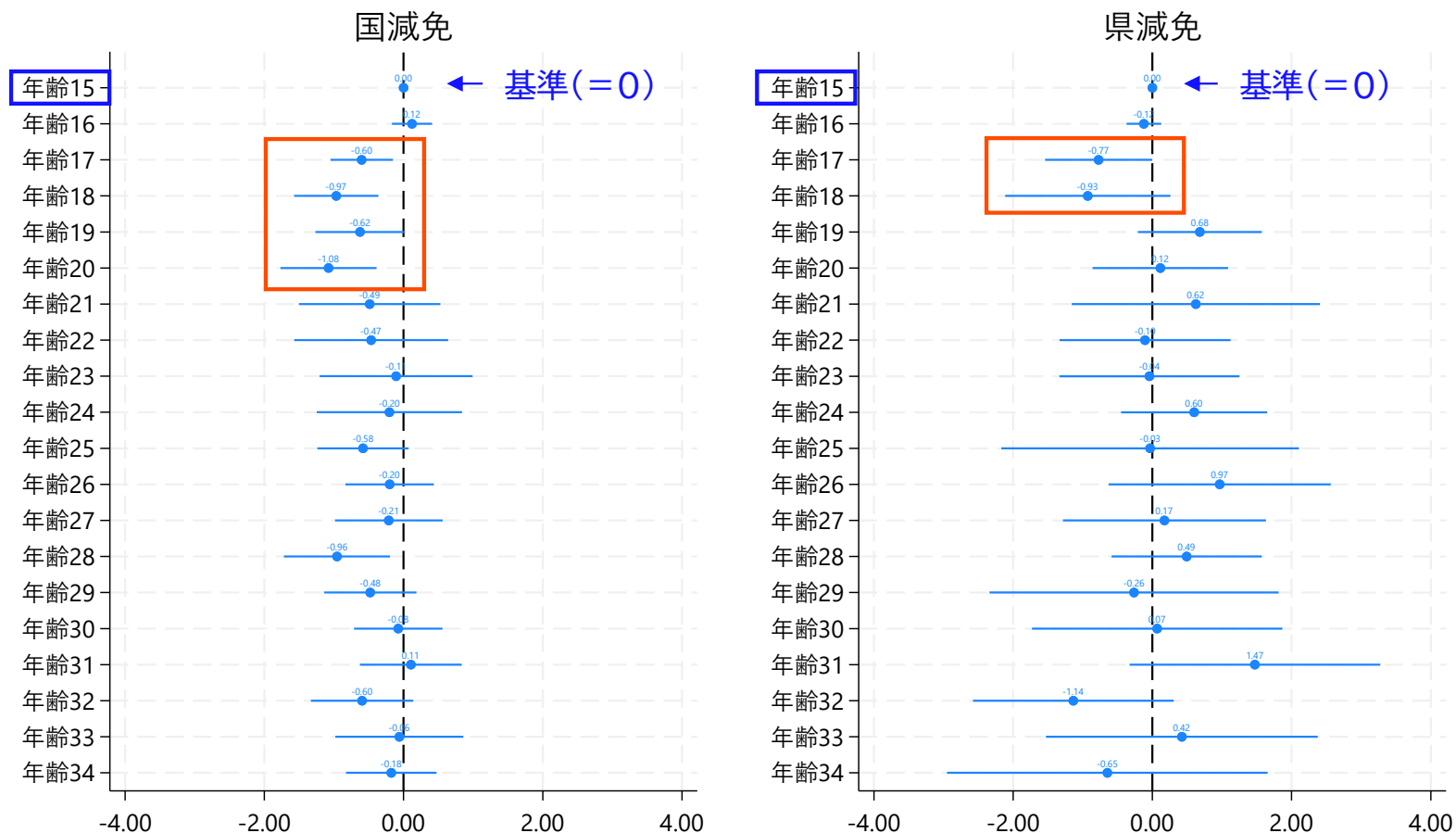
推定結果 > 推定結果表(年齢別の効果、推定モデル(6)、3級のみ)

推定モデル(6)を拡張し、国減免および県減免ダミーに年齢との交差項を加えた推定結果は下記の通り

	推定値	標準誤差	(続き)	推定値	標準誤差
国減免ダミー	0.439	(0.223)	県減免ダミー	0.227	(0.220)
×年齢16	0.121	(0.143)	×年齢16	-0.121	(0.124)
×年齢17	-0.602**	(0.223)	×年齢17	-0.772*	(0.381)
×年齢18	-0.967**	(0.300)	×年齢18	-0.928	(0.588)
×年齢19	-0.625	(0.317)	×年齢19	0.682	(0.440)
×年齢20	-1.078**	(0.342)	×年齢20	0.116	(0.482)
×年齢21	-0.487	(0.503)	×年齢21	0.624	(0.883)
×年齢22	-0.466	(0.547)	×年齢22	-0.105	(0.609)
×年齢23	-0.107	(0.544)	×年齢23	-0.0410	(0.640)
×年齢24	-0.203	(0.517)	×年齢24	0.601	(0.520)
×年齢25	-0.583	(0.325)	×年齢25	-0.0325	(1.058)
×年齢26	-0.200	(0.315)	×年齢26	0.968	(0.791)
×年齢27	-0.212	(0.383)	×年齢27	0.174	(0.722)
×年齢28	-0.956*	(0.378)	×年齢28	0.493	(0.534)
×年齢29	-0.480	(0.329)	×年齢29	-0.264	(1.028)
×年齢30	-0.0765	(0.315)	×年齢30	0.0687	(0.890)
×年齢31	0.105	(0.362)	×年齢31	1.473	(0.892)
×年齢32	-0.596	(0.364)	×年齢32	-1.135	(0.714)
×年齢33	-0.0599	(0.455)	×年齢33	0.424	(0.967)
×年齢34	-0.176	(0.322)	×年齢34	-0.646	(1.140)
			定数項	-1.760***	(0.102)
			観察数	10080	
			決定係数(全体)	0.603	
			決定係数(グループ内)	0.00548	

減免の効果は、基準となる15歳と比べて、17～18歳で相対的に小さい傾向

- 17～18歳は、基準となる15歳と比べて相対的に効果が小さい傾向。減免にかかわらず、高校卒業前に受検するためか
- 15～16歳は17～18歳と比べて、減免除外により受検者数が大きく減少(p.56参照)。
2022年度の減免除外以降は高い受検料をきらい、卒業年まで受検を控え、在学中の合計受検回数が減った可能性あり



注) 点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

受検料減免は、3級においては受検を促す可能性あり。 ただし、推定精度は低く、確定的なことは言えない

主な結果は次の通り

3級

- 国減免の除外により、受検者数が13%減少(国減免継続グループと国減免除外&県減免なしグループの比較)
- 国減免が除外されたグループ内では、県減免により受検者数は27%増加
- 統合的には、**国または県減免は受検者数を18%引き上げる**効果がある

2級

- 国減免の除外により、受検者数が14%増加(国減免継続グループと国減免除外&県減免なしグループの比較)
- 国減免が除外されたグループ内では、県減免により受検者数が7%増加
- 統合的には、**国または県減免は受検者数を7%引き上げる**効果

- ただし、**いずれもノイズが大きく、精度は高くない**



Point

- 受検料減免による受検促進効果が「ある」と確定的には言えないが、3級では(推定値としては)受検者数を増やすという結果が得られた
- 以上の結果のみを踏まえると、3級を優先的に減免対象とすることが考えられる

減免対象者の正確な把握や、今後の制度設計を見据えた分析が今後の検討事項

- 今後に向けて、以下のような改善が考えられる

追加データによる 効果検証精度の向上

- 本分析では、雇用保険被保険者かどうかの情報がないため、事業所名から学生/就業者を推測し、就業者を雇用保険被保険者であるとみなした
- しかし、「就業者」には労働時間の短いパート・アルバイトやいわゆる一人親方など、雇用保険被保険者ではない減免対象外の受検者も含まれてしまっている
- 雇用保険被保険者か否か等、減免対象の特定に係る情報を収集し、効果検証の正確性を改善

今後の制度設計を 見据えた検証

- 今後の制度設計に向けた、減免の対象とすべき年齢層や属性の検討にあたって、次のような切り口での分析を実施
 - **年齢別**の分析(15～23歳未満、23～25歳未満、25～35歳未満、35歳以上などの年齢階層別での効果を検証し、減免対象とする年齢層を特定)
 - **学校種別**での分析(工業高校、専修学校、大学等で効果に違いがあるかを検証)

Appendix

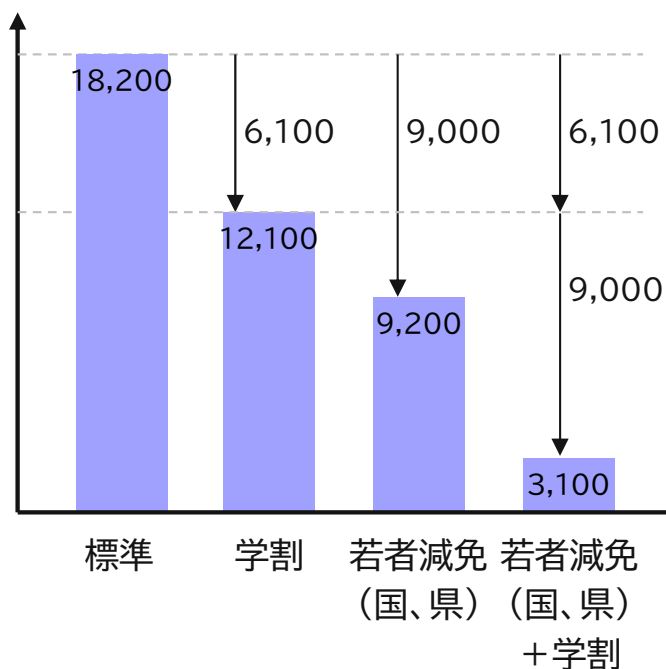
実技試験には、都道府県や年度、年齢、学生か否かにより、若者減免と学割の2種類の減額が適用される

- 受検料は、学科試験は一律3,100円、実技試験の受検料は標準18,200円
- 実技試験の受検料減額制度として、次の2つがある
 - ①若者減免:一定年齢以下の若者に対して適用され、9,000円減額
 - 国による若者減免(国減免):国の制度であり、R4年以降対象者を縮小
 - R3年以前:35歳未満の在職者及び学生
 - R4年以降:25歳未満の在職者
 - 県独自の若者減免(県減免):都道府県の制度であり、R4年度以降の国減免の対象者縮小の影響緩和のため設定
 - R3年以前:なし(国減免があるため)
 - R4年以降:一部の都道府県で実施。対象者(年齢や学生・在職者の別)は都道府県により異なる
 - ②学割:都道府県の制度であり、学生に対して適用され、6,100円減額
 - 3級は、すべての府県で学割制度あり(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
 - 2級は、4県で学割制度あり(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
 - 学生による、若者減免(国)と学割は、都道府県や年度に関わらず併用可能と想定
 - 就業者(雇用保険被保険者で兼学生)が、若者減免(国・県)と学割を併用できるかは、都道府県や年度により異なる
 - 3級は、37府県で若年減免との併用可能(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定
 - 2級は、2県で若年減免との併用可能(R4年) ⇒ H30年～R5年の期間に制度変更はなかったと想定

国減免の対象縮小により、25歳未満の学生の受検料負担は3,100円から12,100円まで増加。ただし、県減免がある場合は変化なし

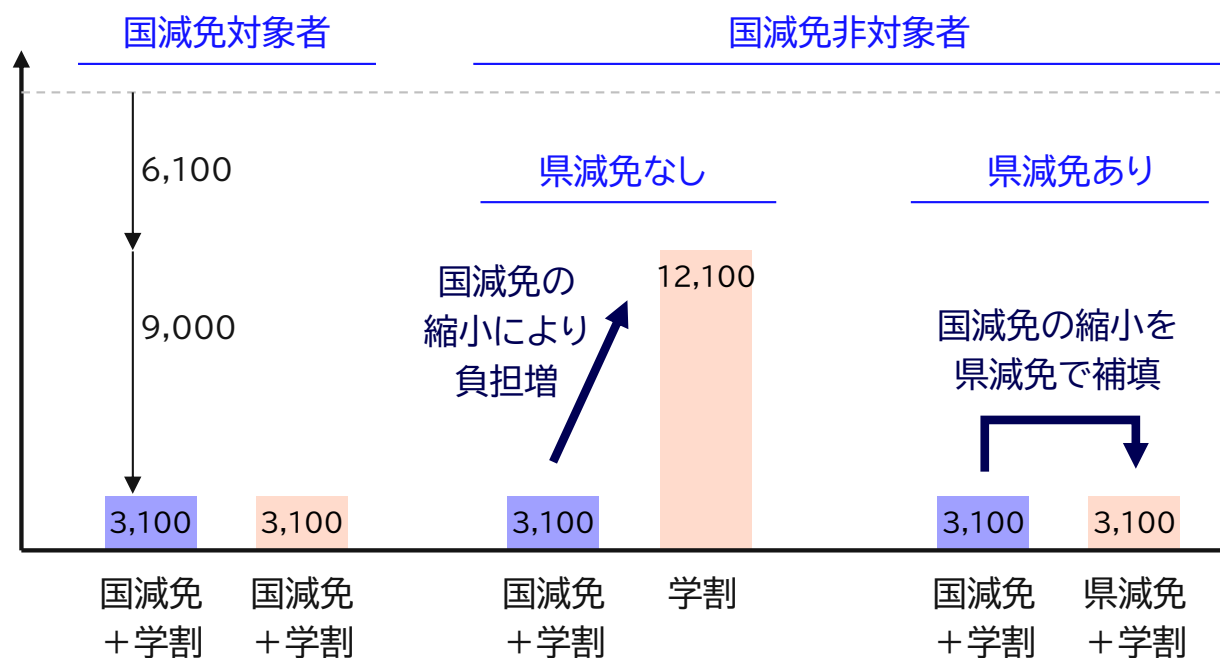
- 2021(R3)年度までは、若者兼学生は、学割と国減免によって、受検料が標準の18,200円から3,100円まで減額
- 2022(R4)年度以降、国減免の対象除外となった若者兼学生は、受検料負担が3,100円から12,100円に9,000円増額
- ただし、県減免を実施している都道府県では、引き続き受検料を3,100円に抑制

標準的な受検料(円)



2021(R3)年度から2022(R4)年度の変化

【凡例】 2021 2022



R5年度から5つの変更を加え、より正確な検証を実施

	R5年度事業	今年度
データ	2021～2022(R3～4)年度	 2018～2023(H30～R5)年度
結果変数	受検者数	 受検者数の対数値 受検者数を使うと、受検者数が多い府県に結果が引きずられてしまう。受検者数の対数をとることで、変化率を推定
観察単位	都道府県×年ごとの年齢の「サブグループ区分」 ('25歳未満'、'25～35歳'など)	 都道府県×年ごとの1歳刻みの年齢別 観察数を増やし、より正確な推定を実施
処置変数	国減免(対象除外)	 国減免(対象除外)及び県減免 ①国減免が廃止された効果、②国減免が廃止されたがそれを県減免で補完した効果、の2つに分けて効果を検出
サンプルの分割	都道府県グループ別(A、B1、B2など)	 全都道府県をプール 国減免と県減免を同時に扱う分析枠組みとすることで、サブグループ別に分析する必要がなくなり、観察数も増加

2018～2023年度(H30～R5年度)の全受検者データ(約77万人)から、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

■ 人開局より提供された、技能検定の受検者データ(受検者レベル)を利用

- 期間:2018～2023年度(H30～R5年度)(6年分*1)
- 観察数
 - 47都道府県×6年=282都道府県×年。総受検者数は769,251人
- データ項目
 - 年齢、性別、事業所、実務年数、都道府県
 - 技能検定の得点・合否、
 - 減免の有無、職種、受検資格分類、等
- データフォーマット
 - 基本は共通のDB形式でデータあり。ただし、一部都道府県では独自形式のDBを採用

■ 受検者レベルデータから、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとの受検者数を集計

- 受検者ごとに、分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者かで代理))を特定。
学生か就業者かの判定は、受検者の事業所名から推定(後述)
- 受検者レベルのデータから、都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級ごとに受検者数を集計し、パネルデータを作成

*1 技能検定は通常年2回、前期と後期で実施。しかし、2020年度(R2年度)は新型コロナウイルス感染症の影響により、前期試験の実施はない

分析に必要な3変数(年齢、級、雇用保険被保険者区分(学生か就業者か))を特定。 3変数が特定できない都道府県×年は分析から除外

データクリーニングの概要

以下の要領で分析に必要な情報を特定

■ 年齢

- ・ 生年月日から、受検年度の4月1日現在の年齢を算出
- ・ 全体の約13.4%が欠損値

■ 級

- ・ 文字列で級情報がある場合は、その級を採用
文字列による級情報がない場合は、級コードに基づき判定
- ・ 欠損値は全体の0.1%以下

■ 雇用保険被保険者区分(学生か就業者か)

- ・ 受検者の事業所名が学校と推測される場合は「学生」、それ以外は「就業者」と判断

■ 減免ダミー

- ・ R4年度の都道府県別動向の整理に基づき付与

留意点

■ 大都市圏は欠損

- ・ 年齢、級、雇用保険被保険者区分の少なくともひとつの変数が欠損している都道府県×年は、分析から除外
- ・ 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損し、学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外(2・3級の全受検者数の25%)

■ 雇用保険被保険者は「就業者」で代理

- ・ 国減免の対象は指定年齢の雇用保険被保険者だが、データからは判別が不可能
- ・ 事業所名から学校かそれ以外かを判断し、「学生」か「就業者」に分け、「就業者」を雇用保険被保険者とみなす
- ・ 例えば、いわゆる「一人親方」や労働時間の短いパート・アルバイト、は雇用保険被保険者ではないため実際は減免の対象外となるが、分析では「就業者」÷雇用保険被保険者と判断している

級の判定にあたっては、文字列の級名情報がある場合はそれを採用し、数値の級コードのみの場合は、標準コード分類に基づいて判定

■ 提供データから以下の変数を作成

- ・ 級名(文字列) 例:「1級」、「単一級」など
- ・ 級コード(数値) 例:「1」、「3」、「6」など

■ 以下のルールで、級を特定

1. 級名(文字列)の情報がある場合は、その級を採用
2. 級名(文字列)がない場合は、以下のルールを適用
 1. 級コードが「1」⇒ 1級
 2. 級コードが「2」⇒ 2級
 3. 級コードが「6」⇒ 3級
 4. 級コードが「3」⇒ 単一等級
 5. 級コードが「4」⇒ 特級
 6. 級コードが「5」、「55」⇒ 五輪のみ
 7. 級コードが「7」、「8」、「9」⇒ その他
3. 文字列データがある府県と文字列が欠損値で数値データのみの府県は、基本的に相互に排反しており、上記ルールの適用により、整合的な級の特定が可能(右表参照)。なお、埼玉県と千葉県の場合は独自コードが採用されているが、文字列情報を優先する上記ルールを適用することで矛盾なく捕捉可能。

級コード(標準)

級	標準コード	備考
1級	01	—
2級	02	—
3級	06	・ 埼玉県と千葉県(ただし、2019年除く)は、文字列=“3級”かつ数値=3
単一級	03	・ 一部職種のみ級種なし ・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)は、文字列“単一等級”かつ数値=4 ・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)以外の都道府県は、文字列=欠損値かつ数値=3
特級	04	・ 管理者または監督者 ・ 埼玉県と千葉県(2019年除く)以外の都道府県は、文字列=欠損値かつ数値=4 ・ 各年とも前期は“特級”の受検者データなし
五輪のみ	05、35、45、55	・ 技能五輪 ・ 数値=35または45のデータなし
随時2級	07	・ 外国人技能実習生向け ・ 文字列=“随時”のデータなし
随時3級	08	・ 外国人技能実習生向け
基礎級	09	・ 外国人技能実習生向け ・ 文字列=“基礎級”のデータなし

学生・就業者の判定にあたっては、都道府県×年・期に偏りなく情報がとれる、事業所名を使用

■ 背景

- 学生・就業者の判定にあたっては、次の変数が利用可能
 - 事業所名、年齢、学割、県独自減免、若者減免
- R5年度は、これらの変数を総合的に利用し、独自のルールに基づき、学生・就業者を判定

■ 課題

- データを詳細に検討したところ、上記変数が得られるセル（都道府県×年・期）は偏っていることが判明（次頁）。偏りがなくデータが取得できるのは、事業所名と年齢のみ
- R5年度の方式で判定できなくはないが、セルによって使える変数が限られており、都道府県×年・期によって異なる判定ルールを適用することになる。例えば、ある都道府県×年・期では学割ベースで、別の都道府県×年・期は県独自減免ベースで、と異なるルールが適用される。
- このように判定ルールの違いによるノイズが混ざる可能性があるため、推奨しない

■ 対応

- データポイントに偏りがなくデータが取得できる、事業所名に基づいて、学生・就業者を判定
- 事業所名に基づく学生・就業者の判定結果の整合性を、学割、県独自減免、若者減免の情報で確認

学生・就業者の判定に使える変数が、都道府県×年・期に渡って偏りなく取得できるかを確認したところ、有効データが一定数あるのは事業所名及び年齢のみと判明

- セル(都道府県×年・期)単位で、定義や入力状況が異なる可能性があり、セル単位で有効データがある受検者の割合を算出
- 有効データの定義は、非欠損値であること。学割・県独自減免・若者減免では、さらに「1」であることも要件に追加。学割や減免を得ていれば「1」のフラグが立ち、有効データの受検者が一定割合いるはず。セル内で有効データの受検者割合がゼロ(「1」の受検者が皆無)の場合は、そのセルでは当該変数が有効に入力されていないと判断

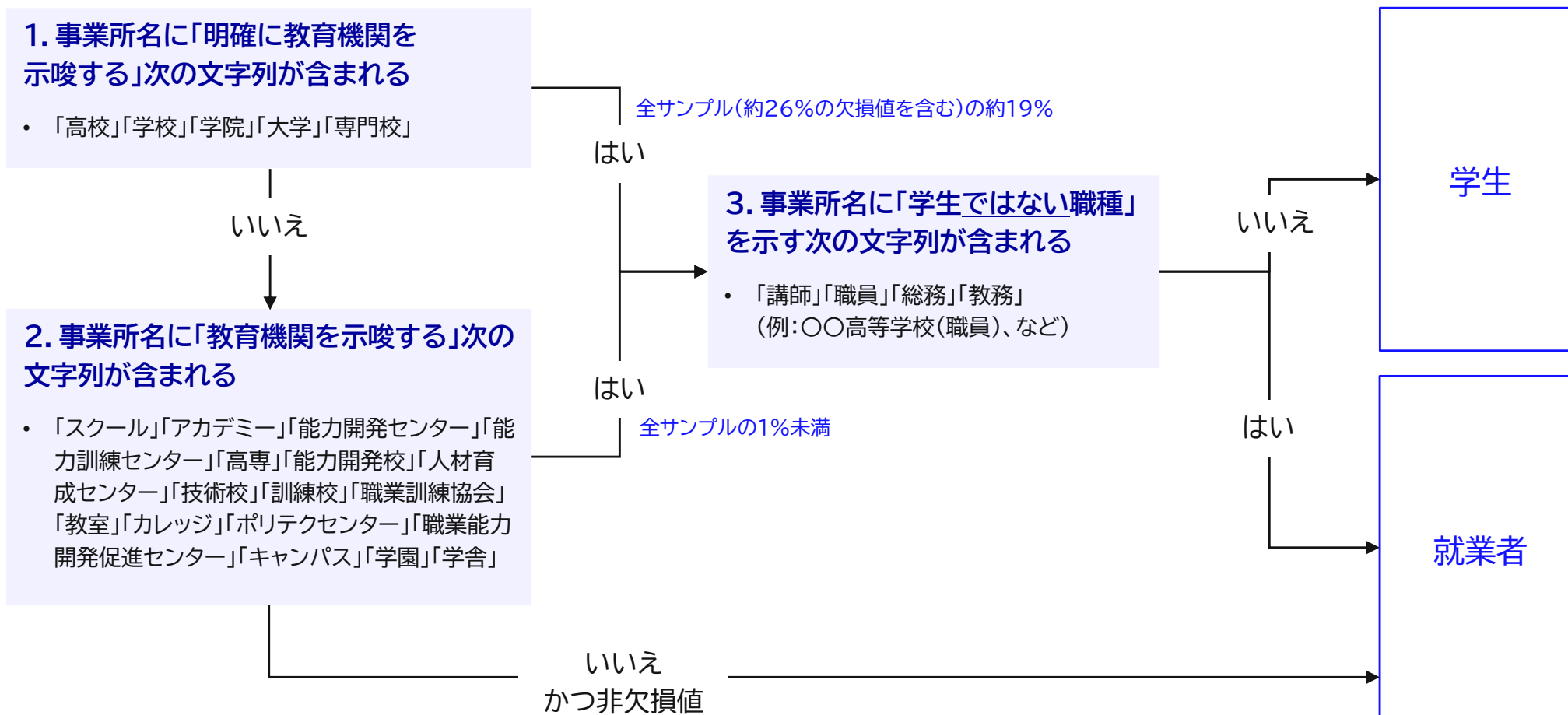
学生・就業者の判定に利用可能な変数

変数	有効データの定義	総セル数 (都道府県×年・期)*1	有効データがあるセルの割合	備考(データあり)	備考(データなし)
事業所名	非欠損値	517	90.1%	・ 41府県で全期間で有効データあり	・ 埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府はデータなし
年齢	非欠損値	517	98.5%	・ 45府県で全期間で有効データあり	・ 大阪府は介入前後の期間のデータなし
学割	非欠損値、かつ「1」	517	37.1%	・ 8府県のみ、全期間で有効データあり	
県独自減免	非欠損値、かつ「1」	188 (R4年～)*2	5.9%	・ 一期間でも有効データがあるのは、宮城県、滋賀県、鳥取県、愛媛県、宮崎県の4県のみ ・ 宮城県、鳥取県、愛媛県は2021年にも有効データあり	
若者減免	非欠損値、かつ「1」	517	36.6%	・ 4府県のみ、全期間で有効データあり	

学生・就業者の判定にあたって、事業所名に教育機関を示唆する文字列が含まれるかを確認。含まれる場合は学生、含まれない場合は就業者と判定

- 雇用保険被保険者区分は、学生・就業者の判定によって近似
- 学生・就業者を、事業所名から以下の手順で判定

学生判定のフローチャート



判定の精度確保のため、事業所名に教育機関以外を示唆する文字列が含まれるか確認。 含まれる場合は個別に確認した結果、修正が必要なケースは極めて稀

- R5年度にならい、学生と判定されたサンプルについて、事業所名に教育機関以外を示唆する以下の場合に、個別に確認

1. 事業所名に次の文字列を含む

- 「有限会社」「(有)」「株式会社」「(株)」「会社」「JA」「一社」「一財」
- 1895件該当。うち1件は明らかに教育機関ではないと推測

2. 事業所名に次の文字列を含む

- 「商会」「組合」「(営)」「営業所」「営業部」「協議会」「協会」「(協)」「営繕部」「(同)」「(合)」「事務所」「財団」「支所」「支店」「支部」「(資)」「役所」「役場」「公益社団法人」「協力隊」「農協」「分室」「商会分店」「本店」「本部」「本舗」「刑務所」「工務所」「工務店」
- 244件該当。大半が「職業訓練協会」であり、学生と判定

3. 事業所名の末尾に次の文字列を含む

- 「印刷」「化学」「化成」「会館」「開発」「建具店」「空調」「劇場」「建装」「建設」「建具」「建材」「建材店」「工業」「工芸」「工事」「工場」「工房」「工務店」「興業」「左官」「工作所」「住建」「住設」「住宅」「重機」「商工」「商事」「商店」「水道」「精工」「精密」「石工」「石材」「整備」「総建」「装飾」「装備」「造園」「鉄筋」「鉄工」「鉄道」「電器」「電機」「電気」「電工」「電子」「塗工」「土木」「内装」「農園」「農機」「農業」「農場」「運搬機」「防水」「板金」「病院」「保温」「宝飾」「醸造」「製麺所」「木工」「木材」「冷設」「霊園」「和裁」「塗装」
- 3件該当。うち1件は明らかに教育機関ではないと推測

Point

- 事業所名に教育機関以外を示唆する文字列が含まれ、判定が必要なケースは極少数
- よって、事業所名に教育機関を示唆する文字列が含まれているかのみで、学生・就業者を判定

R5年度事業の学生判定結果や、級、年齢、実務年数などの諸変数との整合性を確認。 事業所名に基づく学生判定に大きな問題はないと判断

■ R5年度事業の学生判定との整合性の確認

- 本年度の事業所名ベースの学生判定と、R5年度事業の学生判定の結果の整合性を確認
- 96.7%で判定が一致。よって、事業所名ベースの学生判定でも、R5年度事業とほぼ相違ない

■ その他の変数との整合性の確認

- 級別 学生は3級の受検者の割合が突出する一方で、就業者は1、2級の受検者が多い
- 年齢 学生の受検者は19歳以下が多い
- 実務年数 学生は実務年数0年の受検者が8割以上に対して、就業者はどの実務年数の受検者もまんべんなくいる
- 若者減免 若者減免ありの受検者の半数は学生(若者減免なしは77%が就業者)
- 学割 学割ありの受検者の9割が学生(学割なしは79%が就業者)
- 県独自減免 県独自減免ありの受検者の37%が学生(県独自減免なしは72%が就業者)



Point

学生判定と大きな矛盾はない

R5年度事業の学生判定結果との整合性を確認したところ、96.7%で一致

■ 概要

- 本年度の事業所名ベースの学生判定と、R5年度事業の学生判定の結果の整合性を確認
- 96.7%で判定が一致。よって、事業所名ベースの学生判定でも、R5年度事業とほぼ相違ない

■ 手順

- R5年度事業データには受検者の固有IDがないため、以下の変数を使って、今年度事業のデータを結合(名寄せ)
 - (結合に使った変数)年度、前後期別、都道府県、職種コード、生年月日、性別、級コード、事業所名称、総合合否
- 結合できた182,415人のうち、事業所名が欠損しているサンプルを除去した153,455人について、R5年度と今年度の学生判定結果が存在。R5年度と今年度の学生判定結果を比較(下表)

R5年度及び今年度の学生判定結果の比較

A. 実数(人)

		(今年度判定)		
		就業者	学生	計
(R5年度判定)	就業者	114,134	4,976	119,110
	学生	160	34,185	34,345
計		114,294	39,161	153,455

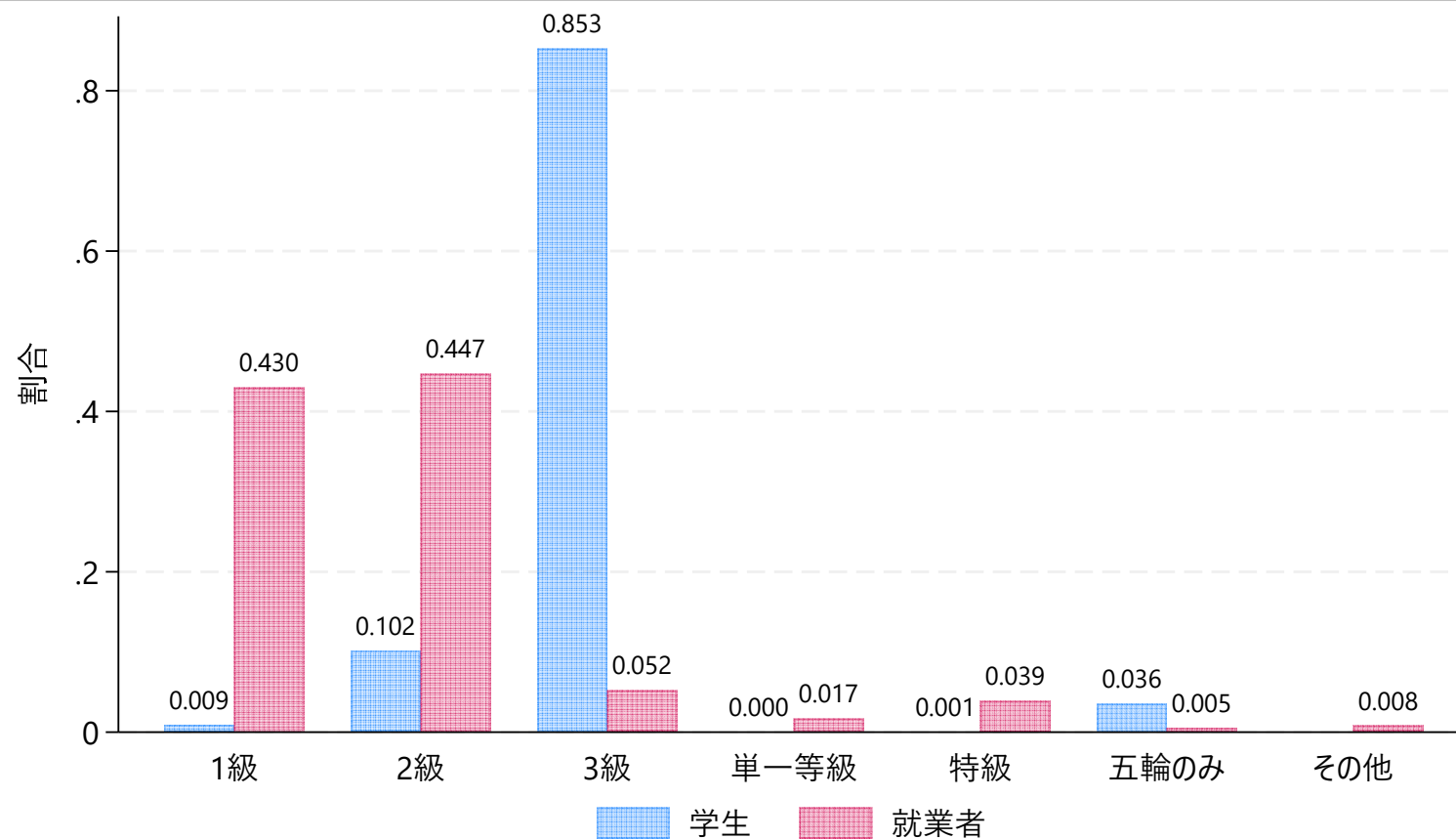
B. 割合(%)

		(今年度判定)		
		就業者	学生	計
(R5年度判定)	就業者	74.4	3.2	77.6
	学生	0.1	22.3	22.4
計		74.5	25.5	100.0

学生は3級の受検者の割合が突出する一方で、就業者は1、2級の受検者が多い

- 学生の総受検者数に占める3級受検者の割合は85%を占める
- 就業者の総受検者数に占める1級、2級の受検者に割合が合わせて9割近くにのぼる

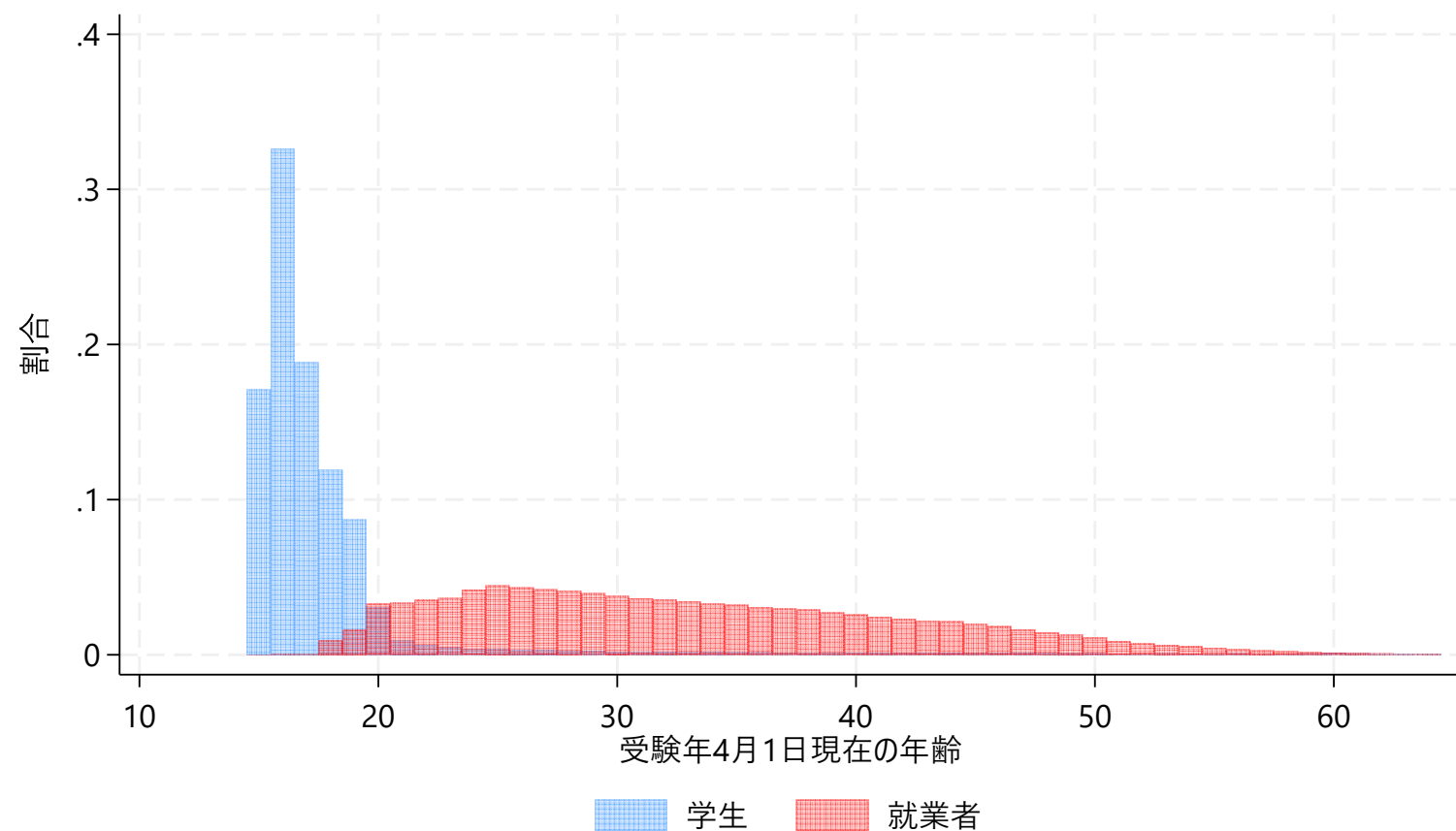
学生及び就業者の受検者総数に占める別級コード別受検者の割合



学生の受検者は19歳以下が多い

- 学生の総受検者数に占める、受検年年齢18歳までの受検者数の割合は80.5%、20歳までの受検者数の割合は92.3%

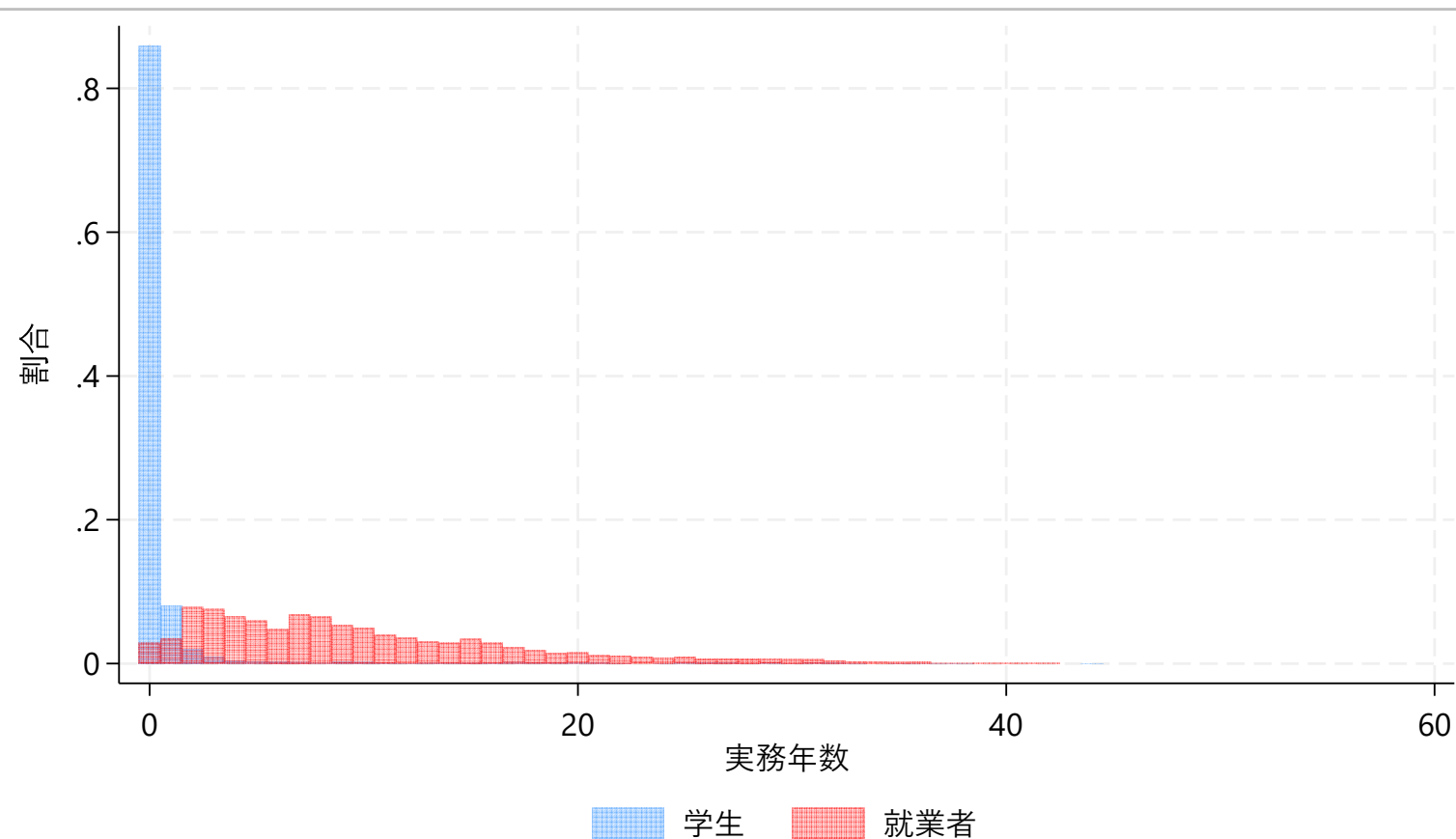
学生及び就業者の受検者総数に占める年齢別受検者の割合



学生は実務年数0年の受検者が8割以上に対して、就業者はどの実務年数の受検者もまんべんなくいる

- 学生の総受検者数に占める実務年数0年の受検者の割合86%。対して、就業者は3%。

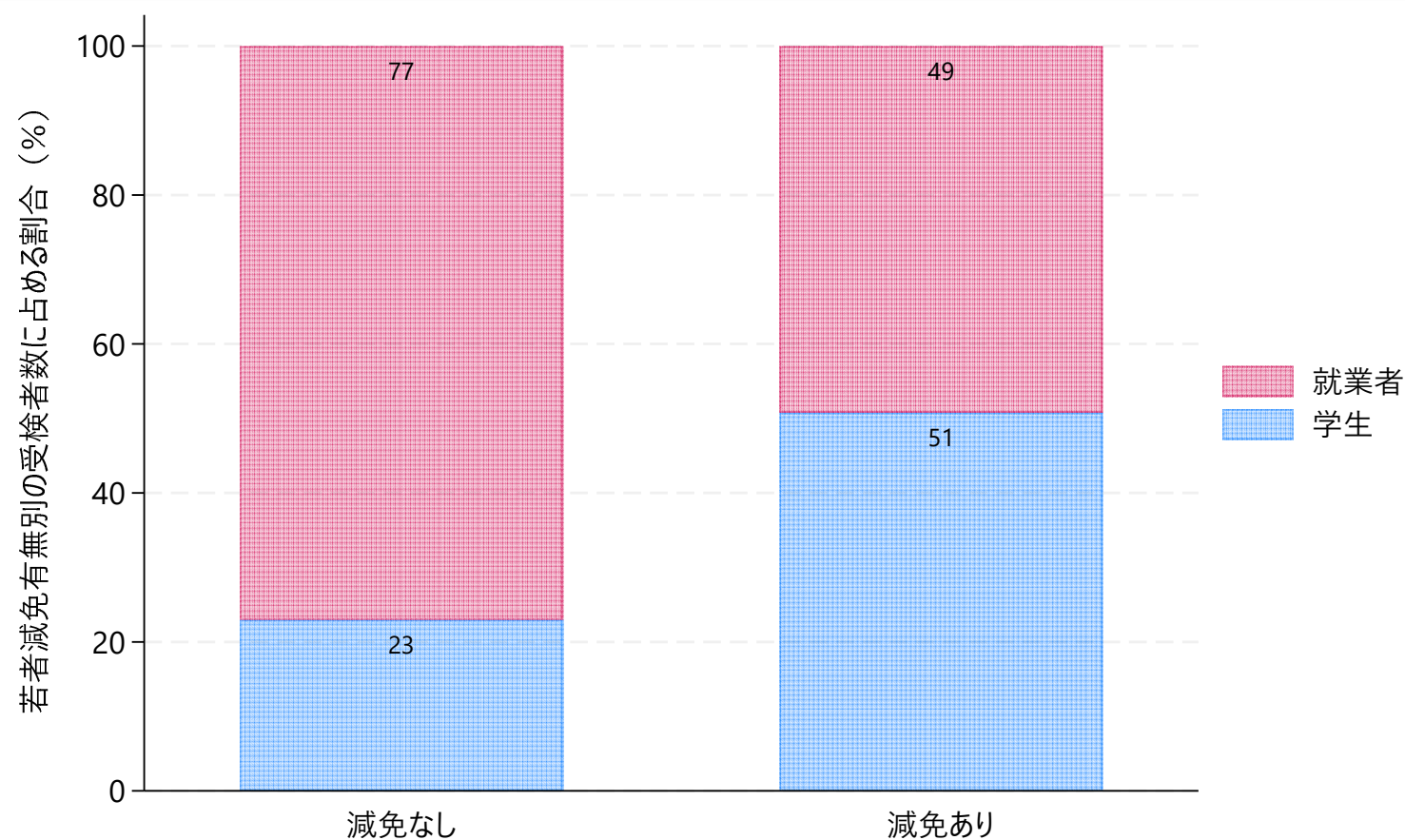
学生及び就業者の受検者総数に占める実務年数別受検者の割合



若者減免ありの受検者の半数は学生

- 若者減免ありでは、学生が51%を占める
- 若者減免なしでは、就業者が77%を占める

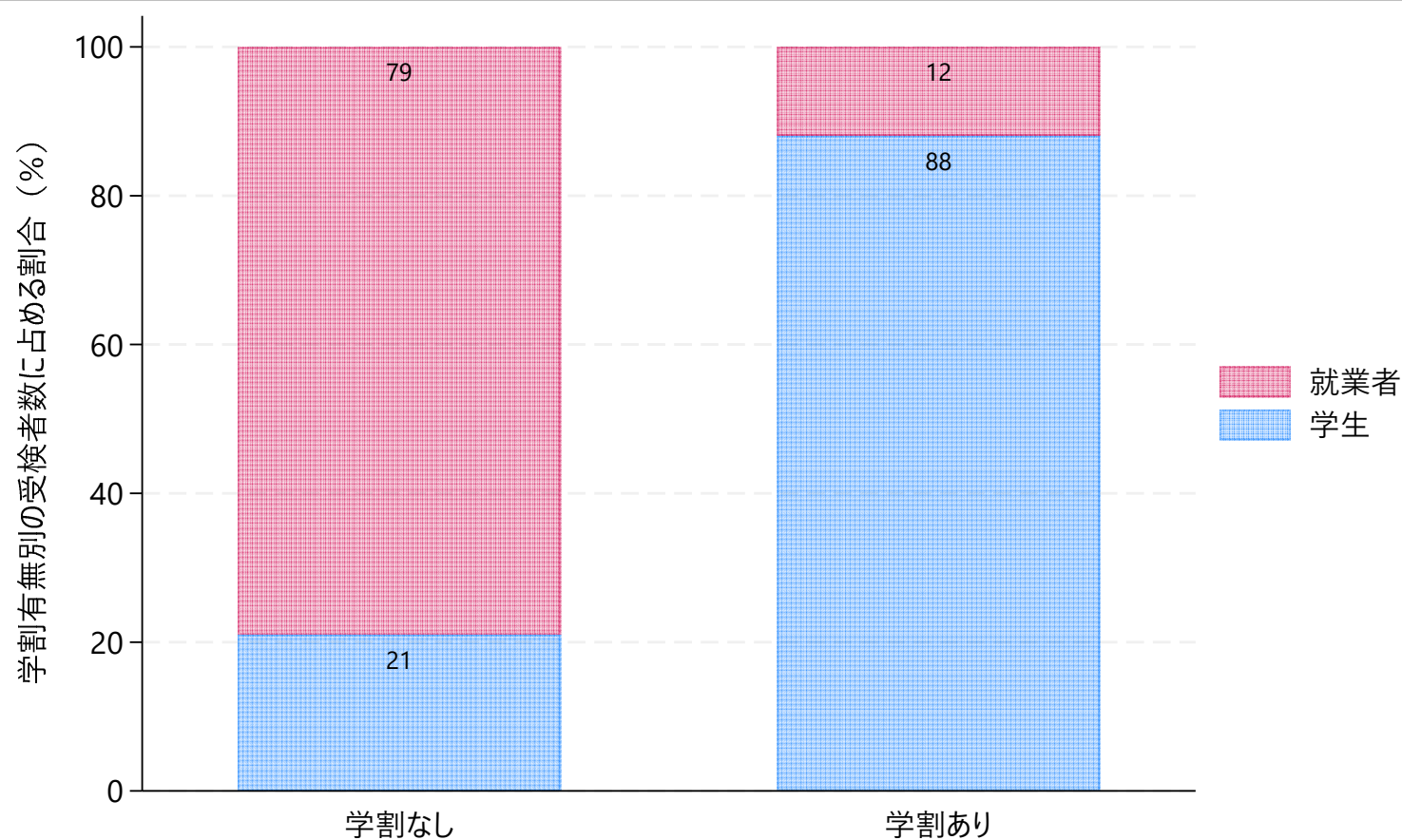
若者減免の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



学割ありの9割が学生

- 学割ありでは、学生が88%を占める
- 学割なしでは、就業者が79%を占める

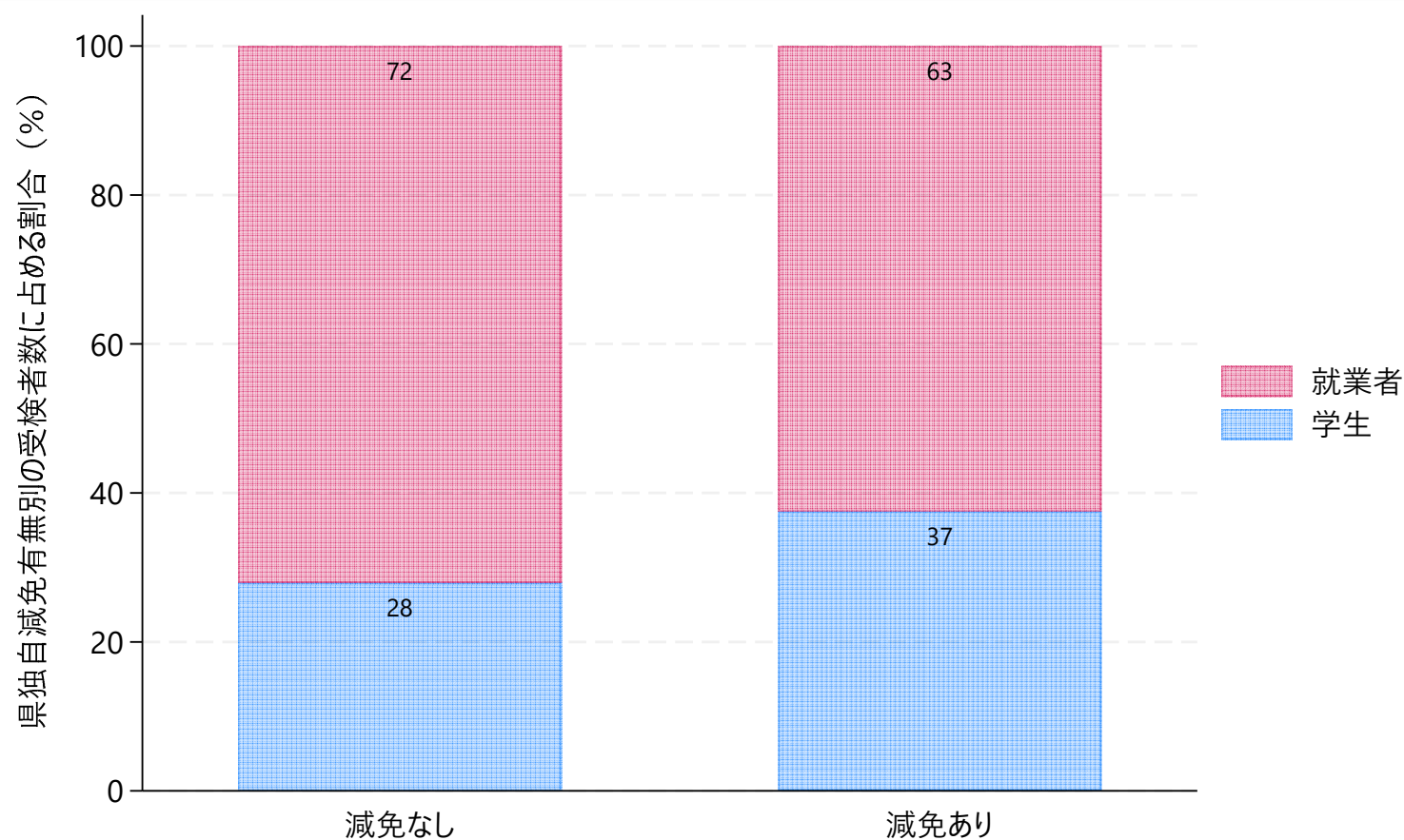
学割の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



県独自減免ありの受検者の37%が学生

- 県減免ありでは、学生が37%を占める
- 県減免なしでは、就業者が72%を占める

学割の有無別の総受検者数に占める学生・就業者の割合



埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は一部またはすべての年度で学生か否かの判定ができないため、分析から除外

■ 学生ダミーの欠損状況を整理(右図)

- 学生ダミーの欠損率が高い都道府県×年度を赤で強調
- 学生ダミーが欠損するのは事業所名の情報がないため



Point

- 埼玉県、千葉県、東京都、愛知県、大阪府は、一部またはすべての年度で事業所名の情報が完全に欠損。学生か否かの判定ができないため、分析からは一律に除外
- 福井県及び岐阜県も欠損率が高い年度が存在。分析には利用する

学生ダミーの欠損率(都道府県×年度別)

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	すべて
北海道	0.006	0.009	0.000	0.011	0.013	0.009	0.009
青森県	0.004	0.009	0.000	0.011	0.012	0.017	0.009
岩手県	0.037	0.048	0.003	0.030	0.036	0.028	0.033
宮城県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
秋田県	0.001	0.000	0.000	0.001	0.001	0.000	0.001
山形県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
福島県	0.000	0.006	0.002	0.002	0.001	0.000	0.002
茨城県	0.007	0.021	0.006	0.002	0.002	0.000	0.007
栃木県	0.000	0.000	0.005	0.000	0.000	0.001	0.001
群馬県	0.011	0.031	0.000	0.017	0.018	0.021	0.018
埼玉県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
千葉県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
東京都	1.000	1.000	0.005	0.006	0.005	0.008	0.414
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.025	0.007	0.000	0.003	0.001	0.021	0.010
富山県	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.009	0.001	0.006	0.004	0.004	0.002	0.004
福井県	0.000	0.531	0.000	0.000	0.004	0.459	0.236
山梨県	0.000	0.002	0.000	0.000	0.001	0.000	0.001
長野県	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.002	0.001
岐阜県	0.497	0.484	0.550	0.463	0.476	0.493	0.489
静岡県	0.001	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001
愛知県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.002	0.004	0.000	0.003	0.001	0.001	0.002
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	1.000	1.000				1.000	1.000
兵庫県	0.088	0.069	0.113	0.035	0.101	0.145	0.087
奈良県	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
島根県	0.000	0.008	0.007	0.000	0.000	0.003	0.003
岡山県	0.000	0.001	0.000	0.001	0.001	0.000	0.000
広島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000
徳島県	0.000	0.000	0.007	0.000	0.000	0.000	0.001
香川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000
高知県	0.013	0.018	0.000	0.013	0.014	0.012	0.012
福岡県	0.005	0.006	0.002	0.001	0.002	0.000	0.003
佐賀県	0.002	0.002	0.002	0.000	0.000	0.006	0.002
長崎県	0.065	0.051	0.000	0.051	0.056	0.068	0.051
熊本県	0.003	0.002	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.033	0.000	0.000	0.002	0.003	0.030	0.012
鹿児島県	0.000	0.000	0.000	0.001	0.002	0.000	0.001
沖縄県	0.001	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
すべて	0.284	0.281	0.153	0.177	0.186	0.31	0.241

学割から減免除外の受検者数への影響は考慮せずに推定

■ 学割は府県独自の制度

- 3級については、R4年度において全都道府県で学割制度を導入。R3年度以前は、R4年度以降と同様であったと推測
- 2級については、R4年度において宮城県、新潟県、山梨県、鳥取県の4県でのみ実施

■ 就業者に対して、学割と若年減免の併用を認めている府県と認めていない府県がある

- 3級では、全都道府県で学割が導入
- そのうち、就業者(雇用保険被保険者で兼学生)に学割を認めている(つまり、学割と若年減免の併用を認めている)のは、37府県
- 2級では、学割制度を導入している4県のうち、就業者に学割と若年減免の併用を認めているのは2県

■ 減免除外の受検者数への効果は、学割制度の影響を考慮せずに推定

- 学割の影響を考慮するため、都道府県、学生・就業者に応じて、若年減免・学割併用ダミーを付与することが考えられる。しかし、減免ダミーも都道府県×学生・就業者に応じて付与することから、完全な多重共線性が生じるため、共変量として使用不可。よって、減免除外の受検者数への効果を分析する際、学割制度の影響を考慮せずに推定
- 学割制度の影響を無視することにより、学割の効果が減免ダミーに混入し、効果を過大に推定するバイアスが生じる可能性あり。ただし、就業者でありながら学割も受けている者の比率は、3級で2.0%、2級で1.9%程度(学割ダミーは欠損が多いことに留意)。したがって、学割の影響を無視して、減免除外の効果を分析することへの影響は無視して差し障りないと思料
- 学割制度に年度間で変更はないと想定しているが、全国一律の変更であれば、その影響は年度ダミーで吸収される

都道府県ごとの県減免タイプを特定したうえで、2022(R4)年度前後の制度変化に応じて処置群と対照群を特定

- 都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級のパネルデータに、
処置群・対照群カテゴリー(減免なし(処置群②)、県独自減免(処置群①)、国減免継続(対照群))を、以下のステップに基づいて付与

【ステップ1】県減免タイプの特定

- 2022(R4)年度に国減免の対象が縮小された際の都道府県の対応によって、府県を以下の5タイプに分類

県減免タイプ

県減免 タイプ	県減免	～25歳		25～35歳		35歳～		該当 県数
		学生	就業者	学生	就業者	学生	就業者	
A	なし	-	国減免	-	-	-	-	32
B1a	あり	✓	国減免	✓	✓	-	-	4
B1b	あり	✓	国減免	✓	-	-	-	1
B2	あり	✓	国減免	-	-	-	-	9
B3	あり	✓	国減免	✓	✓	✓	✓	1

【凡例】 -: 非対象 ✓: 対象

【ステップ2】処置群・対照群の分類

- 県減免のタイプ、級、年齢、学生・就業者ごとに、2022(R4)年度の制度変化に応じて、処置群と対照群を特定

グループ(都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級)ごとに、国減免ダミーと県減免ダミーを付与し、2022(R4)年度の制度変化の状況から処置群を特定

データ構造

- ステップ1で特定した県減免タイプに基づき、グループ(都道府県×年度×年齢×学生・就業者×級)ごとに、①国減免ダミーと②県減免ダミーを付与

例

都道府県	年齢	学生・就業者	年度	国減免	県減免
A県	24	学生	2021	1	0
A県	24	学生	2022	0	0
A県	24	就業者	2021	1	0
A県	24	就業者	2022	1	0
A県	25	学生	2021	1	0
A県	25	学生	2022	0	0
A県	25	就業者	2021	1	0
A県	25	就業者	2022	0	0

対照群・処置群の特定

- グループごとに、2022(R4)年度前後の国減免と県減免の状態に基づき、処置群を特定

2021年度以前		2022年度以降		分類
国減免	県減免	国減免	県減免	
1	0	1	0	対照群
1	0	0	1	処置群①
1	0	0	0	処置群②
0	0	0	0	(分析対象外)

都道府県ごとの県減免タイプは下記の通り

県減免タイプ

県減免		～25歳		25～35歳		35歳～		該当
タイプ	県減免	在校生	在職者	在校生	在職者	在校生	在職者	県数
A	なし	-		-	-	-	-	32
B1a	あり	✓	国減免	✓	✓	-	-	4
B1b	あり	✓		✓	-	-	-	1
B2	あり	✓		-	-	-	-	9
B3	あり	✓		✓	✓	✓	✓	1

【凡例】 -: 非対象 ✓: 対象

都道府県ごとの県減免タイプ

		2級				3級				県減免タイプ
		在校生		在職者		在校生		在職者		
		若年減免	学割	若年減免	学割	若年減免	学割	若年減免	学割	
1	北海道	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
2	青森県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
3	岩手県	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
4	宮城県	--	あり	--	あり	--	あり	--	あり	A
5	秋田県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
6	山形県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
7	福島県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	あり	B1a
8	茨城県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
9	栃木県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
10	群馬県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
11	埼玉県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
12	千葉県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
13	東京都	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	あり	B1a
14	神奈川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
15	新潟県	--	あり	--	--	--	あり	--	--	A
16	富山県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
17	石川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
18	福井県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
19	山梨県	25歳未満	あり	--	あり	25歳未満	あり	--	あり	B2
20	長野県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
21	岐阜県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
22	静岡県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
23	愛知県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
24	三重県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
25	滋賀県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
26	京都府	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
27	大阪府	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
28	兵庫県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
29	奈良県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
30	和歌山県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	--	B2
31	鳥取県	35歳未満	あり	--	--	35歳未満	あり	--	--	B1b
32	島根県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	--	B1a
33	岡山県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
34	広島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
35	山口県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
36	徳島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
37	香川県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
38	愛媛県	--	--	--	--	--	あり	--	--	A
39	高知県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
40	福岡県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
41	佐賀県	制限なし	--	制限なし	--	制限なし	あり	制限なし	あり	B3
42	長崎県	35歳未満	--	35歳未満	--	35歳未満	あり	35歳未満	--	B1a
43	熊本県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
44	大分県	25歳未満	--	--	--	25歳未満	あり	--	あり	B2
45	宮崎県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
46	鹿児島県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A
47	沖縄県	--	--	--	--	--	あり	--	あり	A

事業所名については、一部府県で完全欠損している年・期がある

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:総受検者数
- 分子:事業所名に有効データ(非欠損値)がある受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.994	0.997	0.994	0.998	0.999	0.988	0.999	0.988	0.999	0.991	1.000
青森県	0.991	0.999	0.987	0.999	0.995	0.987	0.999	0.987	1.000	0.972	0.998
岩手県	0.953	1.000	0.943	0.998	0.997	0.964	0.997	0.964	0.999	0.967	0.999
宮城県	1.000	0.999	0.993	1.000	1.000	0.998	1.000	0.998	1.000	0.999	1.000
秋田県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	0.998
山形県	1.000	0.998	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	0.998
福島県	1.000	1.000	0.994	1.000	0.999	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	1.000
茨城県	0.992	0.999	0.984	0.995	0.994	0.997	0.998	0.997	1.000	1.000	1.000
栃木県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000
群馬県	0.989	0.999	0.968	0.999	1.000	0.985	0.998	0.985	1.000	0.977	1.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.990	0.982	0.991	0.982	0.995	0.977	0.993
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	0.974	1.000	0.994	0.998	1.000	0.997	0.998	0.997	0.998	0.975	0.998
富山県	0.996	0.998	0.999	0.993	1.000	0.997	1.000	0.997	0.999	0.997	1.000
石川県	0.992	0.996	0.998	0.998	0.990	0.998	0.996	0.998	0.995	0.997	0.999
福井県	1.000	0.998	1.000	0.000	1.000	0.998	1.000	0.000	0.992	0.000	0.998
山梨県	0.998	1.000	0.995	0.995	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.997	1.000
長野県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999	0.999
岐阜県	0.694	0.667	0.704	0.694	0.634	0.758	0.686	0.758	0.652	0.724	0.684
静岡県	0.999	0.999	0.998	1.000	1.000	0.999	0.999	0.999	1.000	0.998	0.999
愛知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
三重県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
滋賀県	0.995	1.000	0.992	0.999	0.999	0.996	0.996	0.996	0.999	0.990	1.000
京都府	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000			0.000	0.000			0.000
兵庫県	0.878	0.858	1.000	0.827	0.859	0.891	1.000	0.891	0.822	0.819	0.834
奈良県	0.997	0.995	0.998	1.000	1.000	0.998	1.000	0.998	0.998	0.998	0.997
和歌山県	0.996	0.995	0.996	0.997	1.000	0.996	0.997	0.996	0.997	1.000	0.996
鳥取県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
島根県	0.998	0.996	0.990	1.000	0.996	0.998	1.000	0.998	1.000	0.997	1.000
岡山県	0.999	1.000	0.996	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.996	1.000
広島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
山口県	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.996	0.997
徳島県	0.993	1.000	0.990	1.000	0.992	0.996	0.995	0.996	1.000	0.997	1.000
香川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛媛県	1.000	1.000	0.991	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.998
高知県	0.987	0.997	0.981	1.000	0.997	0.989	0.992	0.989	0.995	0.986	1.000
福岡県	0.980	0.994	0.985	0.998	0.996	0.990	0.998	0.990	0.994	0.995	0.995
佐賀県	0.995	0.997	0.999	0.996	0.998	0.999	1.000	0.999	1.000	0.993	1.000
長崎県	0.919	0.979	0.926	0.999	0.999	0.932	0.999	0.932	0.999	0.916	1.000
熊本県	0.996	0.999	0.996	0.999	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	0.992	0.999
大分県	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000
宮崎県	0.966	0.997	0.999	0.999	0.999	0.998	0.996	0.998	0.995	0.964	0.995
鹿児島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	0.998	0.999	1.000	1.000	1.000
沖縄県	0.997	0.998	0.995	1.000	0.999	0.995	0.998	0.995	0.997	0.990	0.997

年齢については、ほぼすべての都道府県×年・期でデータがあるが、大阪府と福井県に一部欠損がある

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:総受検者数
- 分子:年齢に有効データ(非欠損値)がある受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	1.000	0.999	1.000	0.998	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000
青森県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
岩手県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
宮城県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
秋田県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000
山形県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
福島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
茨城県	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	0.999	0.999	1.000
栃木県	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
群馬県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000
埼玉県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
千葉県	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000
東京都	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
神奈川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
新潟県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
富山県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000
石川県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
福井県	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000	0.000	1.000	0.000	0.998	1.000	1.000
山梨県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	1.000	1.000
長野県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
岐阜県	1.000	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
静岡県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛知県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
三重県	0.997	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
滋賀県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000
京都府	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	0.998	1.000	0.998	1.000	1.000	1.000
大阪府	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.000	0.000	1.000	1.000	1.000
兵庫県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
奈良県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
和歌山県	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
鳥取県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
島根県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.995
岡山県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
広島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
山口県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
徳島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
香川県	0.999	0.998	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
愛媛県	0.999	0.998	1.000	1.000	0.999	0.999	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000
高知県	1.000	1.000	1.000	1.000	0.997	1.000	0.996	1.000	1.000	0.996	1.000
福岡県	0.999	0.999	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000
佐賀県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
長崎県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
熊本県	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
大分県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
宮崎県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000
鹿児島県	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
沖縄県	1.000	1.000	0.999	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	0.998	0.999	1.000

学割については有効データの多いセルは少ない

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:総受検者数
- 分子:学割が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.256	0.346	0.280	0.321	0.360	0.180	0.395	0.180	0.277	0.189	0.287
宮城県	0.000	0.006	0.007	0.273	0.000	0.001	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000
秋田県	0.221	0.359	0.200	0.433	0.367	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山形県	0.232	0.315	0.184	0.320	0.308	0.186	0.294	0.186	0.252	0.149	0.276
福島県	0.054	0.120	0.030	0.000	0.000	0.018	0.000	0.018	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.196	0.277	0.208	0.270	0.321	0.227	0.306	0.227	0.257	0.202	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.360	0.335	0.349	0.335	0.371	0.000	0.000
神奈川県	0.046	0.069	0.054	0.083	0.085	0.065	0.099	0.065	0.054	0.052	0.096
新潟県	0.171	0.075	0.015	0.000	0.001	0.028	0.002	0.028	0.251	0.179	0.241
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.155	0.272	0.129	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.349	0.462	0.355	0.489	0.489	0.357	0.426	0.357	0.492	0.325	0.425
長野県	0.111	0.169	0.111	0.148	0.153	0.118	0.156	0.118	0.168	0.106	0.158
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.092	0.136	0.165	0.085	0.112	0.085	0.115	0.114	0.123
三重県	0.000	0.106	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.020	0.026	0.112	0.139	0.000	0.179	0.000	0.174	0.106	0.167
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.009	0.000	0.000	0.000	0.916	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.021	0.125	0.052	0.178	0.161	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.100	0.295	0.122	0.334	0.110	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.281	0.178	0.249	0.231	0.319	0.296	0.249	0.296	0.272	0.180	0.177
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.314	0.320	0.324	0.355	0.402	0.309	0.336	0.309	0.192	0.000	0.054
広島県	0.000	0.000	0.171	0.000	0.276	0.160	0.189	0.160	0.163	0.148	0.158
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.084	0.000	0.000	0.324	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
香川県	0.182	0.303	0.180	0.331	0.336	0.115	0.301	0.115	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.182	0.314	0.182	0.345	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
高知県	0.213	0.311	0.025	0.354	0.311	0.215	0.274	0.215	0.188	0.186	0.292
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.470	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.176	0.407	0.142	0.456	0.379	0.134	0.500	0.134	0.247	0.162	0.356
鹿児島県	0.214	0.300	0.206	0.309	0.406	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

県独自減免については有効データの多いセルはほぼない

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:総受検者数
- 分子:県独自減免が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮城県	0.000	0.000	0.192	0.190	0.205	0.183	0.158	0.183	0.092	0.099	0.131
秋田県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山形県	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長野県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.168	0.092	0.107
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000			0.000	0.000			0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
和歌山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
鳥取県	0.000	0.000	0.034	0.000	0.028	0.027	0.003	0.027	0.000	0.028	0.000
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.000	0.009	0.000	0.000	0.010	0.001	0.008	0.001	0.000	0.000	0.000
広島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
香川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
愛媛県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.141	0.345	0.141	0.000	0.000	0.000
高知県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.030	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.524
鹿児島県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

若者減免については、一定の有効データがある都道府県とまったくない都道府県が混在

- 数値は、各セル(都道府県×年・期)ごとの、有効データがあるサンプルの割合
- 分母:総受検者数
- 分子:若者減免が非欠損値かつ「1」の受検者数
- 注)白のセルは、当該変数の情報がないため、分析で活用できない

	2018年前期	2018年後期	2019年前期	2019年後期	2020年後期	2021年前期	2021年後期	2022年前期	2022年後期	2023年前期	2023年後期
北海道	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
青森県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
岩手県	0.000	0.552	0.431	0.589	0.624	0.434	0.670	0.434	0.169	0.071	0.164
宮城県	0.000	0.001	0.167	0.132	0.392	0.255	0.466	0.255	0.333	0.215	0.355
秋田県	0.473	0.550	0.466	0.627	0.581	0.444	0.593	0.444	0.123	0.123	0.170
山形県	0.469	0.531	0.446	0.589	0.585	0.427	0.565	0.427	0.141	0.115	0.139
福島県	0.000	0.187	0.095	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
茨城県	0.000	0.001	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
栃木県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
群馬県	0.480	0.568	0.485	0.597	0.633	0.524	0.609	0.524	0.150	0.136	0.000
埼玉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
千葉県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
東京都	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.386	0.381
神奈川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
新潟県	0.000	0.548	0.443	0.517	0.550	0.449	0.539	0.449	0.097	0.101	0.091
富山県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
石川県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
福井県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
山梨県	0.003	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長野県	0.000	0.000	0.000	0.493	0.427	0.460	0.492	0.460	0.371	0.298	0.359
岐阜県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
静岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.001	0.000	0.000
愛知県	0.000	0.000	0.472	0.510	0.509	0.483	0.486	0.483	0.317	0.328	0.329
三重県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
滋賀県	0.000	0.521	0.406	0.559	0.444	0.468	0.500	0.468	0.185	0.155	0.170
京都府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大阪府	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
兵庫県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
奈良県	0.000	0.000	0.450	0.443	0.468	0.455	0.419	0.455	0.061	0.127	0.069
和歌山県	0.000	0.000	0.409	0.204	0.108	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.014
鳥取県	0.000	0.000	0.199	0.228	0.168	0.160	0.199	0.160	0.104	0.060	0.137
島根県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.002	0.000	0.002	0.000	0.000	0.000
岡山県	0.000	0.568	0.553	0.607	0.608	0.521	0.613	0.521	0.074	0.003	0.003
広島県	0.000	0.000	0.316	0.531	0.593	0.467	0.527	0.467	0.151	0.121	0.150
山口県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
徳島県	0.000	0.296	0.000	0.000	0.506	0.452	0.304	0.452	0.032	0.044	0.053
香川県	0.439	0.529	0.429	0.550	0.542	0.379	0.496	0.379	0.090	0.096	0.075
愛媛県	0.000	0.519	0.435	0.457	0.000	0.473	0.444	0.473	0.000	0.000	0.000
高知県	0.455	0.507	0.035	0.574	0.587	0.427	0.502	0.427	0.078	0.079	0.076
福岡県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
佐賀県	0.000	0.043	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
長崎県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
熊本県	0.000	0.620	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
大分県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
宮崎県	0.000	0.573	0.380	0.669	0.599	0.419	0.689	0.419	0.076	0.100	0.123
鹿児島県	0.000	0.470	0.376	0.495	0.569	0.226	0.341	0.226	0.034	0.034	0.033
沖縄県	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000

分析用データの記述統計

- ・ 観察単位は、級×年度×都道府県×学生ダミー×年齢(2級×6年度×42都道府県×2グループ×20年齢=20,160)
- ・ 学生ダミーを一部または全部欠く、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、東京都を除く(42都道府県のみ対象)
- ・ 学生・就業者の判断ができない受検者を除く
- ・ 受検者(自然対数)は、受検者がゼロの場合は、0.001を加えて算出

変数	観察数	平均	標準偏差	最小値	最大値
年度	20,160	2020.5	1.7	2018	2023
受検者数(人)	20,160	13.8	36.4	0	640
受検者数(自然対数)	20,160	-1.4	4.4	-6.9	6.5

処置グループ

国減免継続(対照群)	20,160	.250	.433	0	1
国減免除外&県減免あり(処置群1)	20,160	.125	.331	0	1
国減免除外&減免なし(処置群2)	20,160	.625	.484	0	1

年齢×処置グループ(対照群、処置群①②)×学生・就業者別の受検者数(3級)

- 1 18歳未満は、対照群はほぼいない。18歳未満の受検者はほぼすべて学生であり、学生は国減免の対象から除外されるため、処置群に分類される
- 2 学生は国減免から除外されるため、全員処置群に分類される
- 3 25歳以上は国減免が廃止されるため、全員処置群に分類される

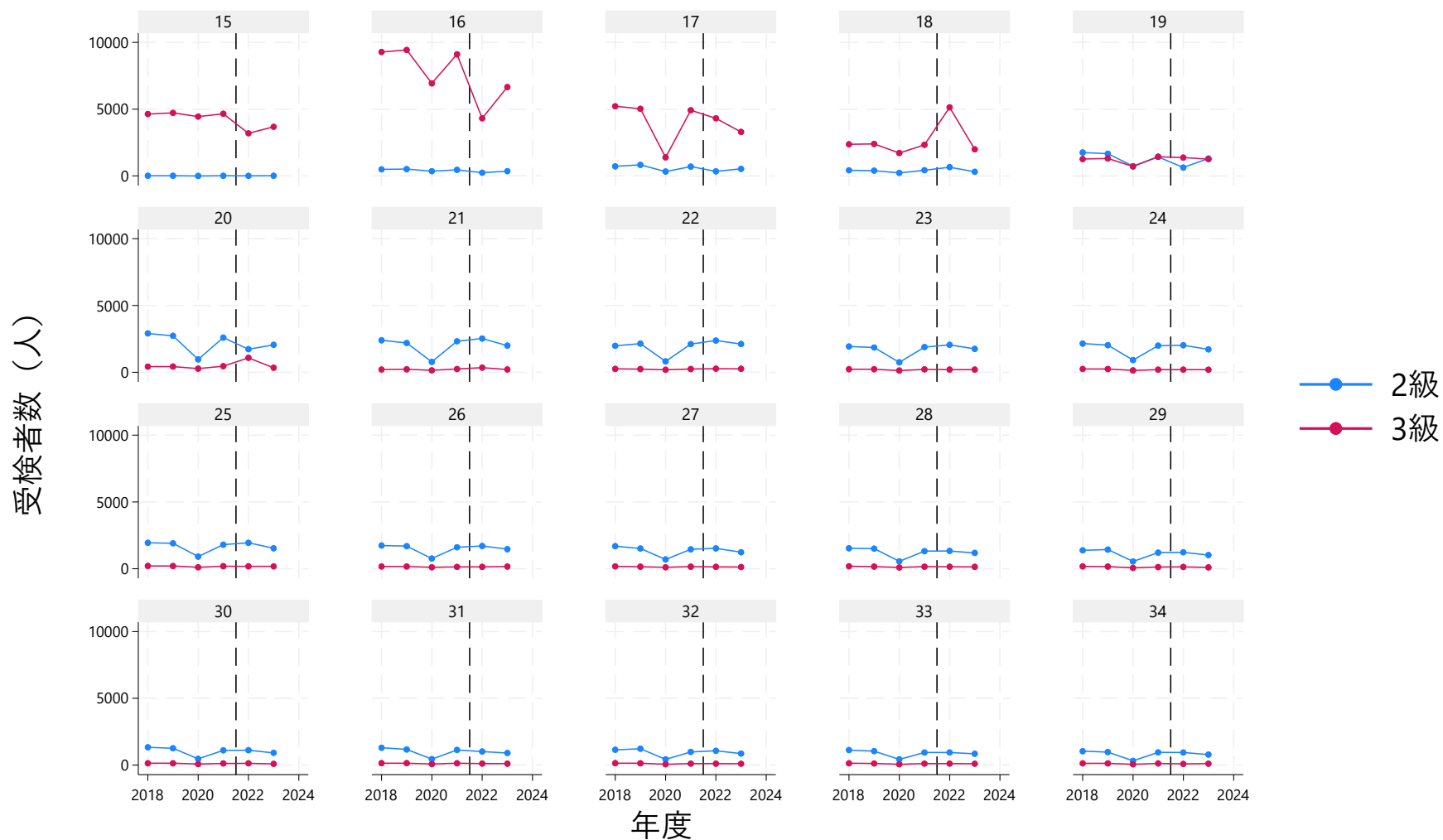
年齢	国減免継続(対照群)			県減免あり(処置群①)			県減免なし(処置群②)			すべて		
	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計
15	18		18		6229	6,229		19074	19,074	18	25303	25,321
16	66		66		10391	10,391		35252	35,252	66	45643	45,709
17	107		107		5870	5,870		18191	18,191	107	24061	24,168
18	1,839		1839		3047	3,047		11059	11,059	1,839	14,106	15,945
19	1,291		1291		780	780		5282	5,282	1,291	6,062	7,353
20	1,081		1081		264	264		1682	1,682	1,081	1,946	3,027
21	779		779		96	96		521	521	779	617	1,396
22	944		944		110	110		423	423	944	533	1477
23	860		860		76	76		299	299	860	375	1235
24	935		935		68	68		245	245	935	313	1248
25				27	32	59	765	235	1000	792	267	1059
26				22	28	50	610	218	828	632	246	878
27				23	19	42	605	206	811	628	225	853
28				31	21	52	632	195	827	663	216	879
29				25	22	47	542	168	710	567	190	757
30				26	16	42	539	132	671	565	148	713
31				28	17	45	542	146	688	570	163	733
32				27	13	40	514	120	634	541	133	674
33				26	10	36	497	116	613	523	126	649
34				32	15	47	463	144	607	495	159	654
Total	7,920		7920	267	27,124	27,391	5,709	93,708	99,417	13,896	120,832	134,728

年齢×処置グループ(対照群、処置群①②)×学生・就業者別の受検者数(2級)

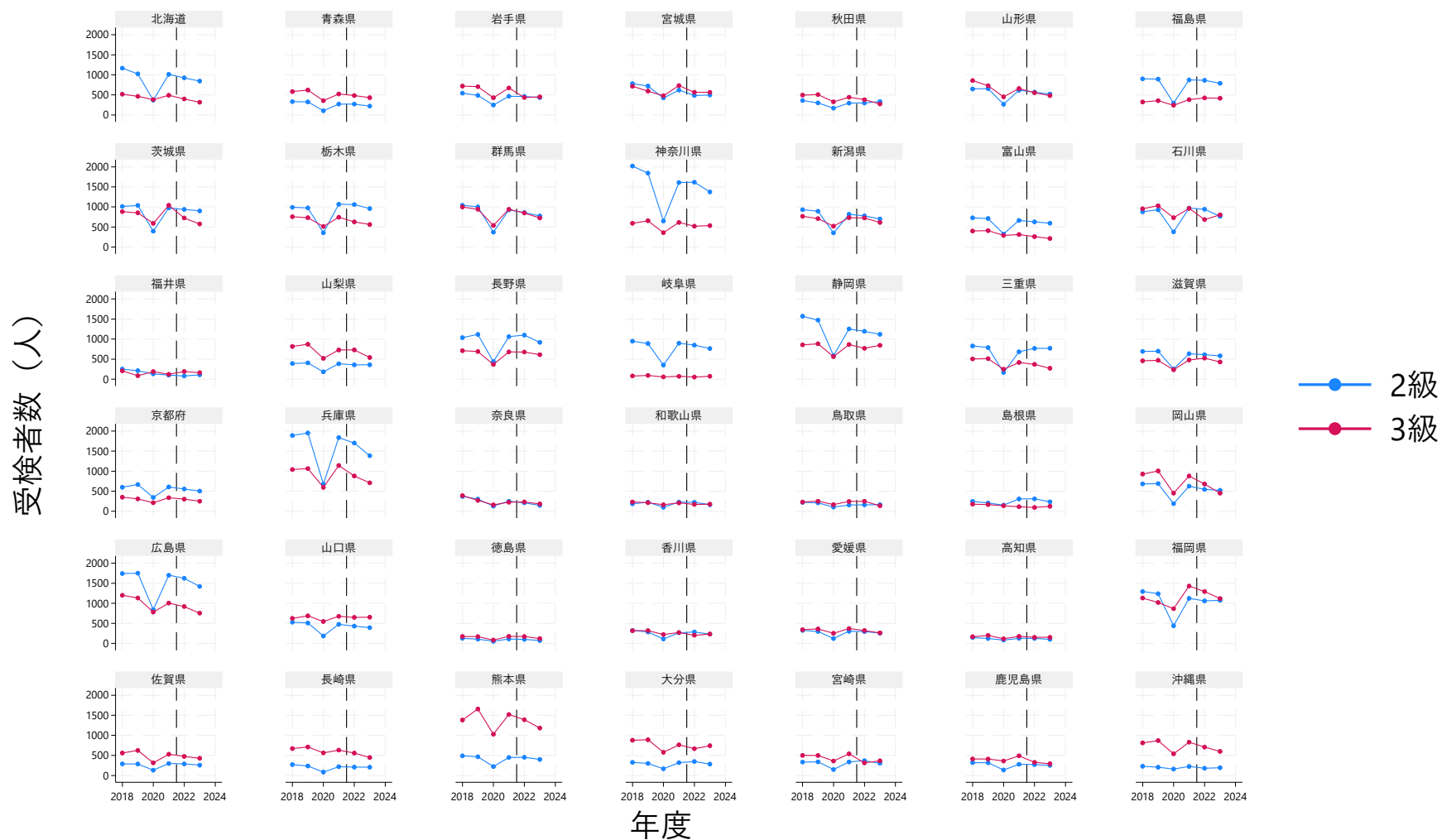
1 20歳で、対照群が断絶的に増える。学生が就業者となり、国減免の対象となるからと考えられる

年齢	国減免継続(対照群)			県減免あり(処置群①)			県減免なし(処置群②)			すべて		
	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計	就業者	学生	計
15	1		1		12	12		48	48	1	60	61
16	18		18		507	507		1,883	1,883	18	2,390	2,408
17	95		95		588	588		2,761	2,761	95	3,349	3,444
18	1,129		1,129		261	261		1,049	1,049	1,129	1,310	2,439
19	4,201		4,201		539	539		2,774	2,774	4,201	3,313	7,514
20	11,555		11,555		216	216		1,232	1,232	11,555	1,448	13,003
21	11,775		11,775		83	83		372	372	11,775	455	12,230
22	11,360		11,360		41	41		171	171	11,360	212	11,572
23	10,081		10,081		33	33		147	147	10,081	180	10,261
24	10,716		10,716		29	29		111	111	10,716	140	10,856
25				569	15	584	9,313	115	9,428	9,882	130	10,012
26				484	9	493	8,358	107	8,465	8,842	116	8,958
27				432	12	444	7,575	91	7,666	8,007	103	8,110
28				447	8	455	6,883	86	6,969	7,330	94	7,424
29				390	11	401	6,331	81	6,412	6,721	92	6,813
30				428	9	437	5,705	71	5,776	6,133	80	6,213
31				377	5	382	5,531	73	5,604	5,908	78	5,986
32				383	6	389	5,292	59	5,351	5,675	65	5,740
33				349	6	355	4,939	53	4,992	5,288	59	5,347
34				366	5	371	4,607	47	4,654	4,973	52	5,025
Total	60,931		60,931	4,225	2,395	6,620	64,534	11,331	75,865	129,690	13,726	143,416

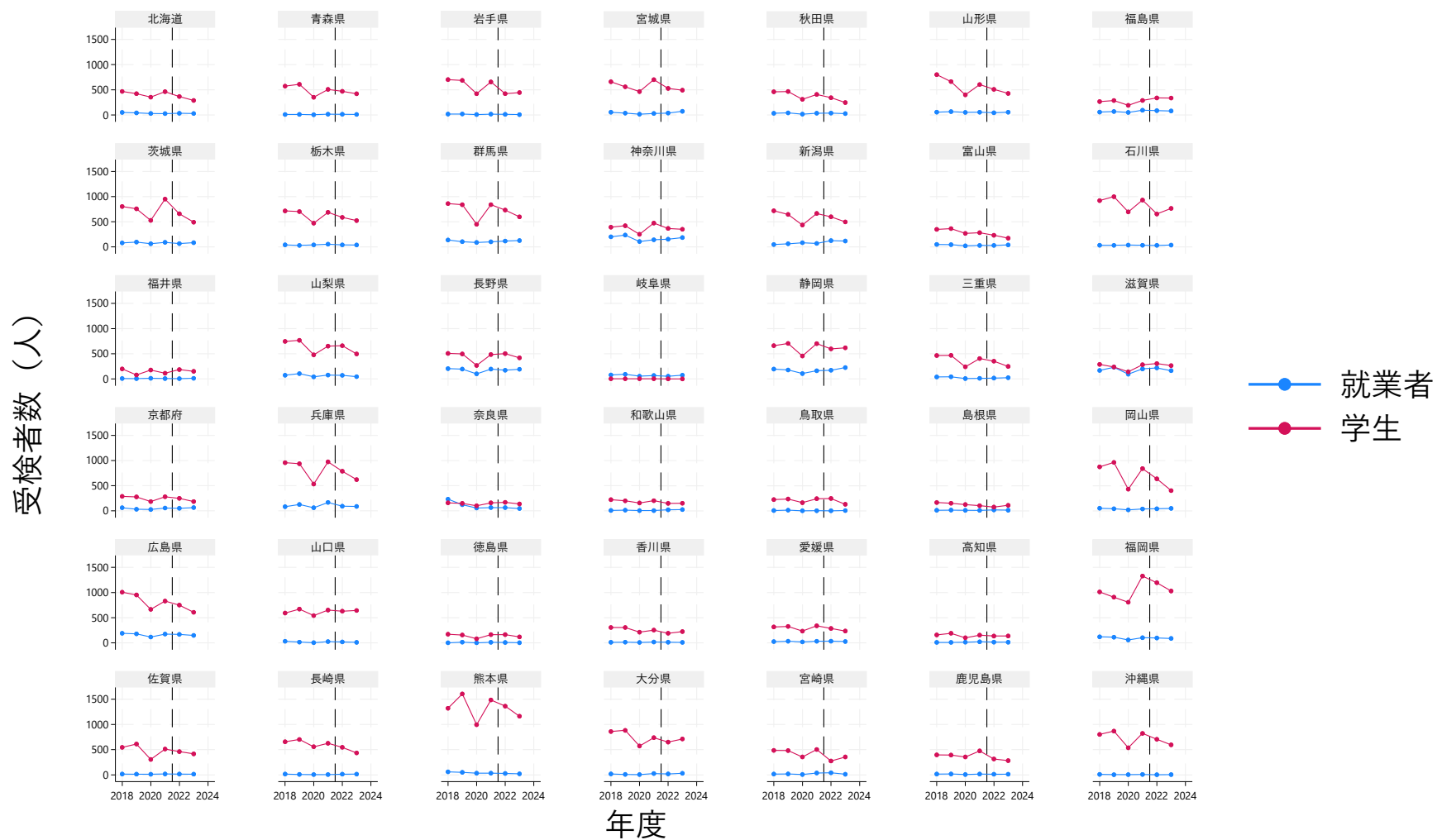
受検者数の推移(年齢×級別)



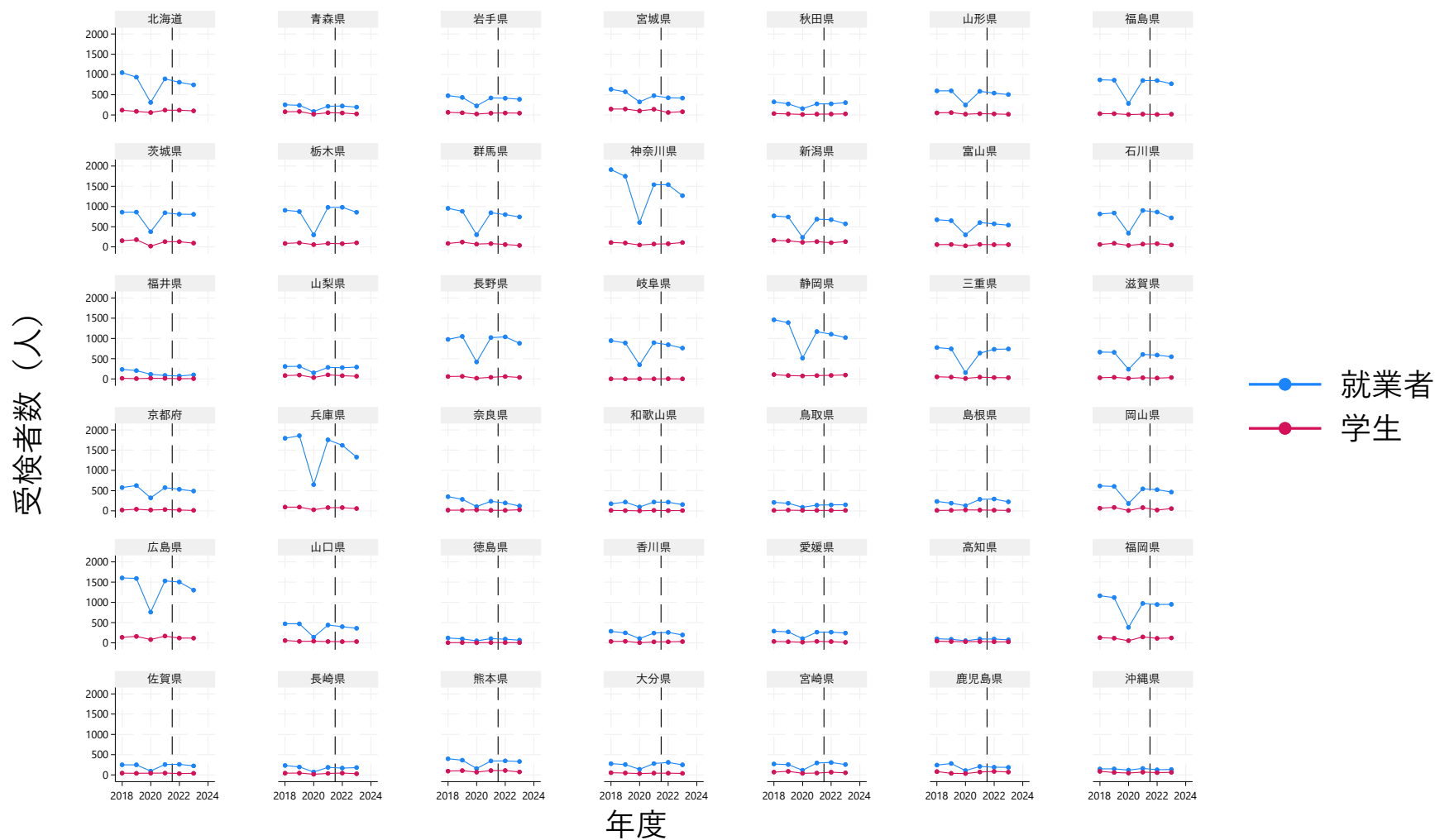
受検者数(都道府県×級別)



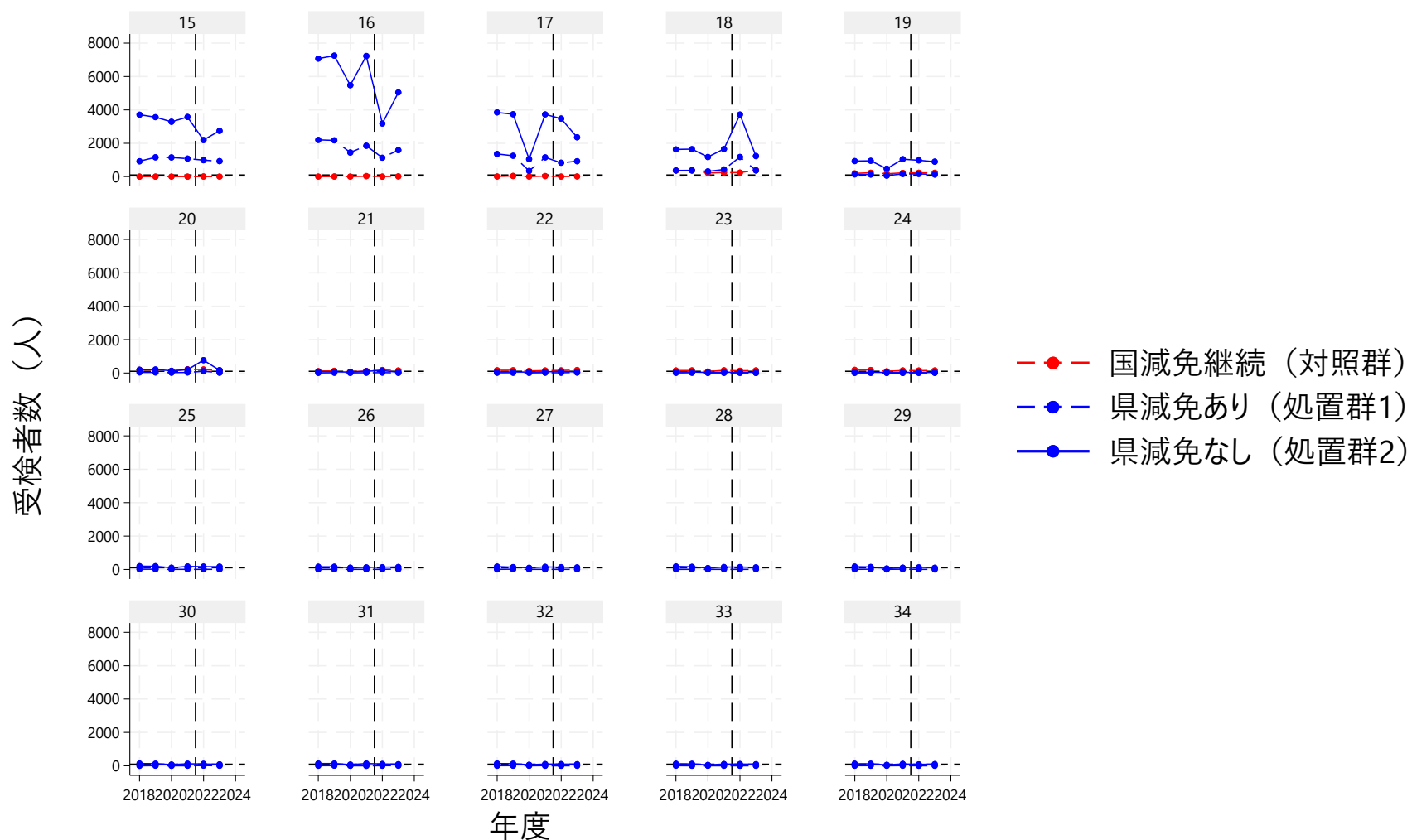
受検者数(都道府県×学生別):3級



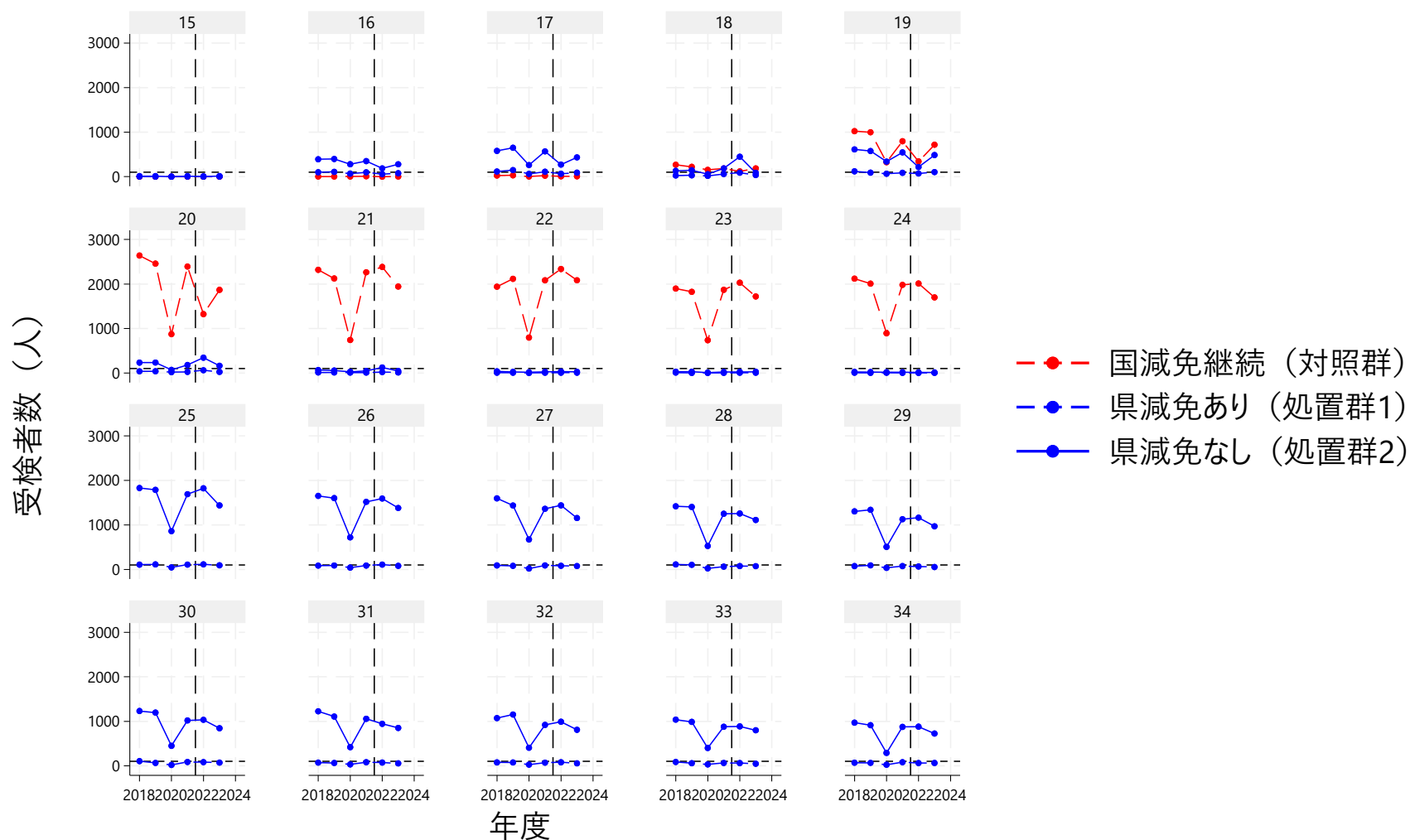
受検者数(都道府県×学生別):2級



受検者数(年齢×処置グループ別):3級



受検者数(年齢×処置グループ別):2級



推定モデル > 年齢別の効果(推定モデル(1)～(4))

推定モデル(1)～(4)を拡張し、国減免除外や県減免と年齢の交差項の定式化を通して、効果を年齢別に推定

推定モデル

- 以下のように、国減免除外や県減免ダミーと年齢の交差項を説明変数とすることで、年齢別の効果を検証

- 受検者数(対数) $_{ijt} = \beta_{10}$ 国減免除外 $_{ijt} + \beta_{11}$ 国減免除外 $_{ijt} \times$ 年齢 $_j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
- 受検者数(対数) $_{ijt} = \gamma_{10}$ 県減免あり $_{ijt} + \gamma_{11}$ 県減免あり $_{ijt} \times$ 年齢 $_j + \delta_{ij} + \delta_t + \varepsilon_{ijt}$
 - i : 都道府県×学生・就業者、 j : 年齢、 t : 年度
 - 国減免 $_{ijt}$: 国減免実施ダミー、県減免 $_{ijt}$: 県減免実施ダミー、年齢 $_j$: 年齢ダミー
 - δ_{ij} : グループ固定効果、 δ_t : 年度固定効果

係数の解釈

- 交差項の係数 β_{11} 及び γ_{11} は、参照カテゴリとして設定する「年齢15歳」における、減免除外などが受検者数に与える効果(β_{10} 及び γ_{10})との差分を表す。例えば、国減免除外×年齢19歳ダミーの係数が0.05であれば、年齢15歳に対する効果に比べて、19歳では国減免除外の効果が5%高いことを表す。

分析の限定

- 前段の分析が2級は効果が確認できなかったことから、本分析では分析対象を3級のみ絞る

推定結果 > 推定結果表(年齢別の効果、推定モデル(1)～(4)、3級のみ)

推定モデル(1)～(4)を拡張し、国減免除外や県減免と年齢の交差項を加えた推定結果は以下の通り

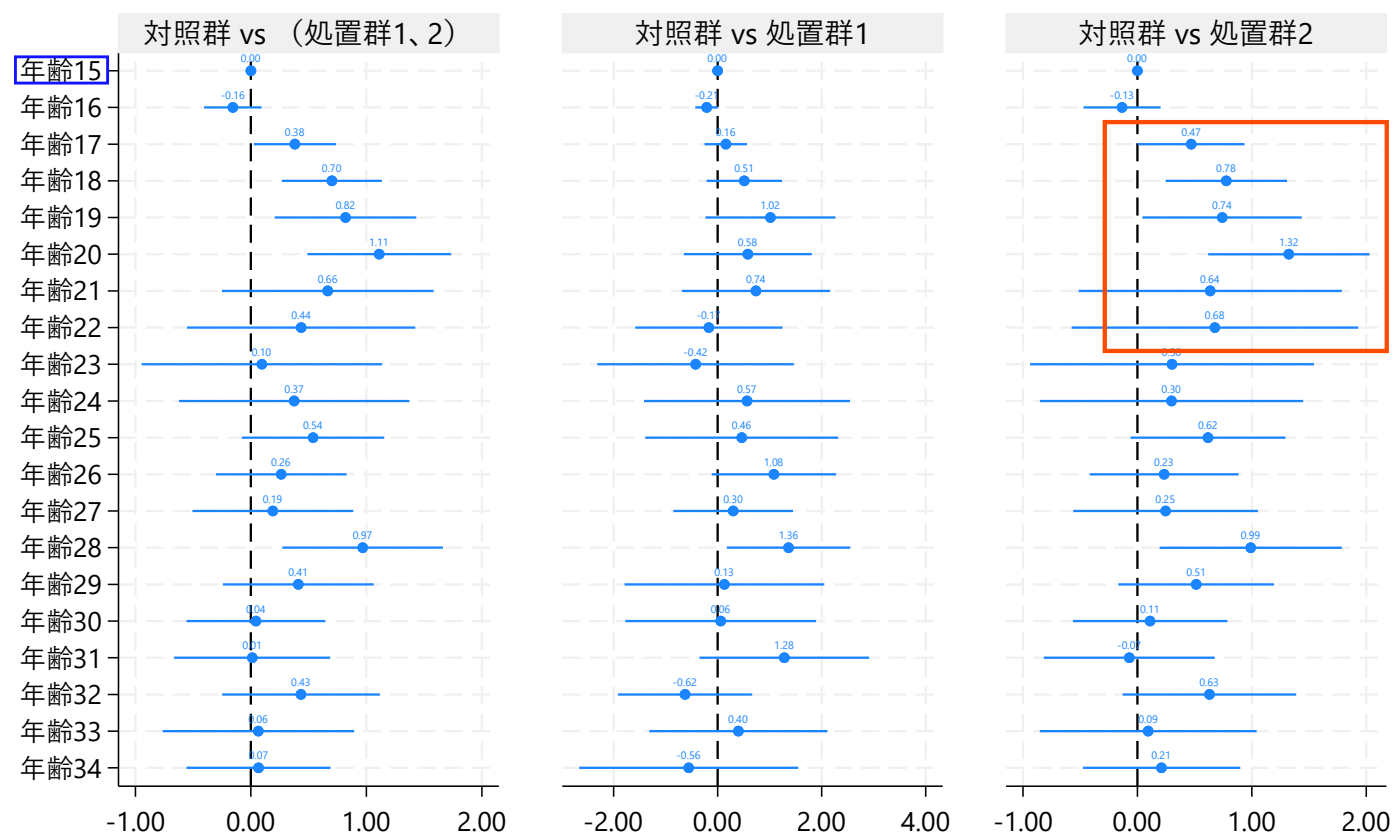
結果変数＝受検者数(対数)	(1)		(2)		(3)		結果変数＝受検者数(対数)	(4)	
対照群	国減免継続		国減免継続		国減免継続		対照群	国減免除外&県減免あり	
処置群	国減免除外		国減免除外&県減免あり		国減免除外&県減免なし		処置群	国減免除外&県減免なし	
国減免除外	-0.435*	(0.203)	-0.187	(0.200)	-0.535*	(0.242)	県減免実施	-0.054	(0.174)
国減免除外×年齢16	-0.156	(0.123)	-0.210	(0.109)	-0.134	(0.167)	県減免実施×年齢16	-0.210	(0.109)
×年齢17	0.381*	(0.176)	0.158	(0.203)	0.470*	(0.231)	×年齢17	0.158	(0.202)
×年齢18	0.701**	(0.214)	0.513	(0.358)	0.777**	(0.263)	×年齢18	0.513	(0.358)
×年齢19	0.820**	(0.303)	1.015	(0.619)	0.741*	(0.345)	×年齢19	1.015	(0.618)
×年齢20	1.111***	(0.308)	0.580	(0.610)	1.323***	(0.349)	×年齢20	0.580	(0.609)
×年齢21	0.665	(0.454)	0.737	(0.706)	0.636	(0.569)	×年齢21	0.737	(0.705)
×年齢22	0.436	(0.489)	-0.169	(0.701)	0.677	(0.620)	×年齢22	-0.169	(0.699)
×年齢23	0.095	(0.516)	-0.422	(0.935)	0.302	(0.614)	×年齢23	-0.422	(0.934)
×年齢24	0.375	(0.494)	0.565	(0.980)	0.298	(0.570)	×年齢24	0.565	(0.979)
×年齢25	0.538	(0.305)	0.464	(0.917)	0.617	(0.335)	×年齢25	0.464	(0.916)
×年齢26	0.263	(0.280)	1.082	(0.591)	0.234	(0.322)	×年齢26	1.082	(0.590)
×年齢27	0.190	(0.345)	0.300	(0.570)	0.246	(0.399)	×年齢27	0.300	(0.569)
×年齢28	0.968**	(0.344)	1.363*	(0.586)	0.990*	(0.394)	×年齢28	1.363*	(0.586)
×年齢29	0.411	(0.323)	0.130	(0.950)	0.514	(0.337)	×年齢29	0.130	(0.949)
×年齢30	0.043	(0.298)	0.059	(0.908)	0.111	(0.334)	×年齢30	0.0594	(0.906)
×年齢31	0.012	(0.334)	1.282	(0.807)	-0.071	(0.370)	×年齢31	1.282	(0.805)
×年齢32	0.434	(0.338)	-0.625	(0.640)	0.630	(0.375)	×年齢32	-0.625	(0.638)
×年齢33	0.065	(0.411)	0.398	(0.848)	0.094	(0.469)	×年齢33	0.398	(0.847)
×年齢34	0.066	(0.309)	-0.556	(1.042)	0.210	(0.341)	×年齢34	-0.556	(1.041)
観察数	10080		3780		8820		観察数	7560	
決定係数(全体)	0.603		0.644		0.592		決定係数(全体)	0.594	
決定係数(グループ内)	0.0030		0.0044		0.0032		決定係数(グループ内)	0.0022	

推定結果 > 推定値(年齢別の効果、推定モデル(1)～(3)、3級のみ)

国減免除外の効果を年齢別に分解すると、17～22歳までは15歳に比べて、国減免除外による受検者減の効果は小さい

- 15歳と比較すると、17～22歳は国減免による受検者数減の効果は小さい
(推定値が15歳比でプラスであることから、15歳の減少率よりも小さくなる)
- 17～22歳は国減免に関わらず受検する傾向がある一方、15～16歳は国減免除外により受検者が減りやすい

15歳を基準としたときの、年齢別の国減免除外の効果(3級)



注) 点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

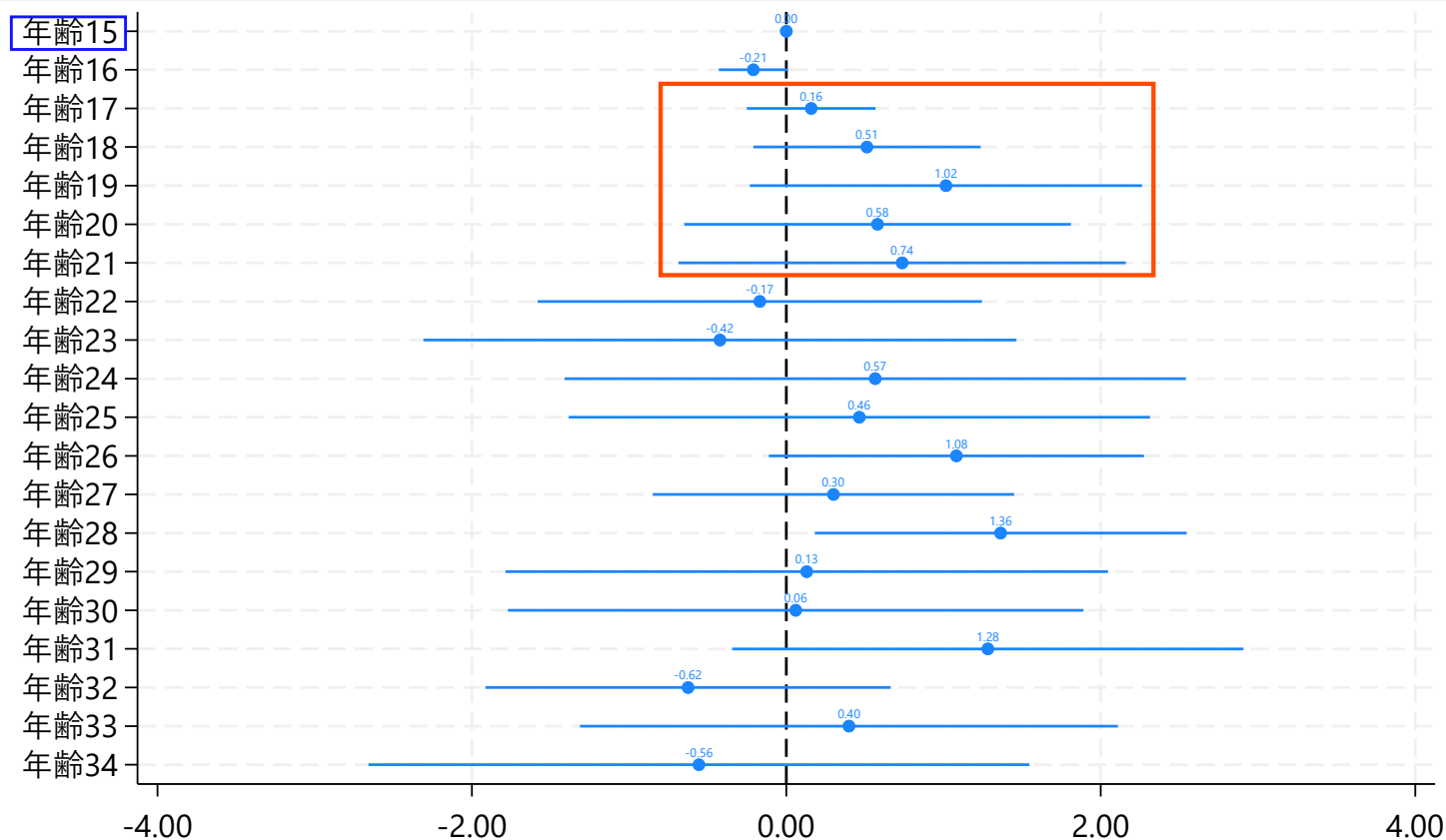
推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

推定結果 > 推定値(年齢別の効果、推定モデル(4)、3級のみ)

県減免実施の効果を年齢別に分解すると、17～21歳までは15歳に比べて、県減免実施による受検者増の効果は大きい

- 15歳と比較すると、17～22歳は県減免実施による受検者数増の効果は大きい
(推定値が15歳比でプラスであることから、15歳の増加率よりも大きくなる)

15歳を基準としたときの、年齢別の県減免実施の効果(3級)



注) 点は係数の推定値、線は95%信頼区間を表す。

推定値は、15歳の効果を基準(=0)としたときの、各年齢における減免の実施による受検者数(対数)への相対的な効果の大きさを表す

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

特定健康診査・保健指導の実施率向上 に関する取組の効果検証

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ
2024年12月9日
2025年1月17日修正



「特定健康診査・保健指導に必要な経費」は、特定健康診査・保健指導の実施率向上を通して、メタボリックシンドロームや生活習慣病の抑制を目指している

現状分析

- ・ 糖尿病は心血管疾患のリスクを高めるほか、認知症等の発症リスクを高めることが明らかにされており、生活の質への影響、社会経済的活力と社会保障資源への影響が大きく、適切な対策が必要。
- ・ 令和元年の「糖尿病が強く疑われる者」は推計約1,150 万人^{*1}であり、健康日本21(第二次)の目標値の1,000万人を上回ったが、目標策定時に予測された1,270万人よりは少なかった。

課題

- ・ 糖尿病等の生活習慣病の発症には内臓脂肪型肥満が関与しているため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえて生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが必要。
- ・ 令和2年度のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(対平成20年度比)は10.9%^{*2}。
- ・ なお、令和2年度の特定健康診査の実施率は53.4%、特定保健指導の実施率は23.0%^{*2}であり、2008年度と比べ実施率が向上しているものの、令和5年度の目標である70%、45%とは依然乖離があり、さらなる実施率の向上に向けた取組が必要。

事業概要

- ・ 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、特定健康診査・特定保健指導を実施。
- ・ 国は、保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援。
(補助率 国民健康保険:1/3、健康保険組合・全国健康保険協会・国民健康保険組合:定額)

^{*1} 厚生労働科学研究「糖尿病の実態把握と環境整備のための研究」(令和2年度、研究代表者 山内敏正)

^{*2} 厚生労働省「特定健康診査・特定保健指導の実施状況」

市町村国保による特定健康診査の受診勧奨策の実施により、特定健康診査の実施率が向上したのかを検証

- ・ 保険者(市町村国保)は実施率向上に向け、周知啓発や受診をしやすくするための様々な取組を実施
- ・ これらの取組が実施率向上に寄与したかを統計的に検証

「R5年度 EBPM推進に係る調査研究等一式」事業より引継ぎ

PICODAフレームワークによる「特定健康診査・保健指導に必要な経費」の効果検証デザインの整理

項目	内容	
Population	誰に対して	受診勧奨策を実施している保険者
Intervention	どんな事業を行い	特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部補助
Comparison	どんな状況・誰と比較して	受診勧奨策を実施していない保険者
Outcome	何に対する効果を	・ 特定健康診査実施率 ・ 特定保健指導実施率 ⇒ 取組データがないため分析対象外
Data Collection	こういったデータを用いて	保険者データヘルス全数調査、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)
Analytical Method	こういった手法で分析するか	重回帰分析(固定効果モデル)

保険者(市町村国保)レベルの各種取組状況と、特定健診実施率のデータを結合し、分析用のパネルデータを作成

各保険者の取組データと特定健診実施状況を表す実施状況データを結合し、パネルデータを作成

取組データ

- 各保険者(市町村国保)の取組に関するアンケート調査の結果のデータを、保険局より受領
- 対象年度は2019、2020、2022年度。2021年度は調査欠
- データは前年10月～当該年8月の取組状況

実施状況データ

- 厚生労働省ウェブサイト*1より、保険者別の特定健診の実施状況(受診率)のデータを収集
- 対象年度は2017～2022年度

データの結合

- 取組データと実施状況データを、都道府県コード及び保険者名で結合。以下を除き、ほぼ100%結合
 - 結合できなかった保険者:鳥取県南部町、高知県大川村は結合できず(取組データなし)

観察単位

- 保険者×年。総観察数は1,714保険者×3年÷5,140(市町村合併等のため、最大数5,142より少ない)

保険者固定効果と年次固定効果を含めた固定効果モデルの推定により、 取組の効果を検証

• 検証事項

- 同一保険者内の取組実施状況の変化と、受診率の関係を検証。**取組を実施したら受診率が上がるか**、が焦点

• 推定法

- 市町村国保×年度を観察単位とした、**最小二乗法(固定効果モデル)**を採用

• 推定式

- 目的変数は受診率、説明変数は各取組の実施状況を示すダミー変数、保険者ダミー、及び年度ダミー

$$\text{受診率}_{it} = \beta_1 \text{取組}_{it} + \delta_i + \delta_t + \varepsilon_{it}$$

 / / | \
 各種取組 保険者 年度 誤差項
 ダミー ダミー ダミー

- 添字: i :保険者、 t :年度

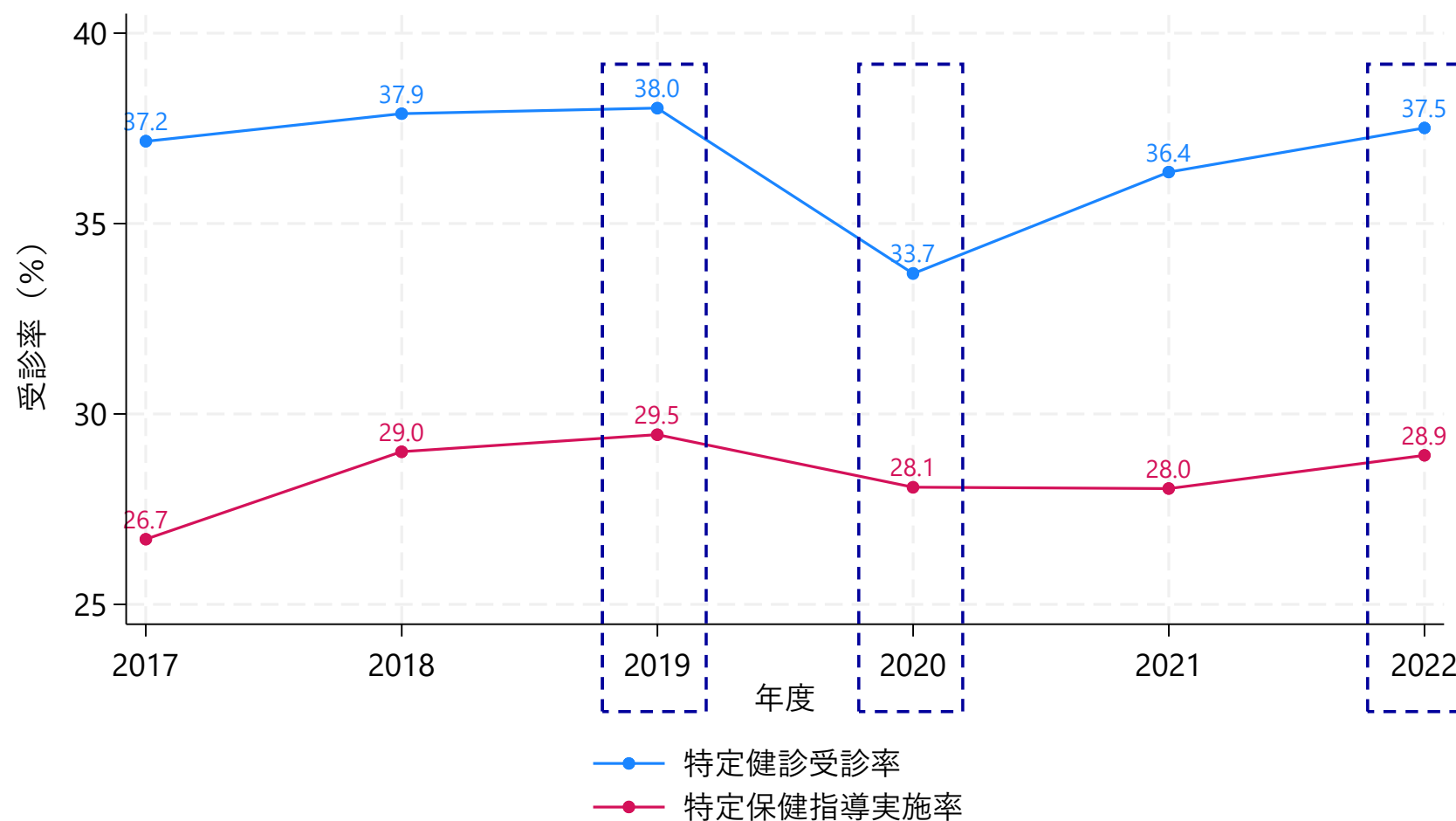
- 係数 β_1 は、同一保険者内の時系列変動をみたときに、ある取組を実施したときに、受診率が平均的に何%ポイント上がるかを表す
- 新型コロナウイルス感染症の影響など、**保険者間で共通な年度間の受診率の違い**は、**年度固定効果により統計的に除去**

• 注意事項

- 取組の有効期間 取組の情報が前年10月～当該年8月に実施した取組状況を反映しているため、当該年に成果が遅れて出ると想定。つまり、2019年度の取組は2018年10月から2019年8月までの実施状況を表すが、その成果は、2019年4月～2020年3月に現出すると想定

市町村国保の特定健診受診率はコロナ禍を期に一時的に4ポイント低下したが、回復傾向にあり、2022年度は37.5%

市町村国保の特定健診及び特定健康保険指導の実施率の推移(2017～2022年)



実施率向上に向けた保険者の施策として、20項目の取組の効果を検証

周知・PR

- ・ ポスター・チラシ等による周知(1)
- ・ 新聞・テレビ・ラジオ等マスメディアを使ったPR (2)
- ・ SNS等を使ったPR (3)
- ・ 他の事業(健康講座等)でのPR(15)
- ・ 町内会等の会合(自治会・消防団・農協婦人部・商工会等)でのPR (18)
- ・ 地区組織と連携した呼びかけ(19)

受診勧奨

- ・ 個別通知(ハガキ、手紙、e-メール等)による受診勧奨(4)
- ・ 電話による受診勧奨(5)
- ・ 面談や個別訪問等による受診勧奨(6)
- ・ 年齢等のターゲットを絞った受診勧奨(7)
- ・ かかりつけ医からの健診受診勧奨(17)

受診機会の拡大

- ・ 休日・夜間の健診実施(8)
- ・ 集団健診会場の増加(各地区での実施や、商業施設等の活用) (11)
- ・ 健診実施機関数の増加(委託先を増やすなど) (12)
- ・ 若年層(40歳未満)からの健診の実施(16)

受診負担の軽減

- ・ 自己負担額の軽減または無料化(9)
- ・ 会場までの送迎(10)
- ・ 受診者へのインセンティブ付け(特典などを用意) (13)
- ・ 他の健診・検診との同時実施(14)

その他

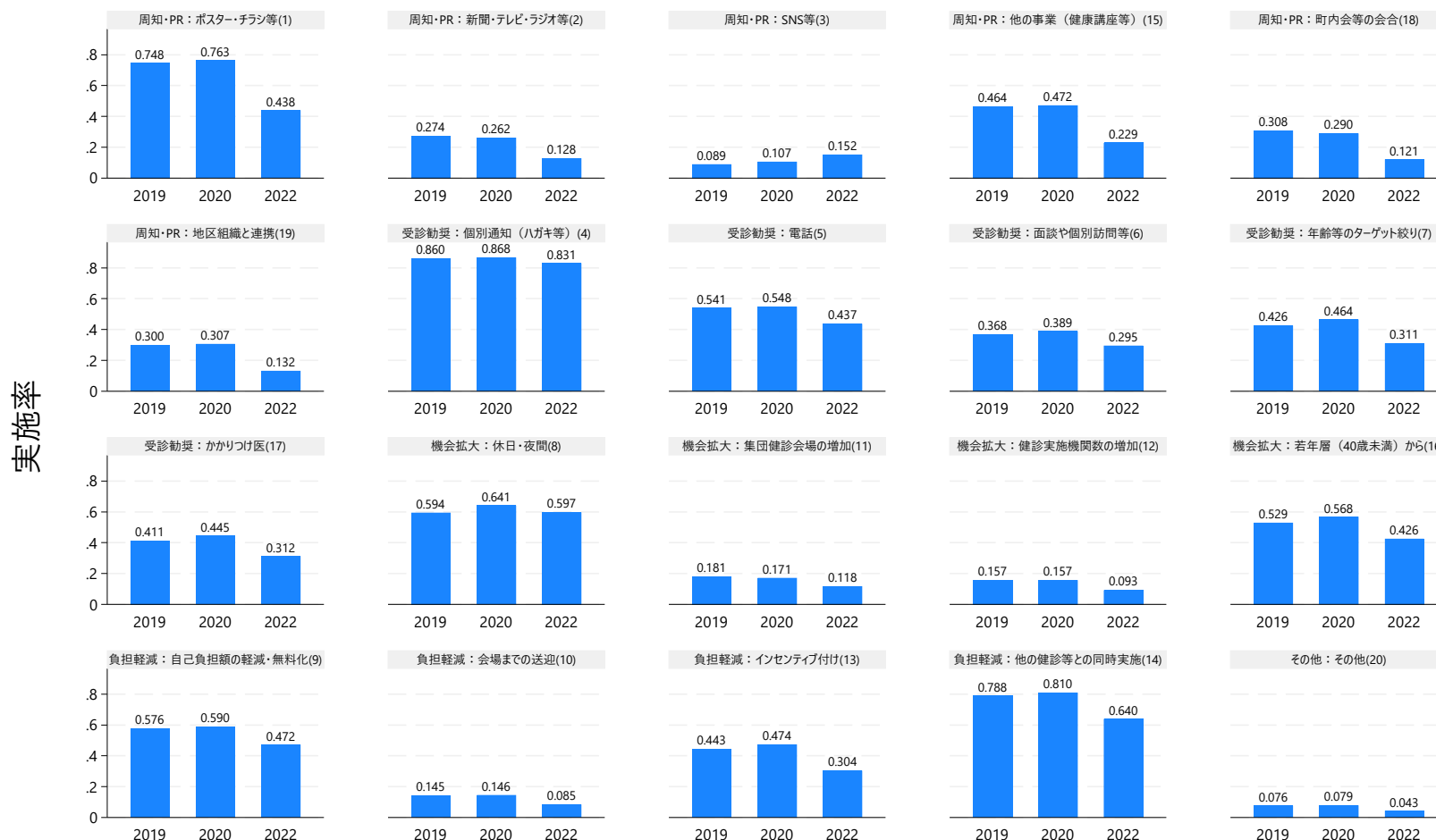
- ・ その他(20)

取組の実施率

取組の実施率は減少傾向(SNS等を使ったPRを除く)。

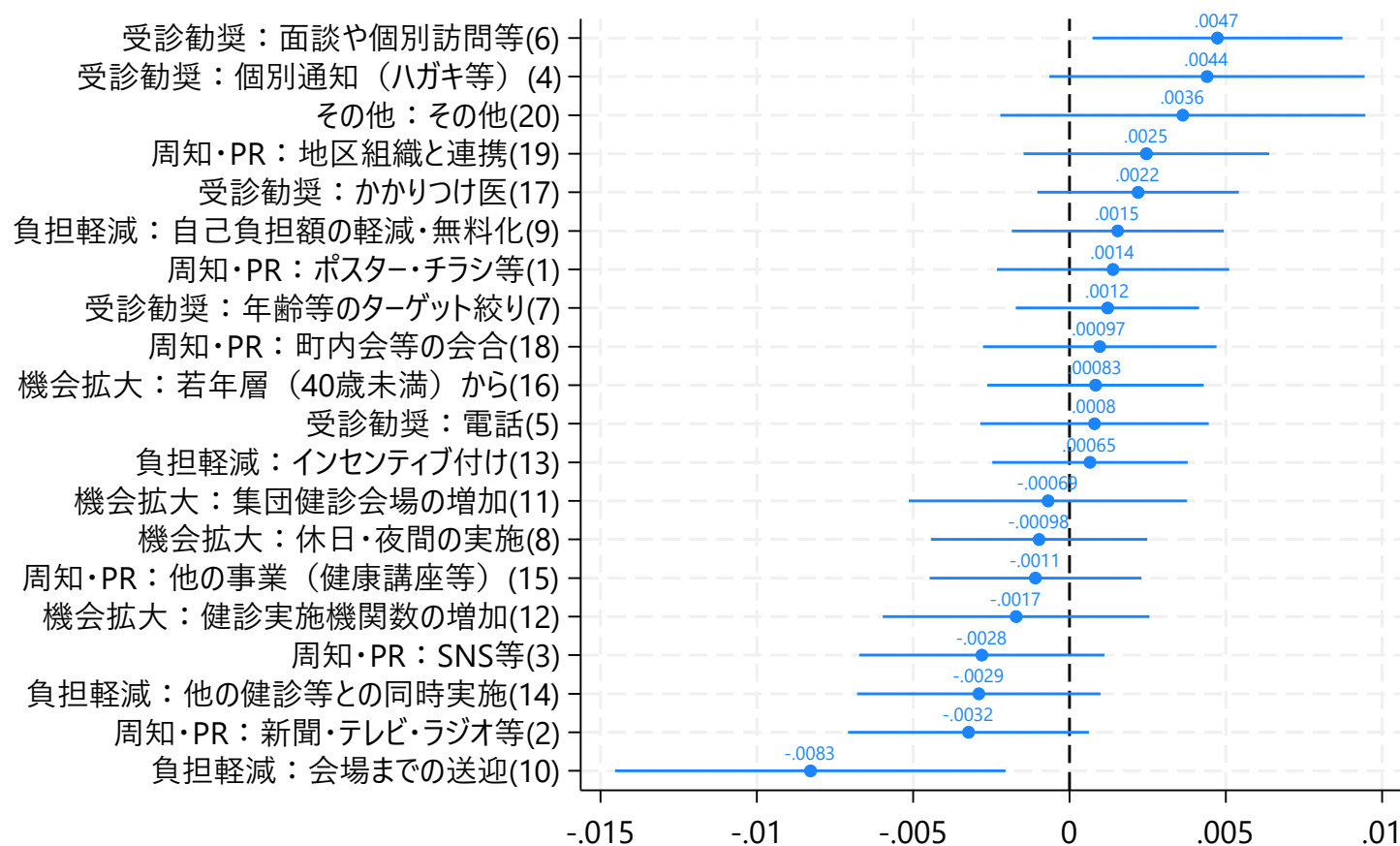
取組としては、ポスター・チラシや個別通知による周知、他検診との同時実施などが多い

取組の実施率(2019、2020、2022年度)



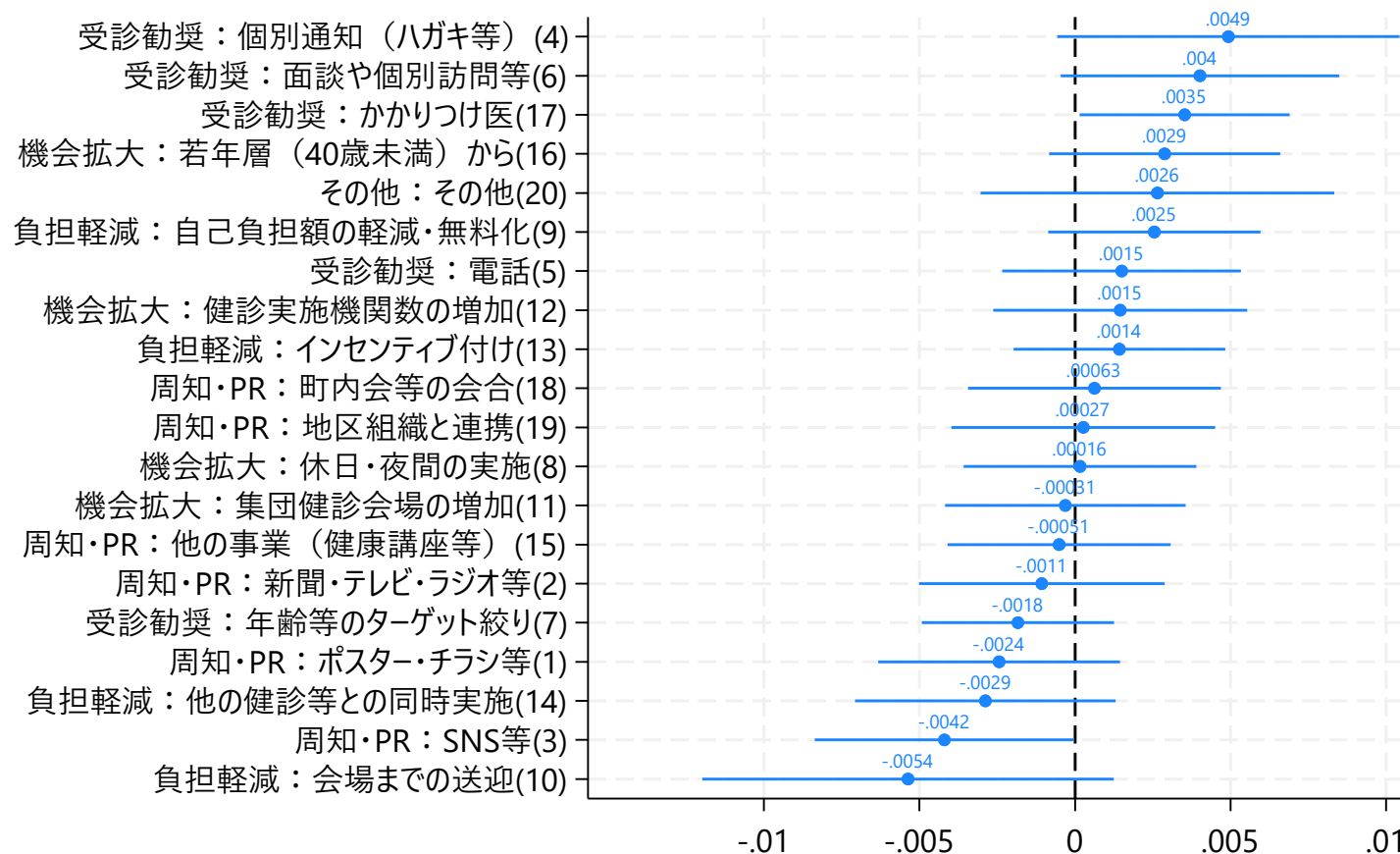
面談や個別訪問、個別通知など、対象者個別に向けた受診勧奨を行うことで、受診率が向上する傾向

受診率に対する各種取組の効果(全年)



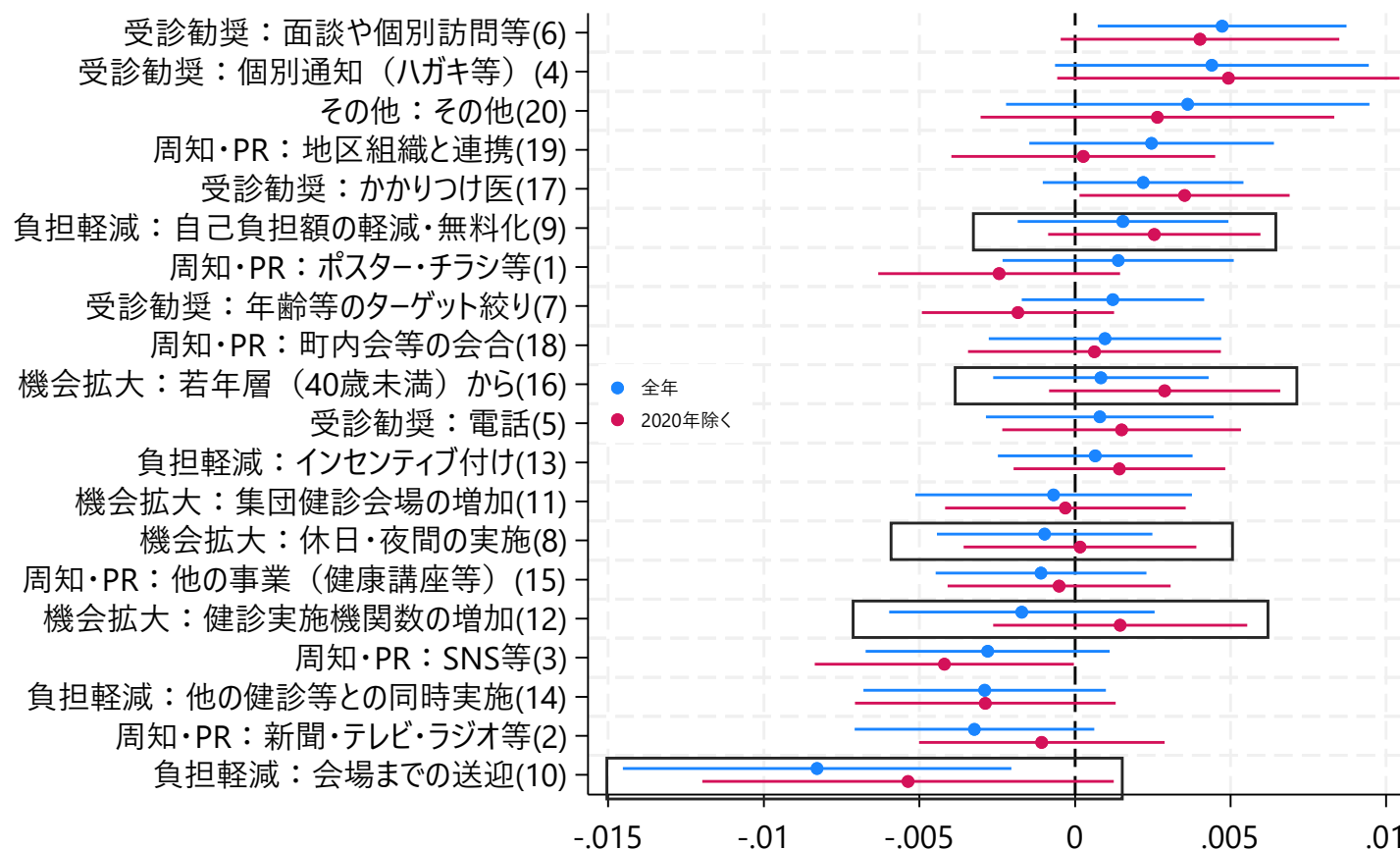
2020年(コロナ初年)を除いても、結果に重大な質的な違いはない

受診率に対する各種取組の効果(2020年を除く)



ただし、2020年(コロナ初年)を除くと、機会拡大や負担軽減の取組の効果が大きめに出る傾向あり。2020年はコロナ禍の受診控えにより、効果が下振れした可能性あり

受診率に対する各種取組の効果(全年、および2020年を除く)



受診率向上に向けた取組の効果は精確には検出できず。正の効果が推定された取組としては、個別通知による周知・PRと、直接的な受診負担の軽減(検診費の軽減・無料化)

- 同一保険者内で、各取組の実施状況と受診率の関係を統計的に検証。受診率と正/負の関係にある取組を特定
- ただし、**いずれの取組も効果量は小さく、推定精度は低い。受診率への影響は今回の検証では確認できず**
- 一部の取組では効果が負で推定されたが、受診率が低下傾向にある保険者がテコ入れのために、積極的な取組を実施している逆因果の可能性が考えられる

受診率と正の相関のある取組(+)

- 受診勧奨:面談や個別訪問等(+0.47pt)
- 受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(+0.44pt)
- 周知・PR:地区組織と連携した呼びかけ(+0.25pt)
- 受診勧奨:かかりつけ医(+0.22pt)
- 負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(+0.15pt)

受診率と負の相関のある取組(-)

- 負担軽減:会場までの送迎(-0.83pt)
- 周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(-0.32pt)
- 負担軽減:他の健診等との同時実施(-0.29pt)
- 周知・PR:SNS等(-0.28pt)
- 機会拡大:検診実施機関数の増加(-0.17pt)

Point

- 一斉周知・PRよりは個別通知が効果的
- 距離の負担を減らす(送迎や会場数の増加)よりは、直接的な自己負担額の軽減(無料化など)が効果的

取組の対象とするセグメントを絞ったり、追加データの活用や前向き検証を通してより 精確な効果検証することで、事業の有効性と効率性を高めることができる

今後に向けて、以下のような改善が考えられる

非受診者に対する 勧奨の強化

- 観察期間中に各種取組の実施率は全般的に低下傾向である一方で、受診率は37～38%でほぼ横ばいであることから、**現在受診している層については、特段の取組がなくても受診する**と考えられる。したがって、今後は**現在受診していない層に焦点を当て、受診を促す取組を実施**することが望ましい
- 性別、年齢層、住所、健康状態など、**現在受診していない人びとの属性を把握し、受診を妨げている理由について定量・定性的な洞察を深め**、取組を改善することが肝要である

追加データによる 効果検証精度の向上

- 本分析では、保険者固定効果を入れることで、受診率に影響するような保険者の特性のうち、経年一貫している要素の影響は除外している。ただし、対象者の年齢構成の割合、保険者の予算や人員体制など、**受診率に影響するような属性のうち経年変化するもの**については、追加データを収集し、説明変数に加えることで、**推定精度を改善**できる

前向き検証の実施

- 観察データから後ろ向きに各種取組の効果検証を行うには限界があるため、**RCT(ランダム化比較試験)による前向き検証を実施**し、効果の高い取組を特定したうえで、それらの取組にリソースを集中させることが望ましい
- 具体的には、有効性が高いと思われる取組(A、B、C...)を少数選定したうえで、保険者レベルで無作為に介入群A、B、C、...、及び対照群を選定し、受診率を比較することで、効果の高い取組を特定できる

(参考)各取組の実施率

取組の実施率

	2019	2020	2022	すべて
周知・PR:ポスター・チラシ等(1)	0.748	0.763	0.438	0.650
周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(2)	0.274	0.262	0.128	0.221
周知・PR:SNS等(3)	0.089	0.107	0.152	0.116
周知・PR:他の事業(健康講座等)(15)	0.464	0.472	0.229	0.388
周知・PR:町内会等の会合(18)	0.308	0.290	0.121	0.240
周知・PR:地区組織と連携(19)	0.300	0.307	0.132	0.246
受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(4)	0.860	0.868	0.831	0.853
受診勧奨:電話(5)	0.541	0.548	0.437	0.509
受診勧奨:面談や個別訪問等(6)	0.368	0.389	0.295	0.351
受診勧奨:年齢等のターゲット絞り(7)	0.426	0.464	0.311	0.400
受診勧奨:かかりつけ医(17)	0.411	0.445	0.312	0.390
機会拡大:休日・夜間(8)	0.594	0.641	0.597	0.611
機会拡大:集団健診会場の増加(11)	0.181	0.171	0.118	0.157
機会拡大:健診実施機関数の増加(12)	0.157	0.157	0.093	0.136
機会拡大:若年層(40歳未満)から(16)	0.529	0.568	0.426	0.508
負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(9)	0.576	0.590	0.472	0.546
負担軽減:会場までの送迎(10)	0.145	0.146	0.085	0.125
負担軽減:インセンティブ付け(13)	0.443	0.474	0.304	0.407
負担軽減:他の健診等との同時実施(14)	0.788	0.810	0.640	0.746
その他:その他(20)	0.076	0.079	0.043	0.066

(参考)受診率に対する各種取組の効果の推定値(固定効果モデル)

		(1) 全年	(2) 2022年を除く
周知・PR:ポスター・チラシ等(1)	0.00139	(0.00189)	-0.00244 (0.00198)
周知・PR:新聞・テレビ・ラジオ等(2)	-0.00323	(0.00196)	-0.00107 (0.00201)
周知・PR:SNS等(3)	-0.00280	(0.00200)	-0.00420* (0.00212)
受診勧奨:個別通知(ハガキ等)(4)	0.00440	(0.00257)	0.00493 (0.00280)
受診勧奨:電話(5)	0.000800	(0.00186)	0.00150 (0.00196)
受診勧奨:面談や個別訪問等(6)	0.00473*	(0.00204)	0.00402 (0.00228)
受診勧奨:年齢等のターゲット絞り(7)	0.00122	(0.00149)	-0.00183 (0.00157)
機会拡大:休日・夜間の実施(8)	-0.000976	(0.00177)	0.000164 (0.00191)
負担軽減:自己負担額の軽減・無料化(9)	0.00154	(0.00173)	0.00255 (0.00174)
負担軽減:会場までの送迎(10)	-0.00829**	(0.00318)	-0.00536 (0.00337)
機会拡大:集団健診会場の増加(11)	-0.000686	(0.00227)	-0.000310 (0.00197)
機会拡大:健診実施機関数の増加(12)	-0.00171	(0.00217)	0.00145 (0.00208)
負担軽減:インセンティブ付け(13)	0.000654	(0.00159)	0.00143 (0.00173)
負担軽減:他の健診等との同時実施(14)	-0.00290	(0.00199)	-0.00288 (0.00214)
周知・PR:他の事業(健康講座等)(15)	-0.00109	(0.00173)	-0.000509 (0.00183)
機会拡大:若年層(40歳未満)から(16)	0.000834	(0.00176)	0.00288 (0.00189)
受診勧奨:かかりつけ医(17)	0.00219	(0.00164)	0.00352* (0.00172)
周知・PR:町内会等の会合(18)	0.000966	(0.00190)	0.000626 (0.00207)
周知・PR:地区組織と連携(19)	0.00246	(0.00200)	0.000270 (0.00216)
その他:その他(20)	0.00362	(0.00298)	0.00265 (0.00290)
観察数	5140		3428
決定係数	0.870		0.913
決定係数(保険者グループ内)	0.00964		0.0207

注) 目的変数は、特定健康診断実施率。説明変数は、各取組ダミーのほか、保険者及び年度の固定効果を含む。

括弧内は保険者をクラスターとした頑健標準誤差。*、**、***はそれぞれ5%、1%、0.1%水準で統計的に有意を示す

第1回 厚生労働省のEBPM推進に係る有識者検証会

基礎・応用研修について

株式会社メトリクスワークコンサルタンツ

2024年12月9日



厚生労働省職員を対象として、EBPMに関する基礎的・実践的な知識の習得を目的に、基礎・応用研修を実施した

基礎研修

応用研修

目的

EBPMに関する**基礎的**な知識の習得

EBPMに関する**実践的**な知識の習得

内容

良い政策の立案に向けて、アウトカム志向による問題解決プロセスの手順や各プロセスにおける論理的思考・データ・エビデンスの活用方法とともに、政府が推進する基礎的なEBPMとして、行政事業レビューシートの構造や記載すべき内容を説明した

政策効果の検証に向けて、効果検証の基本的な考え方や主要な効果検証デザインの内容・適用条件とともに、緊急事態宣言や小児医療費助成の効果といった厚生労働分野における研究事例を説明した

講師

青柳 恵太郎 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

概論 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ)

事例 高久 玲音 (一橋大学・経済学研究科)

方法

オンライン研修(オンデマンド配信)

対面研修

EBPMに関する業務経験が少ない職員の皆様へ／

EBPM基礎研修



開催期間 令和6年10月1日①～10月31日②

プログラム

- アウトカム志向による問題解決
- 論理的思考・データ・エビデンスの活用
- EBPM制と行政事業レビューシート
- 演習

講師 青柳 恵太郎 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ 代表取締役)

※本研修は、厚生労働省において「政府政策立案や効果検証を助ける実践」が目的で、関係省庁の職員を対象として実施されています。研修内容は、関係省庁の業務に直接関係するものではありません。

受講場所 オンライン (共働き支援システム自習室の併設動画の受講)

EBPMの実践に取り組む・関心が高い職員の皆様へ／

EBPM応用研修



開催日時 1回目 11月6日(水) 14:00～17:00
2回目 11月13日(水) 9:30～12:30

※本研修のプログラムは同一ですが、上記の日程で実施いたします。

プログラム

- 政策・施策効果の考え方
- 実証分析の方法
- 演習
- 厚生労働分野における研究事例

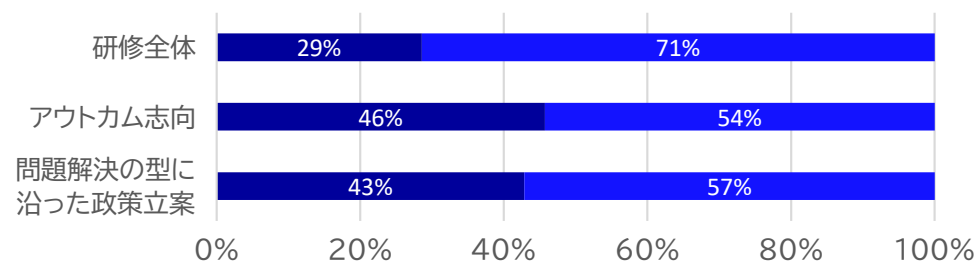
講師 西野 宏 ((株)メトリクスワークコンサルタンツ 代表取締役) / 高久 玲音 (一橋大学 経済学研究科)

開催場所 研修室 (中央合同庁舎5号館2階 厚生労働省関係者専用スペースに設置します)

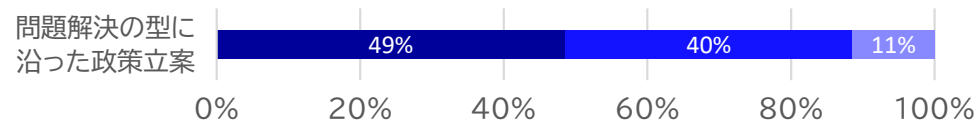
受講者へのアンケートでは、いずれの研修でも高い理解度、実践意欲を確認できた

基礎研修（回答者35名）

理解度



実践意欲

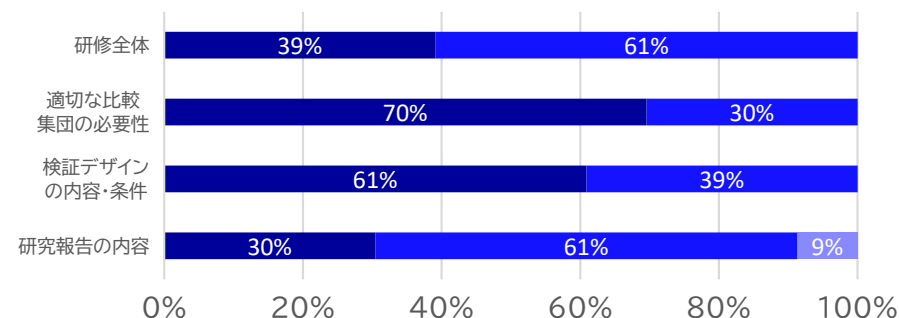


自由記述

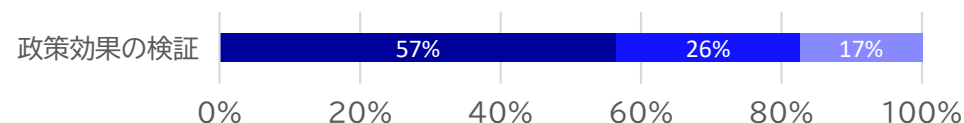
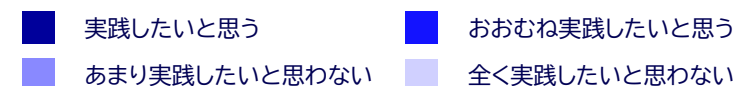
- “ アウトカムがあるから適切な政策を立案できることを学んだ。
- “ 問題を明確にし、その現状と理想のギャップを解決するために必要な考え方を学ぶことができた。自身が行っている業務でも応用できると感じた。
- “ 中央省庁でのEBPMの取組と行政事業レビューシートの関係について勉強になった。

応用研修（回答者23名）

理解度



実践意欲



自由記述

- “ 対照群の設定方法のアイデアやバイアスの除き方について勉強になった。
- “ これまでは与えられた指標を時系列で確認する程度であったが、信頼性の高いエビデンスのためには、データ取得や分析手法を考慮すべきことが分かった。
- “ 現在、政策効果の検証等とほぼ無縁の部署で勤務しているので、今回扱われたような知識を実務で使い、さらに高次のことも学習したいと改めて思いました。

(1) ロジックモデルの点検・助言・効果検証方法等の精度向上に係る検証

検証結果（指摘）	対応
①初回提出時点において、「問題なし」の割合が低いものが存在しているが、これは部局または省内で分析手法の理解に差があるためと考えられる。引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施して分析手法リテラシーを高めることが望ましい。	省内各部局担当者の分析手法の理解を進めるため、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施する。
②現在は、予算プロセスの中で事業単位でEBPMを取り入れてロジックモデルを作成しているが、将来的には他事業との関連性を考慮し、政策効果が他事業へどのように影響するかを見据えたアウトカムを設定することが望ましい。	政策効果が他事業に与える影響も考慮した、適切なアウトカムの設定に向け、引き続き省内各部局への指導・助言及びフォローアップ、よろず相談による支援を行っていく。
③NDBや介護DB以外にもEBPMに利用可能なデータが増えていく見込みだが、事業実施前から行政記録情報を含めてどのようなデータを取得および活用できるかを念頭において効果検証方法を検討することが望ましい。	効果検証方法について支援を行うに当たっては、事業の実施前から行政記録情報を含めどのようなデータが取得および活用できるかを念頭に置いて検討するよう促していく。
④予算やデータ取得の困難さ等の問題が存在することですぐに対応することは難しいが、データをパネルとして追跡し、社会への影響および中長期的アウトカムを見据えた分析を実施することが望ましい。効果検証にはどのようなデータを取得すべきかの検討を習慣化することが重要である。また、関連して定期的に取得している業務データ（納税額、保険料等）等との紐付けが、コストをかけずに実践できる方法と考えられる。	効果検証に当たっては、適切な分析データの設定・取得、他の業務データの活用、社会への影響も含めた中長期的な分析など、より望ましい検証が行われるよう、研修や指導・助言等を通じて省内に浸透を図っていく。
⑤長期的な効果検証を実施する場合、担当者の異動等に備えてサポート体制や引継ぎを滞りなく実施できるようにすることが重要である。	分析手法リテラシーを持った職員を増やすため、引き続きEBPMや分析手法に関する研修を実施する。

(2) 次年度のEBPMの実践に向けた検証

(ア) 事業のスクリーニング基準(選定基準・除外基準)に係る検証

検証結果（指摘）	対応
①重点フォローアップ事業の選定に当たっては、データの利用可能性が統計的な事業評価を行う際には必要になる。一方で「データの利用が可能」ということについては、公的統計で取っている、事業の中で集めていく、など多義的であることから、客観的に判断できる基準を検討することが望ましい。	令和6年度は重点フォローアップ事業を選定することとしていないが、今後選定するに当たっては、データの利用可能性について客観的な基準を検討する。
②効果検証対象事業の選定において、詳細な時系列データを取得することができれば時系列ランダム化比較試験等の他の効果検証手法も検討することができるため、そのような点も考慮しながら総合的に検討し、優先順位を付けることが望ましい。	令和6年度は効果検証対象事業を選定することとしていないが、今後選定するに当たっては、時系列データの取得可能性等も考慮しながら総合的に優先順位をつけることを検討する。

(オ) 今後の取組について

検証結果（指摘）	対応
行政事業レビューシートのエラーチェックについて、最初の数年では人員確保の課題に対応しつつ簡易的にチェックを進め、チェック基準を調整することが重要である。その上で、将来的には機械的に自動チェックできるような仕組みを構築することが考えられる。	行政事業レビューシートのエラーチェックについて、当面は簡易チェックを実施することとし、自動チェックする項目を増やしていきたい。また、将来的には、機械的に自動チェックできる仕組みの構築に向けて検討を進める。

(カ) その他EBPMの取組に関する全体スキームに係る検証

検証結果（指摘）	対応
①E B P Mを推進する際のデータの利活用について、行政記録情報の活用のほか、公的統計についても場合によっては新たな調査の実施可能性も含めて検討してはどうか。	省内各部局の担当者に、E B P M推進のためのデータについて、行政記録情報の活用のほか、必要に応じて新規調査の実施も含めて検討するよう促していく。
②データ利活用の際、個人情報の扱いが問題になるが、日本経済学会でもデータを利活用した研究結果が発表されており、これがあるべき方向性の1つのロールモデルになるのではないかと。	個人情報の扱いについては、必要に応じ民間の取組なども参考としながら引き続き適切な扱いを検討していく。
③効果検証事業の選定に際して、ロジックモデルの書き方次第のところがある。選定されること自体が魅力的になるような仕掛けを検討することが必要である。効果検証事業に選ばれることは説明責任を果たしている証拠であり、それ自体が名誉なことである点も広く発信してもらいたい。さらに、E B P Mの実践に関して、事業の中にはE B P Mになじまないものもあり、人的資源の観点からも無理に対象にするのではなく、実施できる範囲で選択と集中を行う必要がある。	現在は政府の方針として、行政事業レビューを活用して全ての予算事業で「基礎的なE B P M」の実践を進めることとなっており、レビューシートの優良改善事例については選定・表彰することとなっている。今後も政府(内閣官房)とも協調しながらE B P Mの実践のあり方やインセンティブについて検討を進める。